

14.5-184
1200501215134

14.5
184



始



史蹟調查報告

第七輯

文
部
省



史蹟調查報告

第七輯



發行所寄贈本



14.5-184

凡例

一、本報告ハ昭和六・七兩年間ニ指定ノ史蹟中、京都府・神奈川縣・埼玉縣・群馬縣・栃木縣・奈良縣・三重縣・福島縣・石川縣・鳥取縣・和歌山縣・香川縣・大分縣・鹿児島縣ニ於ケル拾七ヶ所ノ調査報告ヲ收メタリ

一、本報告中、奈良縣三井瓦窯跡・石川縣狐山古墳・鳥取縣船上山行宮跡・岩井廢寺塔跡・土師百井廢寺塔跡・和歌山縣鳴神貝塚・香川縣二宮窯跡・鹿児島縣佐多舊藥園ハ本省囑託上田三平、京都府笠置山・神奈川縣川尻石器時代遺蹟・埼玉縣小見眞觀寺古墳・栃木縣櫻町陣屋跡・群馬縣高山彦九郎宅跡附遺髮冢・三重縣寶塚古墳・福島縣宇津峰・和歌山縣明惠紀州遺蹟卒都婆・大分縣咸宜園跡中京都府笠置山・和歌山縣明惠紀州遺蹟卒都婆ハ同萩野仲三郎同古谷清ノ調査ニ係リ其ノ他ハ同古谷囑託ノ調査報告セルモノニ係ル

昭和十年三月

文部省

目次

奈良縣

三井瓦窯趾……………一

石川縣

狐山古墳……………五

鳥取縣

船上山行宮趾……………一三

岩井廢寺塔趾……………一九

土師百井廢寺塔趾……………二二

和歌山縣

目次

鳴神貝塚……………二三

香川縣

二ノ宮窯趾……………二九

鹿兒島縣

佐多舊藥園……………三三

京都府

笠置山……………三九

神奈川縣

川尻石器時代遺蹟……………五一

埼玉縣

小見真觀寺古墳……………五七

栃木縣

櫻町陣屋趾……………六三

群馬縣

高山彦九郎宅趾附遺髮冢……………六七

三重縣

寶塚古墳……………七三

福島縣

宇津峰……………七七

和歌山縣

明惠紀州遺蹟卒都婆……………八一

大分縣

目次

咸宜園趾……………四

九一

圖版目次

圖版第一	三井瓦窯實測圖
圖版第二	三井瓦窯實測圖
圖版第三	三井瓦窯趾全景
圖版第四	三井瓦窯の階段部
圖版第五	三井瓦窯趾出土の古瓦
圖版第六	狐山古墳全景及石室
圖版第七	狐山古墳遺物(玉類、裝身具)
圖版第八	狐山古墳遺物
圖版第九	狐山古墳遺物
圖版第一〇	狐山古墳遺物
圖版第一一	船上山舊寺趾實測圖
圖版第一二	船上山全景
圖版第一三	船上神社及一ノ木戸
圖版第一四	岩井廢寺塔趾遺物及心礎

圖版目次

圖版第一五	土師百井廢寺塔趾礎石配置圖
圖版第一六	土師百井廢寺塔趾全景
圖版第一七	土師百井廢寺塔趾遺物(鏡瓦の拓本)
圖版第一八	鳴神貝塚全景
圖版第一九	鳴神貝塚遺物包含狀態
圖版第二〇	鳴神貝塚遺物
圖版第二一	鳴神貝塚遺物
圖版第二二	二ノ宮窯趾所在地實測圖
圖版第二三	二ノ宮窯趾全景と遺物
圖版第二四	二ノ宮窯趾第一窯及第二窯
圖版第二五	佐多舊藥園文書
圖版第二六	佐多舊藥園現狀
圖版第二七	佐多舊藥園現狀
圖版第二八	笠置山全景
圖版第二九	笠置山上
圖版第三〇	椿本社
圖版三一	彌勒岩虛空藏岩

圖版第三二	行宮趾
圖版第三三	般若臺趾・解脫上人墓石
圖版第三四	笠石及十三重石塔
圖版第三五	川尻石器時代遺蹟地籍圖
圖版第三六	川尻石器時代石敷住居趾實測圖
圖版第三七	川尻石器時代遺蹟所在地點
圖版第三八	一號石敷住居趾の一部
圖版第三九	三號石敷住居趾
圖版第四〇	川尻石器時代遺蹟出土遺物
圖版第四一	川尻石器時代遺蹟出土遺物
圖版第四二	小見眞觀寺古墳實測圖
圖版第四三	同全景・一號石槨孔口
圖版第四四	同二號石槨孔口
圖版第四五	同發掘遺物鐵兜蓋付脚付銅鏡・銅鏡
圖版第四六	同刀子・金環・拵付刀(圭頭式)同(頭椎式)
圖版第四七	櫻町陣屋趾實測圖
圖版第四八	同建物實測圖
圖版第四九	櫻町陣屋趾全景・同陣屋建物一部
圖版第五〇	同二宮尊德居室・同座敷

圖版第四九	高山彦九郎宅跡・高山彦九郎遺髮冢
圖版第五〇	寶塚古墳實測圖
圖版第五一	寶塚古墳(南塚)同(北塚)
圖版第五二	宇津峰山上實測圖
圖版第五三	宇津峰遠望同山上
圖版第五四	同山上土壘(俗稱千人溜)
圖版第五五	東白上全景明惠紀州遺蹟卒都婆(東白上)
圖版第五六	西白上全景明惠紀州遺蹟卒都婆(西白上)
圖版第五七	明惠紀州遺蹟卒都婆(後立)同(歡喜寺)
圖版第五八	同(糸野)
圖版第五九	星尾全景明惠紀州遺蹟卒都婆(星尾)
圖版第六〇	明惠紀州遺蹟卒都婆(神谷)
圖版六一	秋風庵實測圖
圖版六二	咸宜園跡(東側)同(西側)
圖版六三	同(秋風庵正面)同(座敷)
圖版六四	同(東方の地點より秋風庵背面を望む)

史蹟調査報告 第七輯

奈良縣

三井瓦窯跡

奈良縣生駒郡富郷村大字三井にあり。法輪寺と法起寺との中間の北に位する一丘陵の西斜面は近年開墾して葡萄を栽培して居るが瓦窯は其中腹に於て發見されたのである。

窯は自然の山腹を利用し周囲はすべて土を以て築かれ石材を用いた部分はない。所謂登窯の形式で焚口火床階段の三部から成り、焚口は其麓に通ずる路面から十餘尺の高さにあり、發見當時は全く埋没して居つたが調査して見ると多少外方に開きたる形状を有せしもの、如く火床に連絡せる焚口はアチ形を呈し、底幅約三尺、高さ約一尺八寸あり略西面して居る。



火床は焚口の奥に連続して存し、平面は略半圓形を呈し、南北徑六尺六寸、東西徑四尺四寸、南及北の側壁は外に向つて弧状を呈し、奥壁は略垂直に直立し、其高さは約二尺六寸ある。天井は穹隆状を爲し、黒く焼け焚口の部分より約四十五度の傾斜を以て登り階段部の天井に連り、奥壁附近に於ては火床底よりの高さは約七尺ある。火床部には瓦片充滿し、又多量の木灰片の存在を見たのである。

階段は生瓦を縦に併列した部分と認むべく、火床奥壁の上端より連続し約四十度の勾配を以て



(圖形地一分萬二部量測地陸據) 置位の瓦窯三井×

上り、現今第一階より第十階迄を見ることが出来る。然して其引き通し線の長さは約十六尺あり、火床から階段最高部迄の高さは約十二尺四寸ある。第一階の幅は五尺一寸五分で次第に遞減して第九階は幅三尺七寸餘となつて居る。又各階の踏面の水垂及び蹴上げの根張は各弓狀に窪ませた構造で、二階以上十階迄の高さは一尺五寸乃至一尺二寸である。各階共に奥に稍窪ませ兩隅を稍前に突出させた階段の構造は全く火受けに對する周到なる注意に基いたもので、此種瓦窯の構造中最も見るべき手法である。階段部の天井は大部分破壊せられ、發見當時には多數の平瓦破片が充満して居つた。然して此の破壊せる部分の古瓦破片にヒントを得て遂に此の窯趾が發見せられたのである。

瓦窯の所在地の丘陵上には俗稱瓦塚と稱する古墳がある。瓦塚の名稱は元來瓦窯の不用品を捨てた處から起つたものであらう。

窯趾から發見した古瓦片は平瓦が多數で、完全なもの一個に就て測定せる結果幅八寸二分、尻幅九寸、長さ一尺二寸四分、厚さ約八分、谷の深さ約一寸七分、表面に布目を印し、裏に縦繩目が整然として残り、焼成極めて堅く緻密にして青色を帯びた鼠色を呈し、飛鳥奈良時代の特色を示して居る。

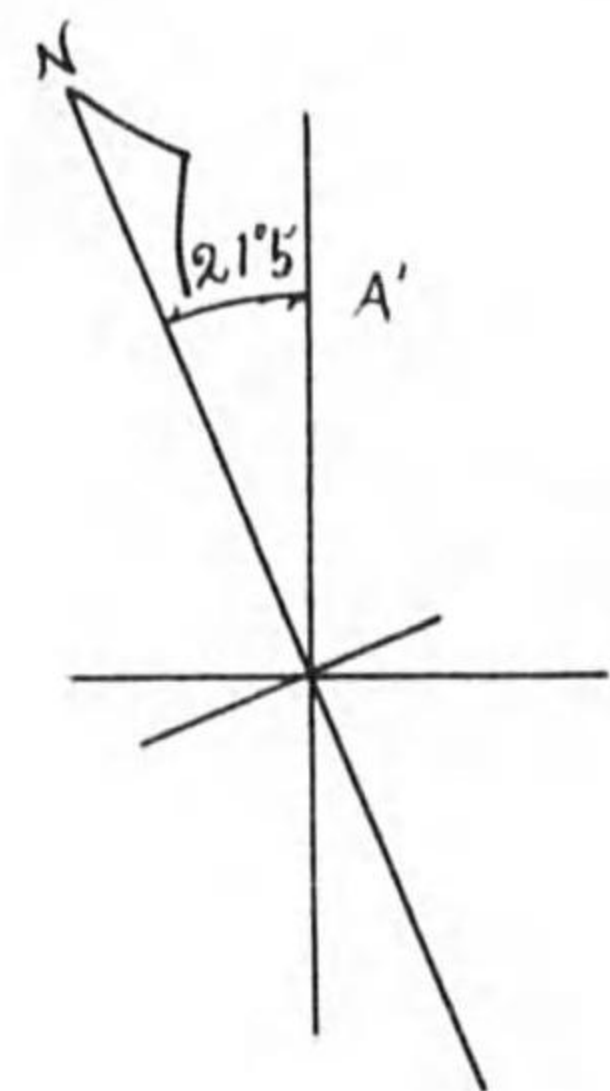
丸瓦は少量であるが平瓦と手法略一致し、完形のものには水切附着部に於て直径四寸九分、他端にては五寸四分あり、長さは約一尺二分で、之れに二寸五分の水切が附着して居る。

鏡瓦は窯外焚口の下方に當る土中から唯一個出土したのであるが、其形式は八葉複瓣の蓮華模様で、周圍には幅狭き波紋帯を繞らし、更に其外に幅極めて狭き周縁あり。中房は比較的大きくし

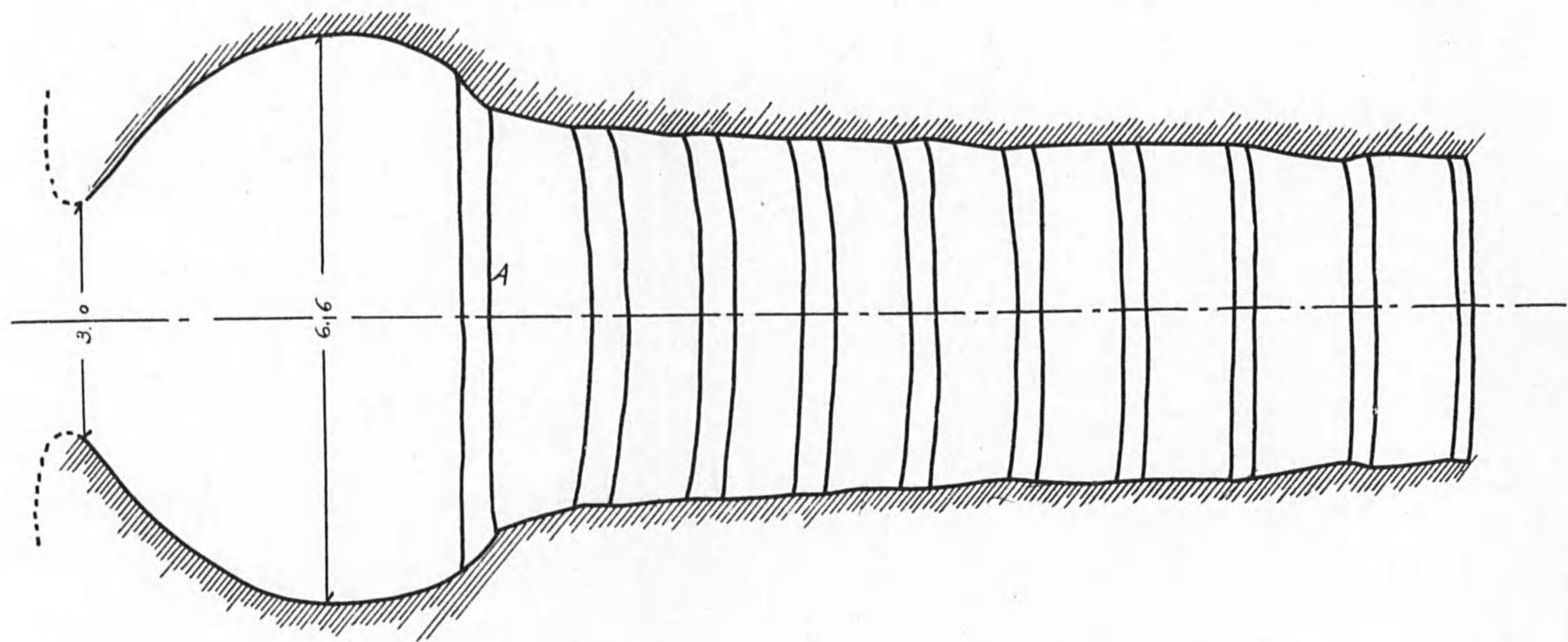
て隆起し、蓮子二十五個を含み更に蓮子は線にて連続されて居る。

此等は法隆寺及法輪寺の古瓦の種類と全く等しきもので其時代を知ることが出来るのである。

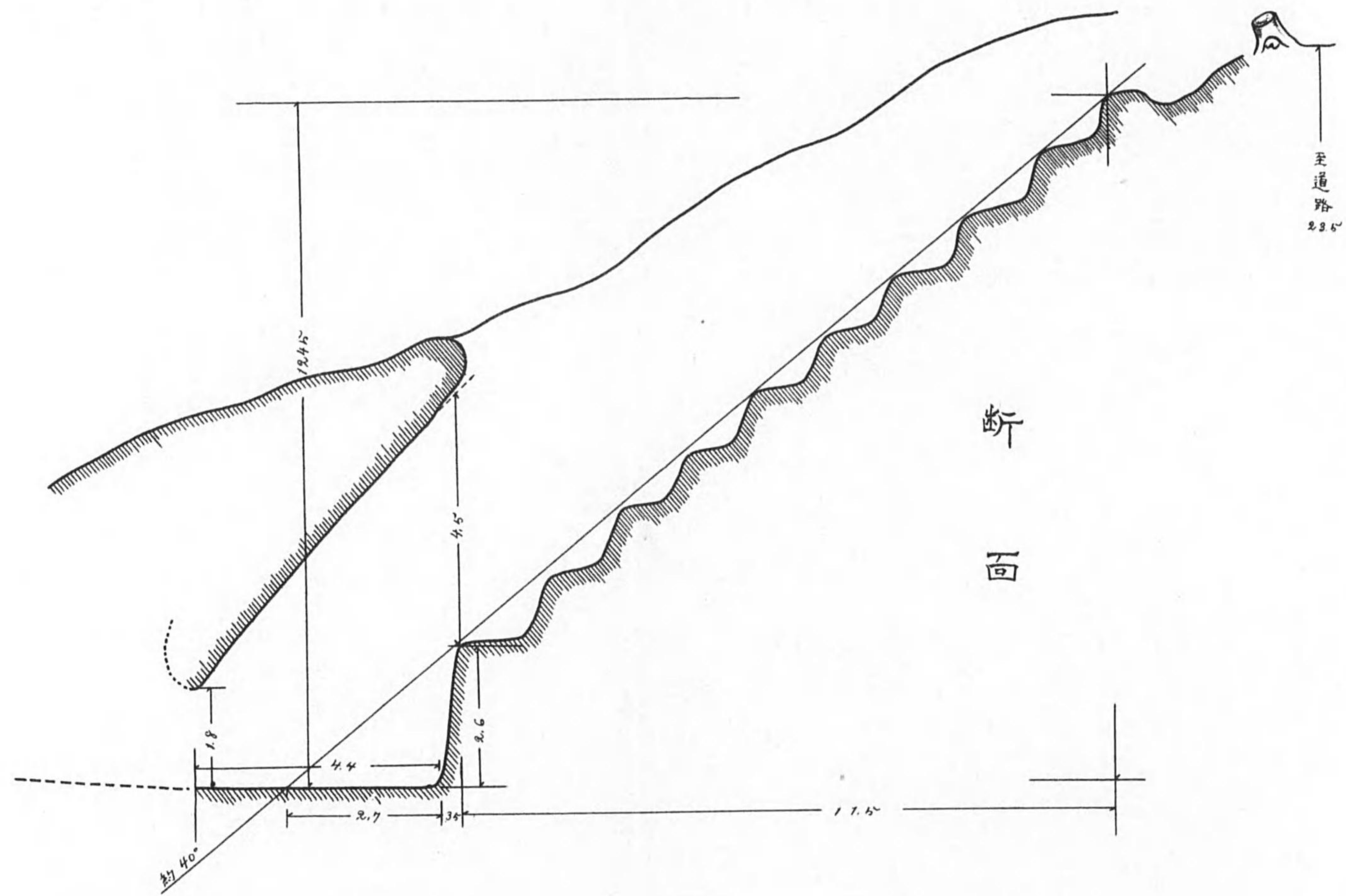
右は保存要目史蹟の部第七に依り昭和七年四月に指定せられたのである。



平面



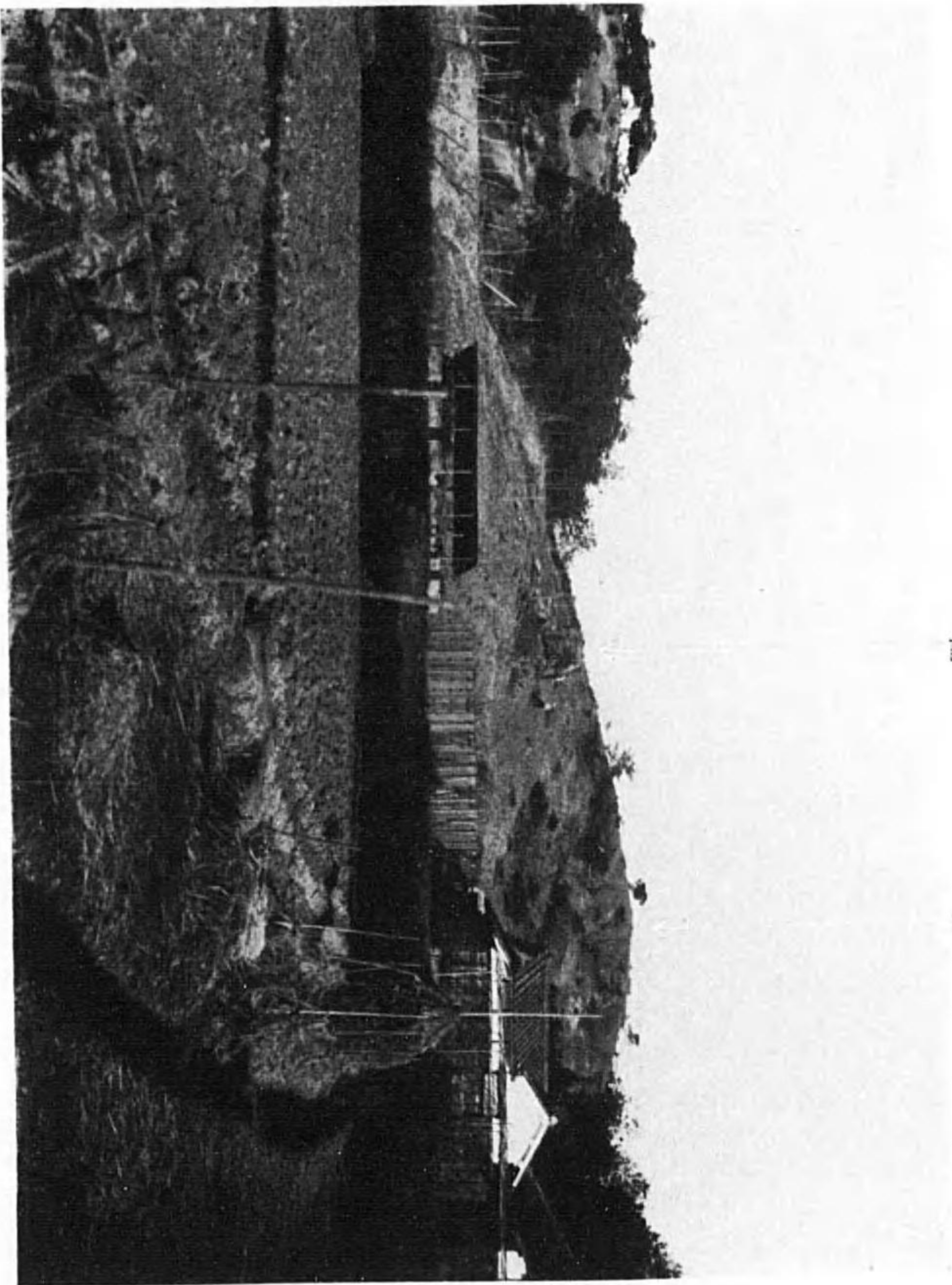
三井瓦窯實測圖



三井瓦窯實測圖

瓦窑址

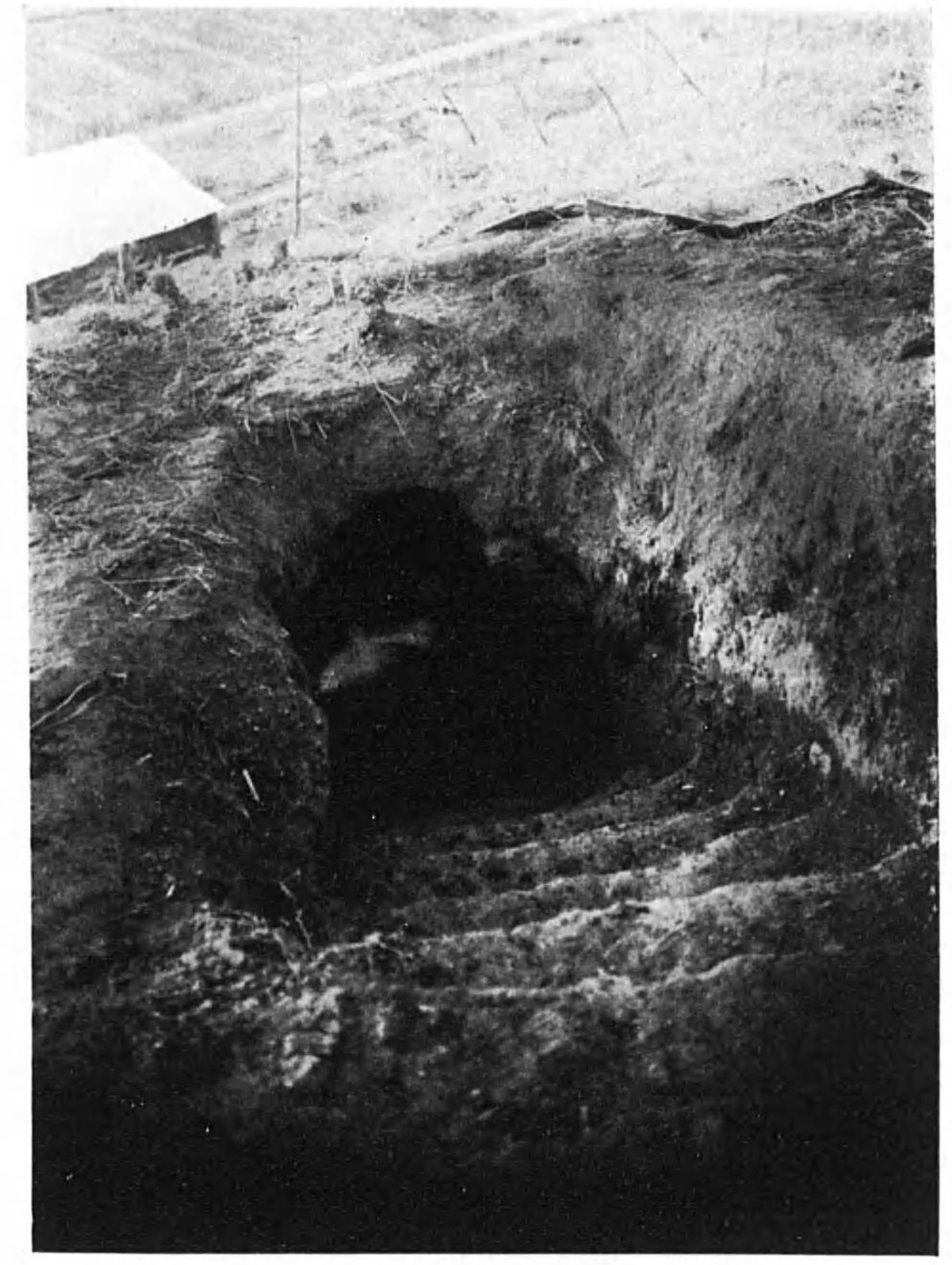
古城遗址



圖版第三

景全址窯瓦井三

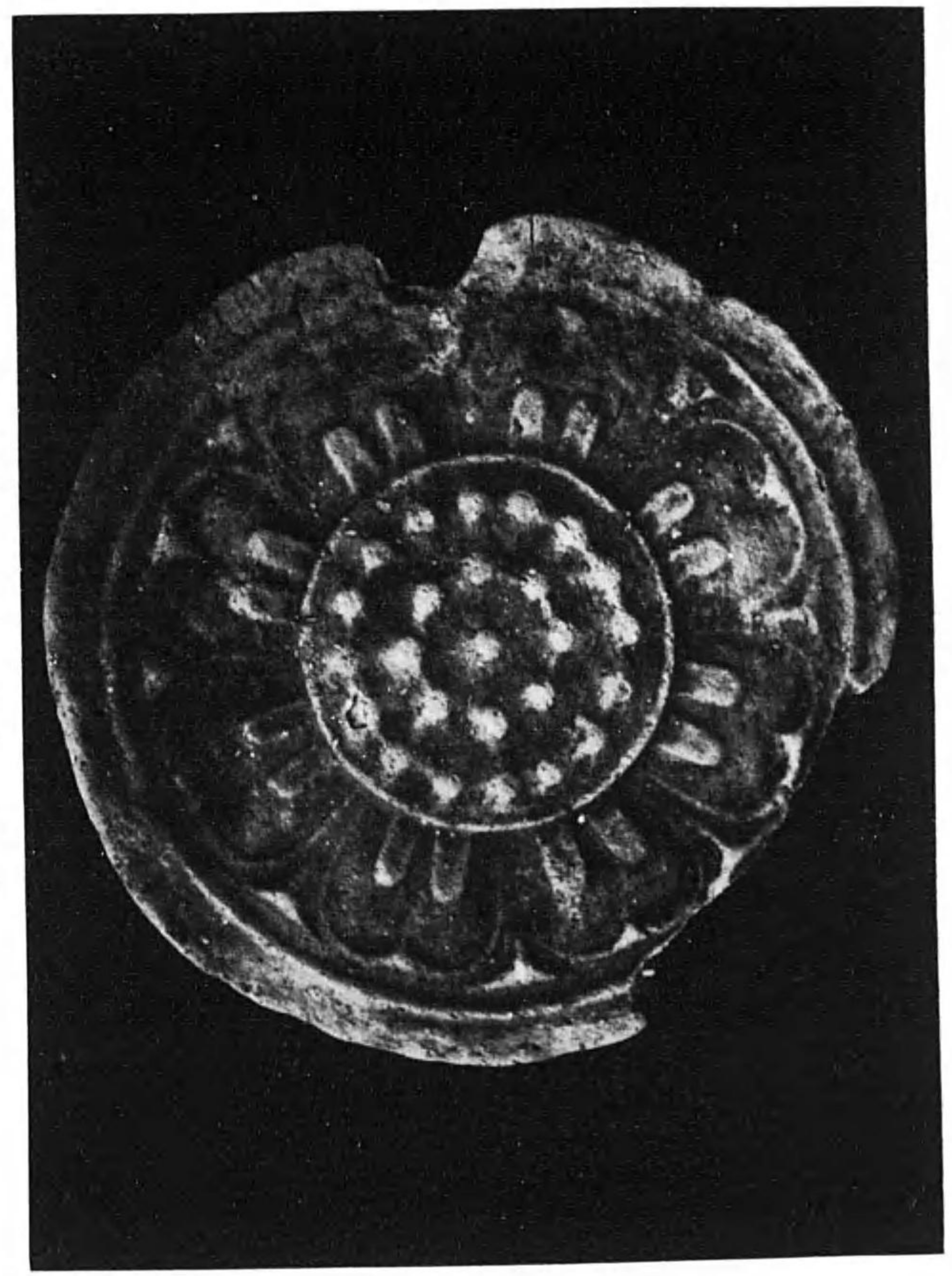
圖版第四



三井瓦窯の階段部

圖版第五

三井瓦窯出土の古瓦

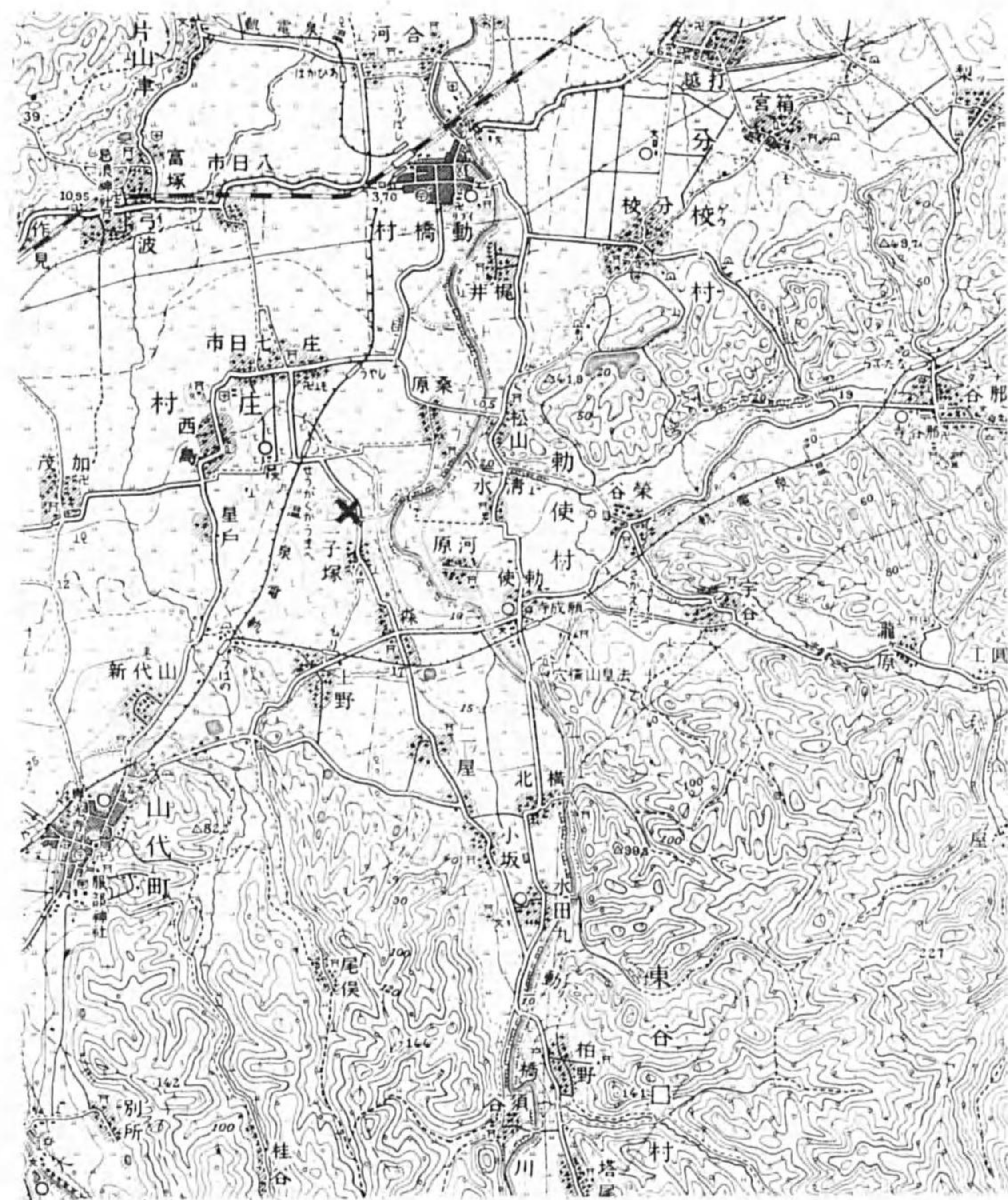


石川縣

狐山古墳

石川縣江沼郡勅使村字二子塚の聚落の北約二町舊小字狐山と稱する地域にある。大字名の二子塚は勿論此の塚の形に基づく名稱であることは諸國の例に徴して推測出来るが此處では古墳を狐山又は狐塚と稱し其墳形を示す名稱は聚落の名となつて居る。數年前迄全面竹藪で蔽はれ西部に狐穴があり地方に於て尾白と呼ばれる老狐の棲息せし事實があり又椀貸傳説もある。昭和七年一月二日動橋川の堤防修築に際し土砂採取場として縣道に近い古墳南側から封土を削り初めた。然るに其工事半ばに土砂中から巨石の一端を發見し翌三日石室の側壁を構成せる西部の板石をはずして内部の遺物を取り出したのである。

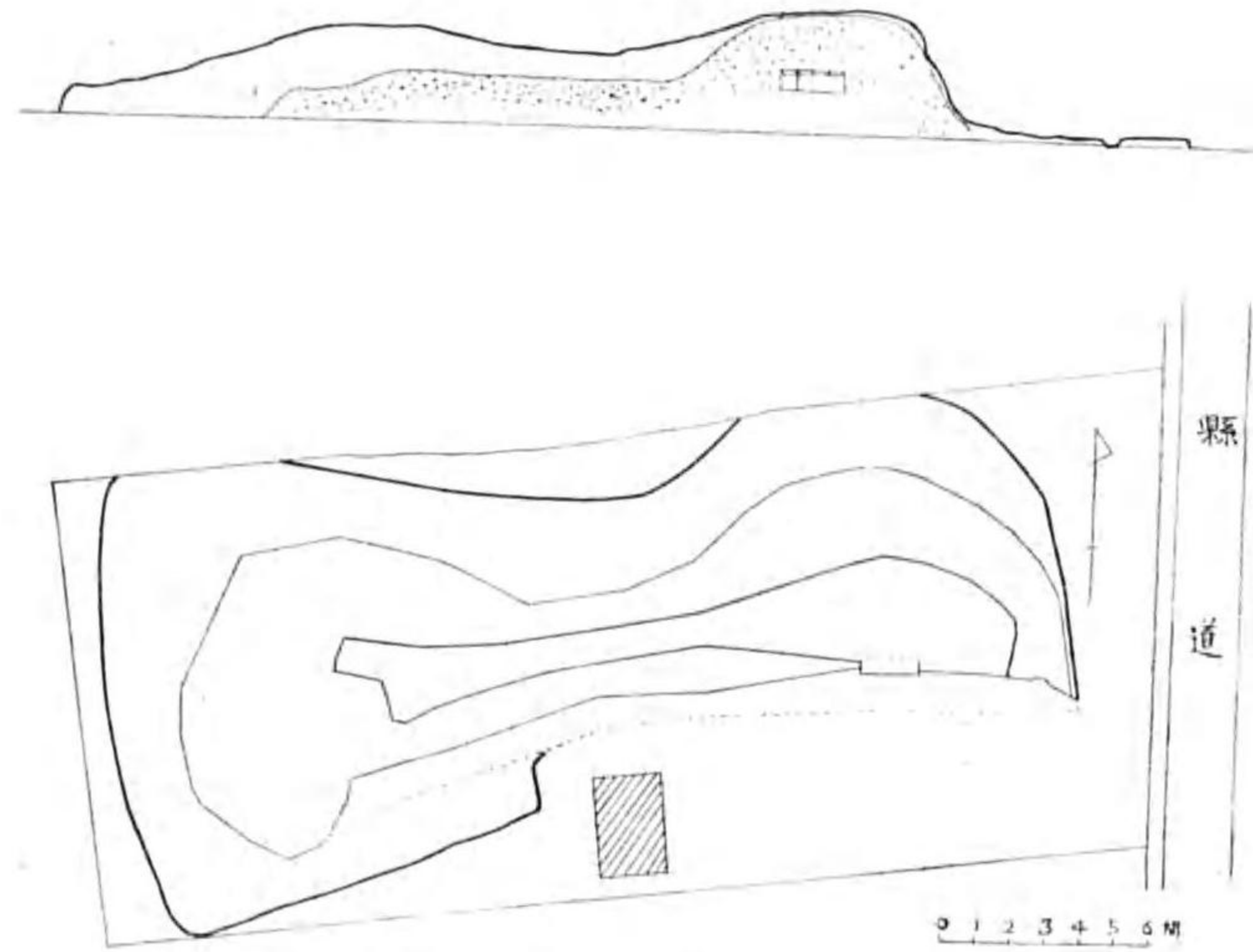
江沼盆地には古墳が比較的に多い。此の古墳の東南十數町には横穴群集地として著名な法皇山があり之と並びて榮谷宇谷にも多數の横穴がある。眼を東北に轉ずると分校の高山古墳があつて曾て多數の玉類を出し柴山潟沿岸矢田新月津方面にも塚形古墳があり石棺を發掘せし處もある。狐山古墳は此等の遺跡分布地帯に屬し山地に近き高燥なる川岸平地にあつて江沼盆地を一時に集め得る好位置にある。古墳の外形は既に所在地の大字名が示す如く前方後圓墳で長軸は略東西に向ひ後圓部は東に前方部は西にあり長さ約二十八間、後圓部は縣道修築の際削られて居るから原形は長さ三十間以上に達して居つたであらう。前方部の幅は約十四間、之れも原形



(圖形地一分萬五部量測地陸據) 置位の墳古山狐 x

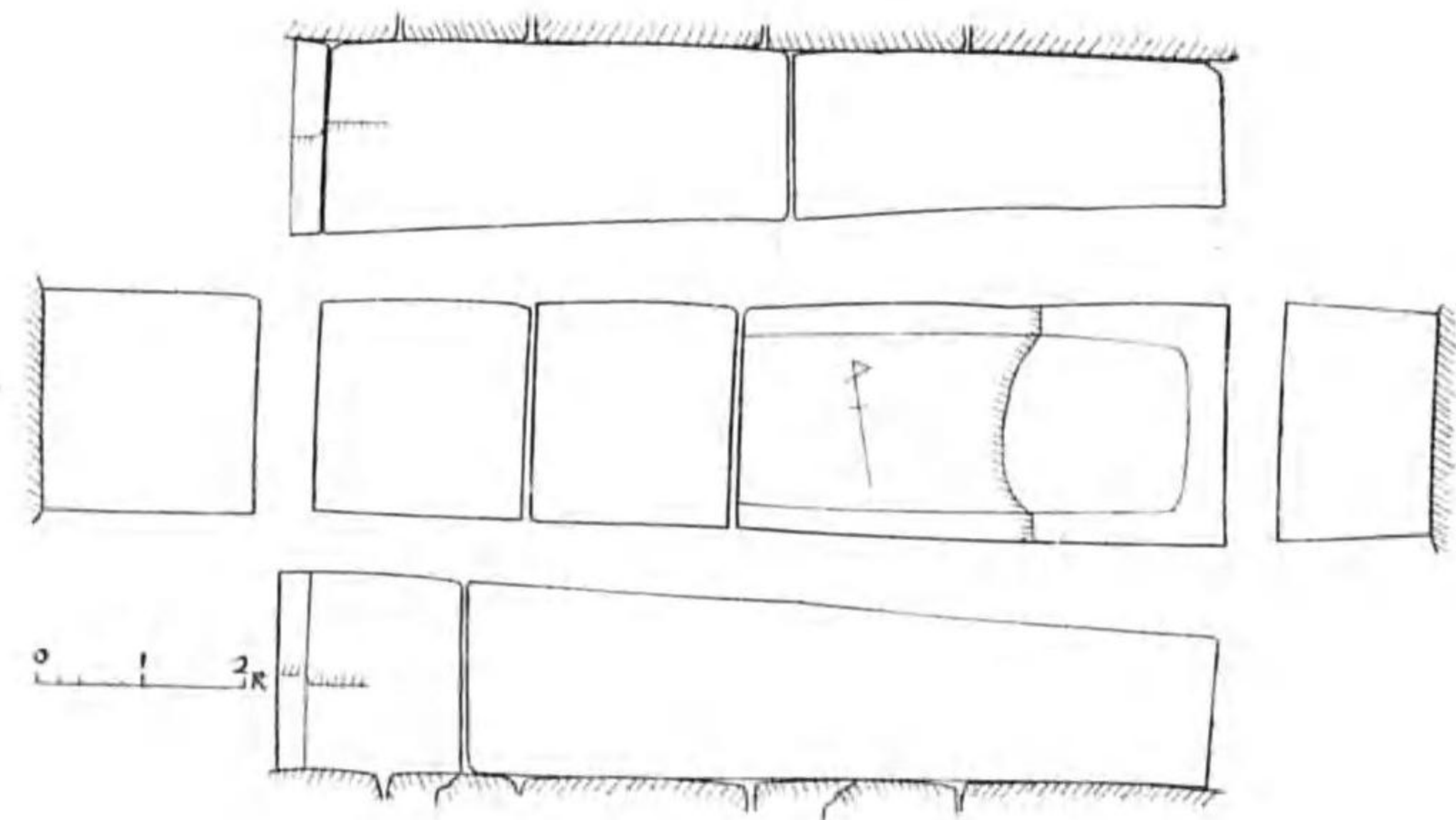
より多少削られて居る。後圓部は直徑約十六間位はあつたものと思はれる。高さは田面から約十八尺封土は裾部に一段を造りその上を蒲鉾形に盛つたもので、クビレ部に特殊の形なく單純な前方後圓墳としては標式的のものである。舊時に於ては惣掘をめぐらして居たが明治四十三年の耕地整理の際理めて水田にしたのである。周圍には近頃まで深田の部分があつたと云ふ。現今後圓部の東に通ずる縣道は元濠趾を隔て東方に迂回して居つたのであるが、之れも耕地整理の際に今の如く直線に改修したものである。封土の裾部には埴輪を存する部分あり、頂部には極めて少い。又河原石も多少存する處より見れば葺石もあつたものと思はれる。猶此の古墳の西には塚森、下宮等の陪塚があつたが之れも耕地整理の際取り崩し跡地は水田となつて居る。後圓部の東部は明治四十三年耕地整理の際に削られて居る爲めに石室の位置は後圓部の東から約十尺西に其東壁を置き、封土の頂部から約九尺の深さに天井石の頂點があるのである。石室の長軸は略封土の長軸に沿ひ、南北兩壁は各二枚の板石、凝灰岩、東西兩壁は各一枚、同石質の板石を以て組合せたもので、その方法は多くの組合せ式石棺等に見る如く長き兩側壁の兩端に東西の板石をはめ込んだものである。二枚の側壁の繼目及び各隅は各合口を作つて組んである。結局四壁は六枚の板石を以て構成されて居るのである。然して底部に三枚の敷石を敷きつめ、天井には五枚の板石を横架した完全な竪穴式石室で、即ち内法の長さ約九尺、幅は東端の底部で二尺四寸、天井部で二尺二寸五分、西端の幅約二尺、高さは東端で約一尺六寸、西端で約二尺ある。内面は良く削られ全面朱を塗つたものである。此の石室の極めて顯著な特色は底部の敷石にある。即ち東に位置する

狐山古墳實測圖



上面 下面 断面 上面
(昭和七年一月)

狐山古墳石室實測圖



大なる敷石は長さ約四尺七寸、石室の北、東、南に接する部分の縁邊に各四寸乃至三寸の幅を平面のままに残し、其内側を舟底形に彫り込み、其深さ約三寸六分、西端は流し落しの如く削つたまゝで、之に接続して順次表面平滑な敷石が二枚並べられて居る點にある。東部の舟底形敷石は石棺の氣分を濃厚に表はした加工で、此の部分に頭部を東にして屍體が安置され、漢式鏡、飾金具、玉類、頸飾、直刀の若干が配置され、平滑な敷石の上の一枚の分には屍體の脚部と劍、槍、刀子、最西端の平滑な一枚の敷石の上には甲冑、鐵鎧、小札等が安置されて居つたのである。猶舟底形の部分には朱塊、朱粉末が混じて屍體及頸飾等を蔽ふて居つたので、此部分から比較的少量の朱を採取して居る。完全な竪穴式石室で、天井に多少の破れ目がある位で、外部より土砂、木根及び獸類等の侵入なく、且底部に特種の敷石があり、その継ぎ目に多少の間隙ある外、遺物を見失ふ虞れなき状態であつたから、小玉の如きものは多少内部の細砂に混じたであらうと思はれる位で、遺物は殆ど原位置のままであつたと見て差支へない。即ち屍體は頭部を舟底形敷石の東の縁にかけて置かれてあつたから、頭蓋骨は他に比して乾燥した傾向がある。然し頸骨は敷石の凹みの部分にあつたので、腐朽の度は強く、齒牙は全數二十枚以上を存し、壯年期の男性のものとして認定されて居る。胸部に屬するものは腐蝕して細片となり、脚部の骨片は斷片として取り出されたのである。即ち屍體の大部分は舟底形敷石の上に安置されて居り、胸部附近に玉類、頸飾があり、胴部の中央並に兩側に直刀があり、漢式鏡は鈕を上にして頭骨の稍南の敷石の縁に傾斜して置かれてあつた。槍や刀子の類は脚部の平滑な敷石の上に甲冑は最西の敷石の上に立て、あり鐵鎧の塊、鐵小札の塊も其附近に充滿して居つ

たといふことである。遺物の梗概を次に記すこととする。

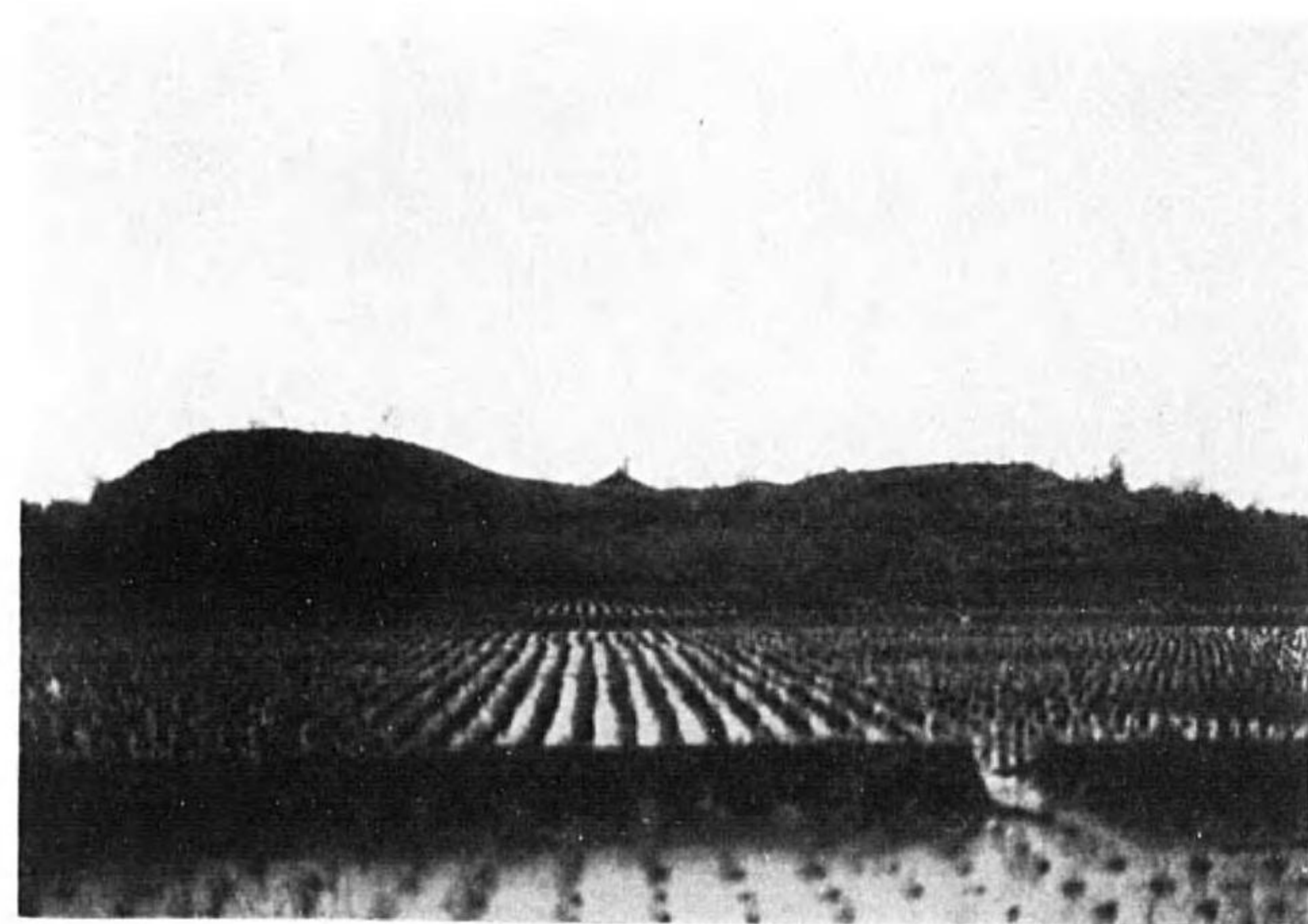
漢式鏡は直径六寸五分、反りは少く、鈕は比較的小さい。厚さ二分は相當のものである。鏡面には厚いさびを被り、鏡背は袋のまゝ、緑青に染まり、圖様を確認することは出来ないが、廣い縁の内に半圓方形帯を認め、内區に乳座並に獸形を認められるから、神獸鏡に屬するものと推定される。鏡はこの一面のみであつた。勾玉は合計六個あり、瑪瑙に屬するものは普通の形で、最長一寸一分五厘、之れと同石質のもの二個ある。琅玕の皮かと思はれるもの一個、翡翠製のもの三個にして、最小は長さ七分六厘である。管玉は大別して、徑二分五厘のもの、徑一分五厘のもの、即ち細形と普通のものと二種あり、石質にも濃綠色の碧玉岩製のものと青磁色のものとあり、合計三十五個ある。青銅製の鈴六個あり、同形で胴部の長徑八分、短徑七分三厘、紐掛徑三分、中に小塊あり、下部に切り込みがある。銀製鉸具、長徑一寸二分五厘、短徑八分八厘のもの二個あり、銀製金具にて長方形飾板、長徑九分三厘、短徑六分五厘の一方に丸みを有し、環を附するもの二個あり、又飾板はハート形を爲し、長徑七分強、短徑六分にて環を附せるもの九個あり、頸飾と認めらるる金覆玉と紫色玻璃玉と交互に連接せるもの長さ二寸六分に付、双方五個づつの玉をつないで居るが、金覆玉の徑約三分五厘、紫色玻璃玉の徑約二分五厘ある。綠色小玉の連接せるもの、紫色小玉の連接せるもの共に、金覆玉と紫色玻璃玉をつなぎたるものに附隨して、裝飾となせるものたることを知り得る材料を發見した。之れは従來各地の古墳から出土する此種の丸玉、小玉の使用法を知るに重要な材料である。直刀は合計六口、最長は三尺四寸七分、最短二尺五寸八分、内刃先完全ならざるもの三口、中莖完全ならざるもの三口あり、何れも刀身に木片附着し、柄には蛭卷の跡がある。劍は三口、最長一尺六寸、内に異形のもの一口ある。刀子は破片を合せて五口は認められる。鐵鏃は約九十本に近く、片丹のもの逆刺のあるもの等あり、矢竹の徑は二分五厘ある。衝角付冑の高さ約四寸六分、長徑八寸五分、短徑六寸あり。短甲は背高約一尺四寸五分、背部の幅廣き部分一尺四寸七分、胴部の長徑約一尺一寸、短徑約九寸三分、裾部の長徑一尺二寸三分、短徑一尺一寸二分、前の高さ一尺一寸三分、腋下の高さ七寸四分あり。鐵板鋌留の製作で内面には荒き布を張り、その上に紋様ある皮を張つて居つたものであることが知られる。其他に鎧小札多數、並に脛當、小手等の金具もあり、鎧に用ゐたと思はれる金覆の飾金具もある。以上の外、朱粉末泥に混じたるもの多量あり、石室の小さい割合に多數の遺物を副葬して居つたものである。

狐山古墳は外形及び石室の構造上から見ても、又副葬品の種類から見ても、本邦に於ける前期式古墳の中に屬すべきことは明かである。然してその被葬者は此の地方の古史に徴して、江沼國造の有力者であらうと推定することは、強ち無理なことではなからう。

此の古墳の東方十數間の水田床下げの際約四尺の間隔に、人頭埴輪の埋没せる状態を發見した。三個の内一個は體部の表面に鋸齒狀紋を刻せる楯を附せるものであつた。北陸地方に於て此種の埴輪の發見は稀有の事實である。之は曾て開墾の際に古墳を破壊した跡に埋藏せる遺物の殘つた例と見るべきものであらう。

右古墳は保存要目史蹟の部第三及第九に依り昭和七年四月指定せられたのである。

圖
版
第
六



景 全 墳 古 山 狐



室 石 墳 古 山 狐



物遺墳古山狐

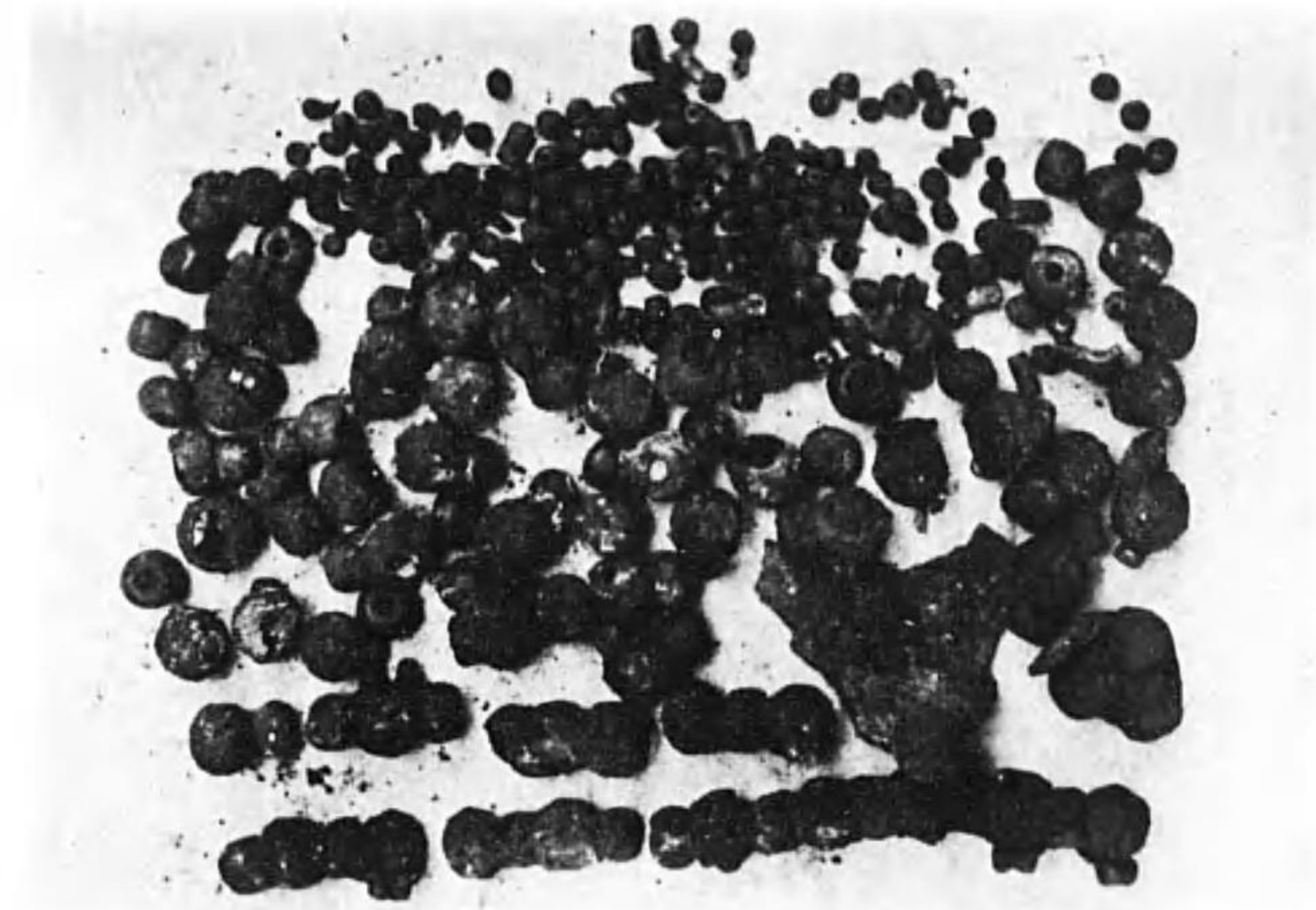


上

同



物遺墳古山狐

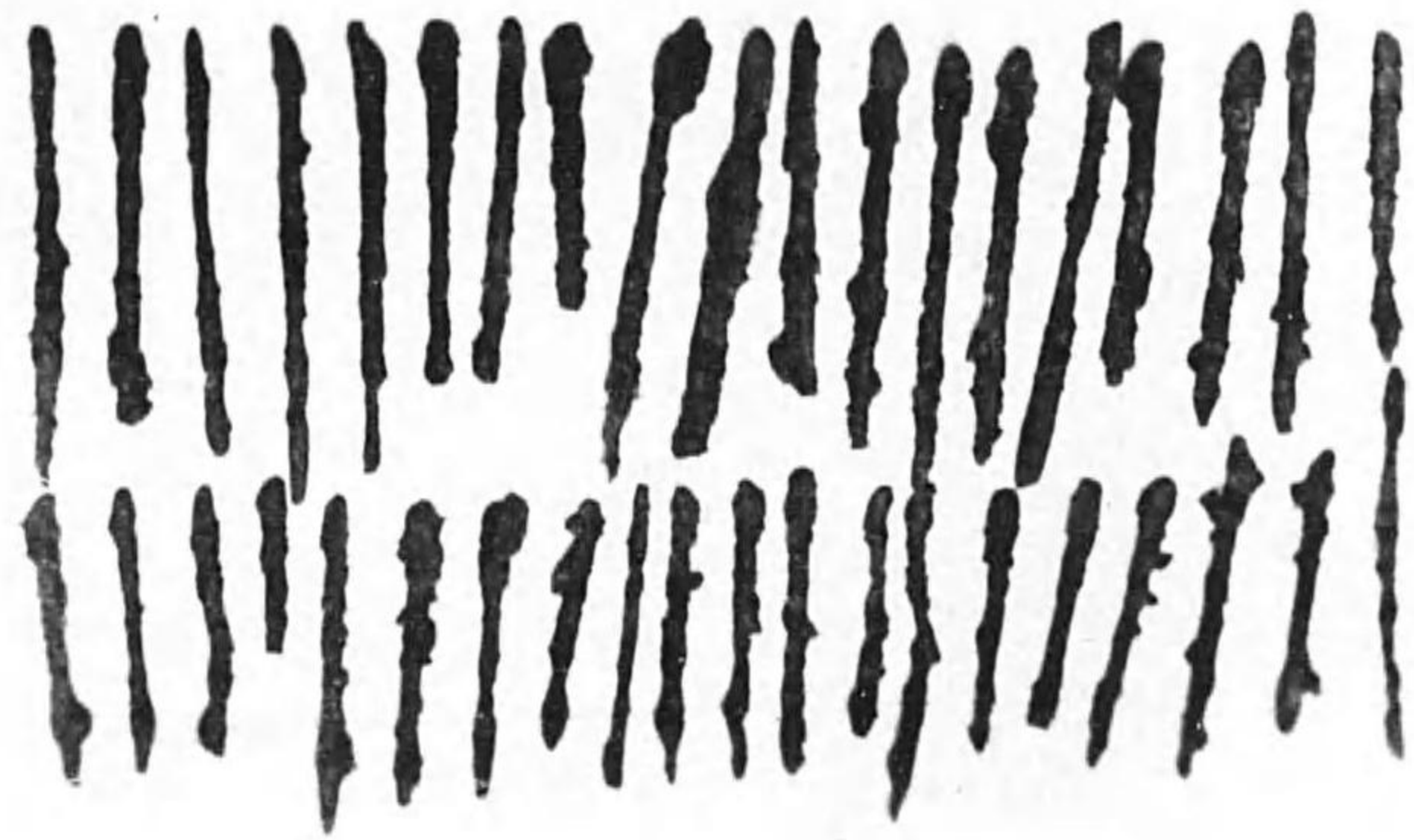


上

同



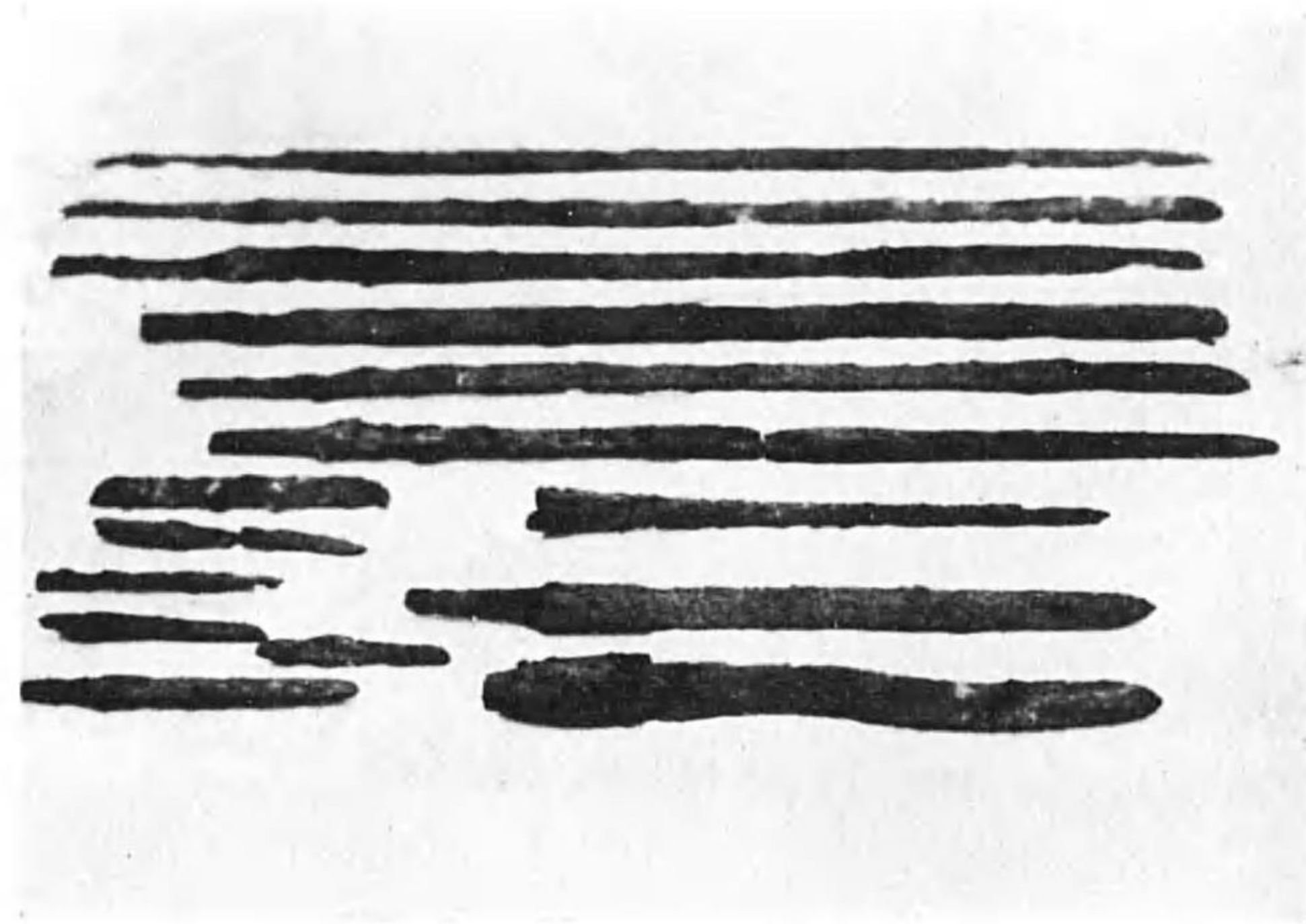
物 遺 墳 古 山 狐



上 同



物 遺 墳 古 山 狐



上 同

鳥取縣

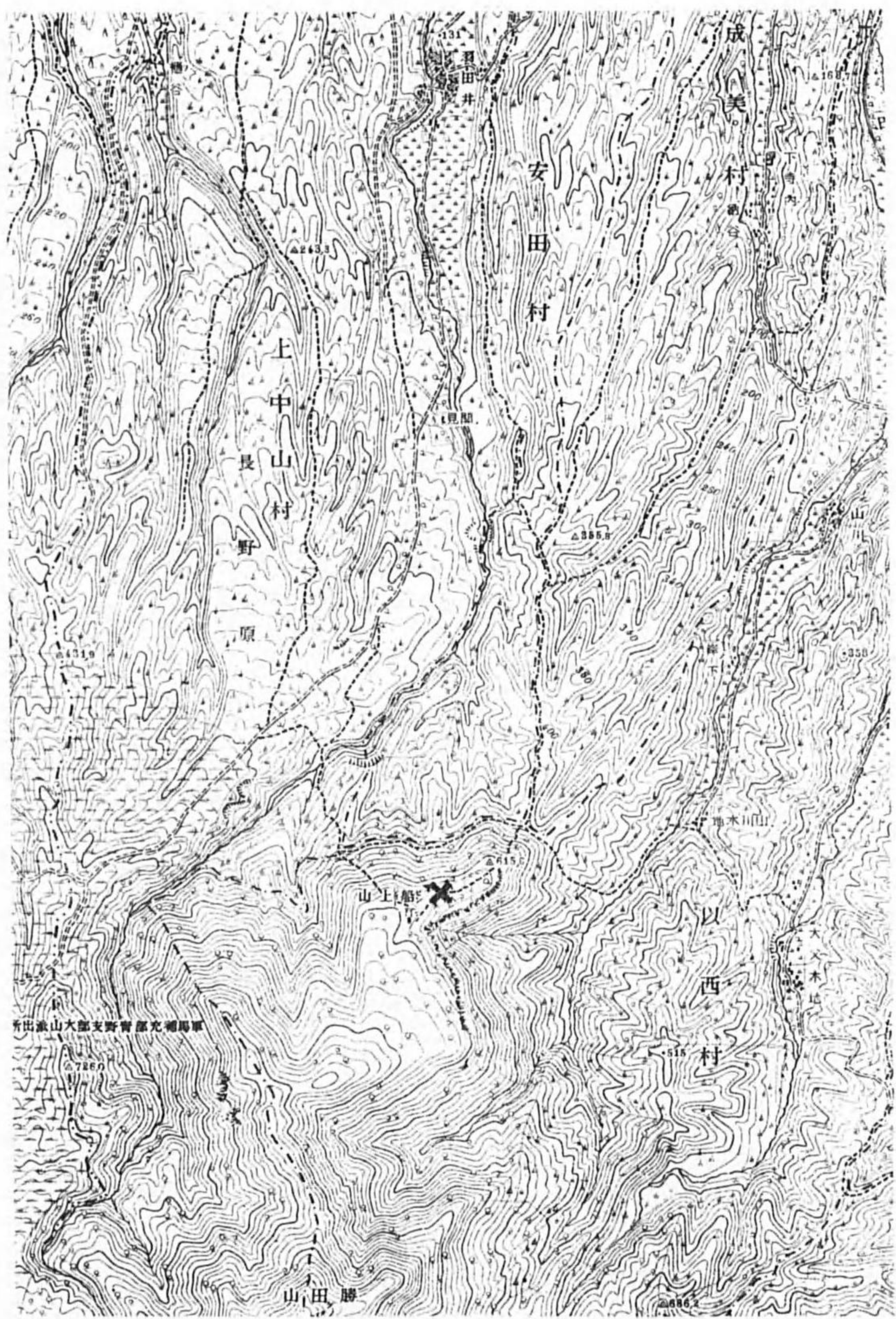
船上山行宮陞

鳥取縣東伯郡以西村大字山川の地籍に屬する船上山にあり。山は大山火山群の北端に位し、神社地附近は海拔六百八十餘米、臺地狀を呈し、頂上一帶樺、榊等の密林を以て蔽はれて居るが、其東北部のみ樹木を缺き、草原を成して居る。往時の寺陞は今密林中に存し、盛時を偲ばしめる草原の部分にも舊跡あり、頗る眺望に富んで居る。

頂上に近き東北、西の側面には斷崖絶壁の處多く、雄瀧雌瀧等之に懸り、山容極めて峻峻で所謂一夫之を守らば萬卒も之を如何ともすべからざる要害の地で、頂上へは只僅かに東坂及び西坂の奇嶮たる嶮路によりて登攀し得るに過ぎない。

元弘三年閏二月廿四日、後醍醐天皇隱岐國を出でさせ給ひ伯耆に御着船の時、同國名和庄の豪族名和長年を召されたので、長年直ちに一族郎黨を引き具して天皇を迎へ奉り船上山の寺坊を以て行宮とし、守護し奉つたのである。當時此の山上には大山寺に屬する幾多の寺坊があつて、智照權現を祀り境内頗る廣く、東西二里南北三里餘に互り殷盛を極めて居つたと傳へられて居る。加ふるに當時長年の弟信濃坊源盛が大山寺の衆徒であつた爲めに早くより天業の回復に心を傾けて居つたから、長年と相謀り天皇を此の險要の地に迎へ奉つたものである。

然し一天萬乘の君を非常の際とは云ひながら此の僻陬の地に迎へ奉つた長年一族の責任は極



(圖形地一分萬五部量測地陸據) 置位の陸宮行山上船×

めて重大であつた。されば一と先づ無事に天皇を山上に迎へ奉つた長年は直ちに庄民五千餘人を狩り集めて米穀五千石を山上に運ばしめ名和の居館には火を放つて最後の決意を示し、山上、山下にては大木を伐り倒し逆茂木を構へて籠城の準備をなしたが、更に弟氏高の計略に依つて近國諸將の徽號を描きたる大小の旗幟を林間に懸して勢威を示し敵の來襲に備へたのである。

隱岐の守護佐々木清高は天皇隱岐を脱れ出させ給ふたことを知り直ちに兵船を發して追ひ奉つたが及ばず天皇は既に船上山に行幸あらせられし由を聞き、弟清秋と共に三千餘騎を以て攻め寄せて來た。即ち清秋は一千餘騎を以て西坂より攻め寄せたが山上の搦手を守つて居つた、長年の弟助高、信濃坊源盛等寡兵を以て善く戦ひ賊將若林父子討死して士氣沮喪し遂に總退却を爲すに至つた。攻圍軍の主將清高は田所以下二千餘騎を率ゐて東坂に押し寄せたが大手を守る長年等善く戦ひ之を退け進んで清高の主城小波を攻落するに至つた。

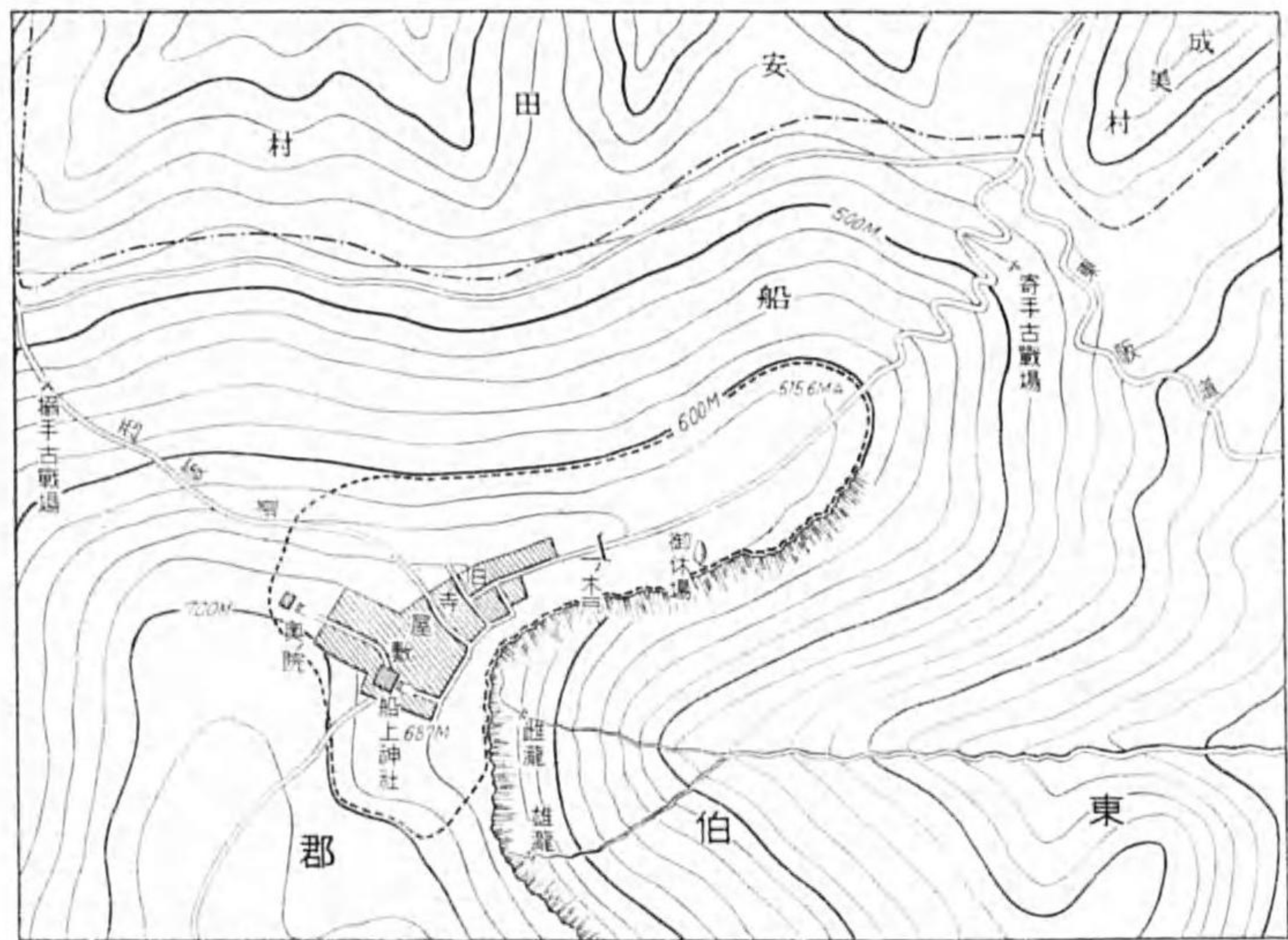
かくて船上山に於ける長年一族の戦勝は近國に傳はり山陰山陽の諸國勤王の將士は行宮に驅せ參じ、諸國の早馬は引きも切らず此間に播摩に起つた赤松則村は六波羅に攻め入つたが、はかばかしからず行宮では杵築の神社に奉幣祈願の勅使を立てられ又天皇親しく壇を立て一字金輪法を修し給ひ、六條忠顯を新に六波羅の討手として遣はさるゝなど還幸の準備は着々進められて居つた時六波羅の援軍として上洛の途にあつた足利高氏歸順し次で六波羅の壊滅を見たので五月廿三日遂に船上山御發聲を仰出されたのである。即ち

船上山は伯耆御着船以來八十餘日間の行宮の地である。當時の大本營の所在地として諸國の

勤王軍を御統監あらせられた處である。此地御發誓以後皇威益々伸張し遂に建武中興の偉業が成就したのである。されば後世の史家船上山を以て建武中興の發祥地と爲すも過言ではない。

船上山の行宮趾に登る路は、元弘當時と異なることなく其東坂方面に向はんとするものは、鐵道山陰線の赤崎驛で下車し、成美村以西の諸部落を過ぎて山川部落に至り精進川を渡つて東坂の麓に達するのである。

又西坂方面から山上に登らんとするものは、鐵道山陰線下市驛に下車するのを便とするが近年、山麓の部分に樹木繁茂し、迷路多くして登攀することが困難である。然し元弘當時長年が後醍醐天皇を奉して登つたのはこの坂路であつて頂上の寺坊趾に達して居るのである。



現今の登山路は殆ど東坂の通路によるのである。即ち精進川を涉れば雄偉なる山容は眼前に迫り、裾野にさしかゝれば近世安永六年に建てた町石があり、慶應三年造立の石鳥居の跡がある。此の附近より上の草原を茶園原と稱し追々登るに隨ひ、路は愈險しく猿坂の名がある。その上の鞍部に馬立場と稱する處あり頂上に近き側面に聳立せる岩壁を仰ぎ見るべく、雄瀧雌瀧の白糸を望むことが出来る元弘の時佐々木清高等の敗戦せしは此地點である。

峻坂を紆餘曲折登れば山頂は略平かにして草原を爲し赤崎は東北に御來屋は西北に又脚下の丘陵溪谷さては海岸の松林等畫圖を展開せる如く遙かに隱岐島を煙波の間に望むことが出来る。草原に續く密林の後方には勝田山大山の雄姿聳えて背景をなして居るが草原の東南隅の稍高地點を御休場と稱へ附近に礎石様の石材が埋没し近年枯死したが老松もあつて由緒を傳へて居るので近年此地に閑院宮載仁親王殿下御染筆の船上山行宮之碑を建てたのである。

此地より草原を西に進めば次第に森林の部分に入るのであるが雑林中に一ノ木戸と稱する處がある。俚俗に長年一夜堀と稱し長さ三百間と稱するものであるが其構築は幅六尺の堀切で其西側面中央に石階を設け其兩側石壁の高さ約六尺あり寺門の所在地と認められる。長さ三百間は此堀切が山の頂上を横斷し側面に連續して居つたことを示すものであり今存する石壁は僅かに十七八尺で山頂の部分のみである。

此の堀切を越えて更に西に進むと樺の密林に入るが曲折せる通路に沿ひて略方形の土壘の併列するのを見船上神社の境内に達する。神社から奥宮へ至る通路に沿ふても數個の方形土壘が

残つて居り此邊を本坊の跡と傳へて居る。

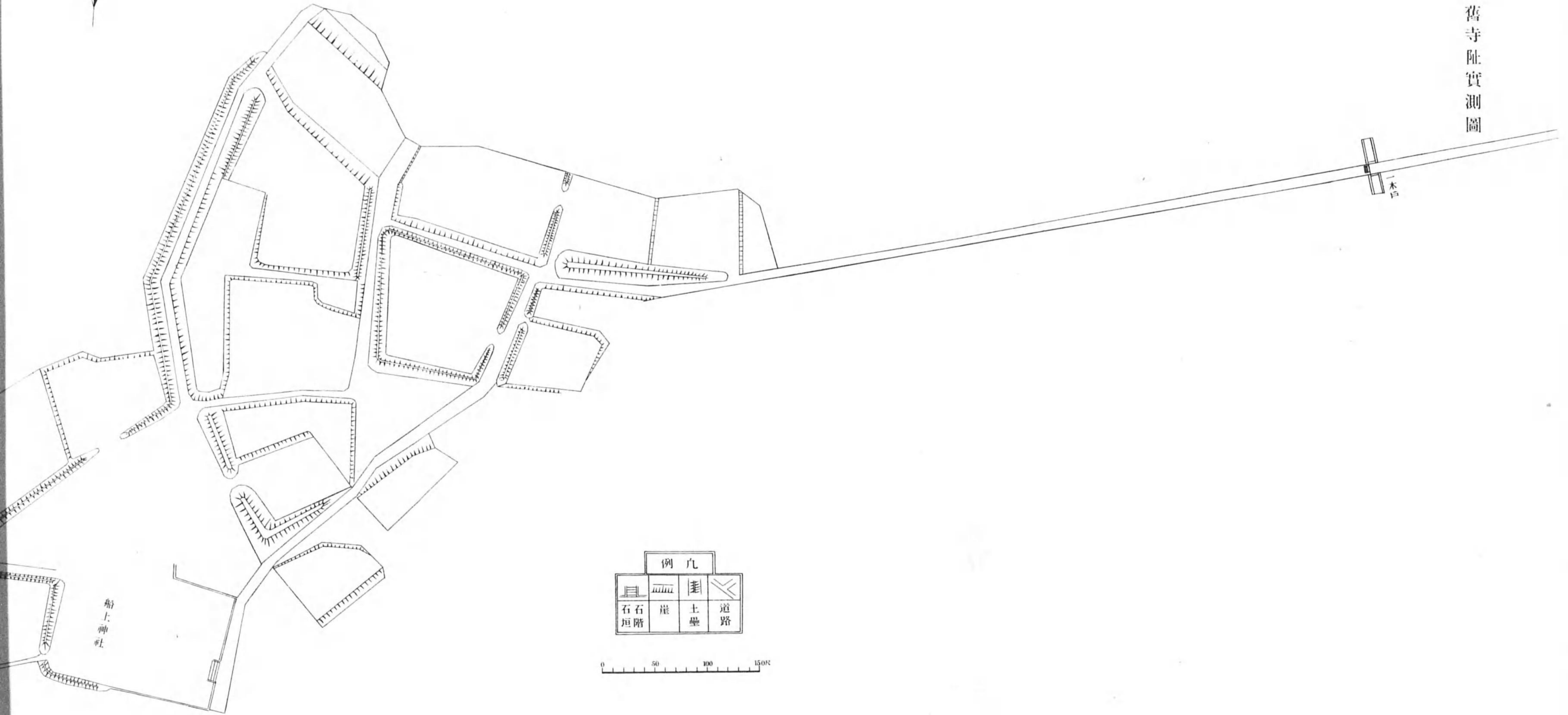
船上神社は現今無格社であるが住時は此の山の鎮守として智照權現を祀り明治十一年今の社號に改められたもので社殿に向つて右方に老杉聳立し目通り周圍十八尺五寸を算する。參道を隔て、之れと略相對する位置の稍前方下段に廣瀬旭莊選文安政四年橋井茶田建立の船上山之碑がある。境内附近には高さ五尺の石壁を有する寺趾がある。之れは最後まで残つた寺院の跡であらう。

神社を中心とせる山上の寺坊舊跡は十七、八個を數へることが出来るが、船上山根元記には十二坊とあり、元山上にあつて現今竹内村に存する智積寺の本尊地藏菩薩の胎内銘によれば室町の末期には十三坊を存して居つたと認められる。寺趾としての微證は略方形に繞らせる土壘のみで其内部平面に礎石又は古瓦等の有無は詳でない之れは一面に樺、榎等の樹木鬱蒼として繁茂し雜草落葉等に蔽はれて居る爲めである。

船上神社の西南密林を分け入ること約一里許の處に天王屋敷と稱する場所がある。元菊池が城とも稱し、その部分は周圍と劃然區別され樹木を存せず草原となつて居る、此地は今大藏省所轄に屬して居る。

山頂寺趾を中心とし御休場を含む國有林並に神社地合計百七十四町七反歩は保存要目史蹟の部第一第二第三、第四により昭和七年五月に指定せられたのである。

船上山舊寺跡實測圖



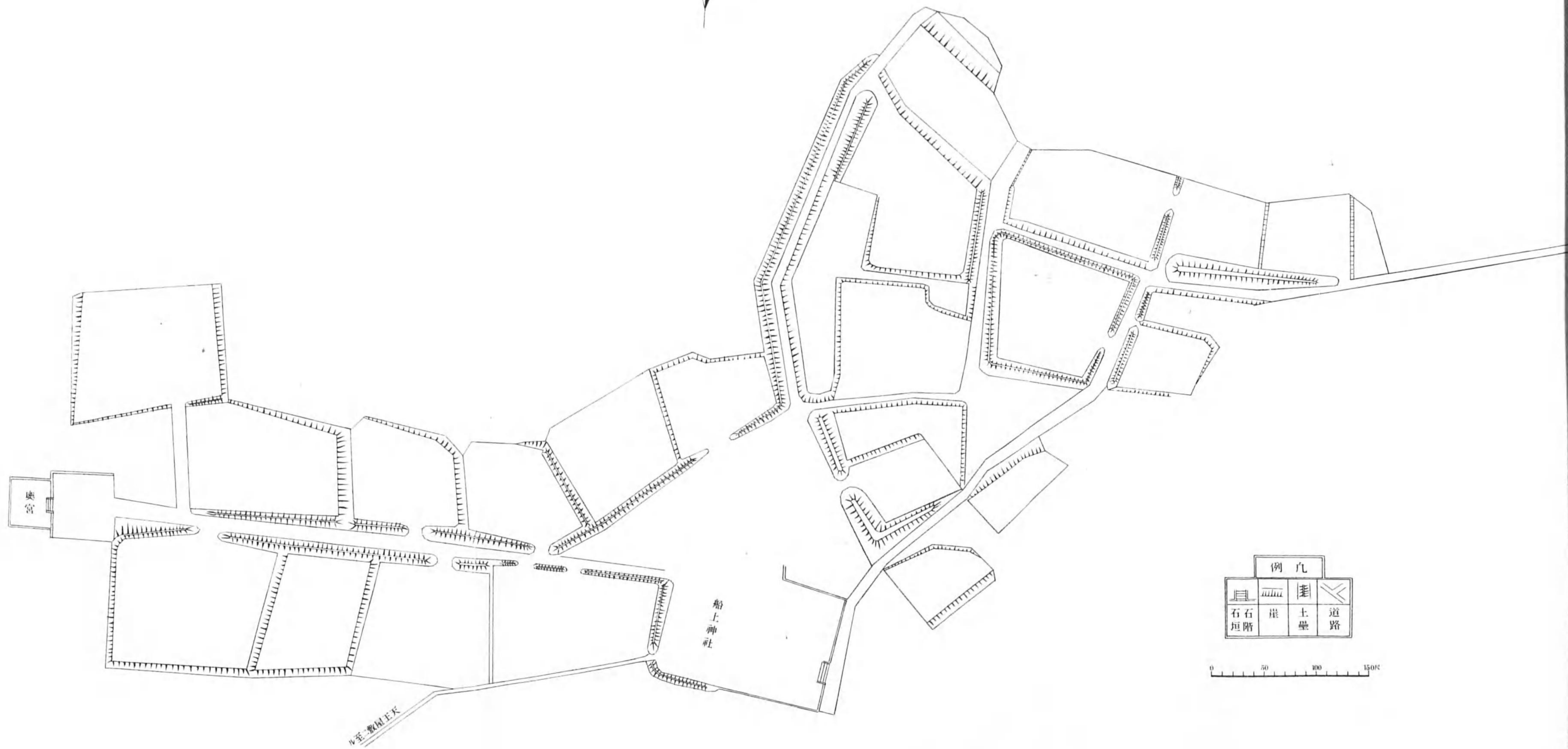
船上山神社

例 凡

石垣階	石壁	土壁	道路



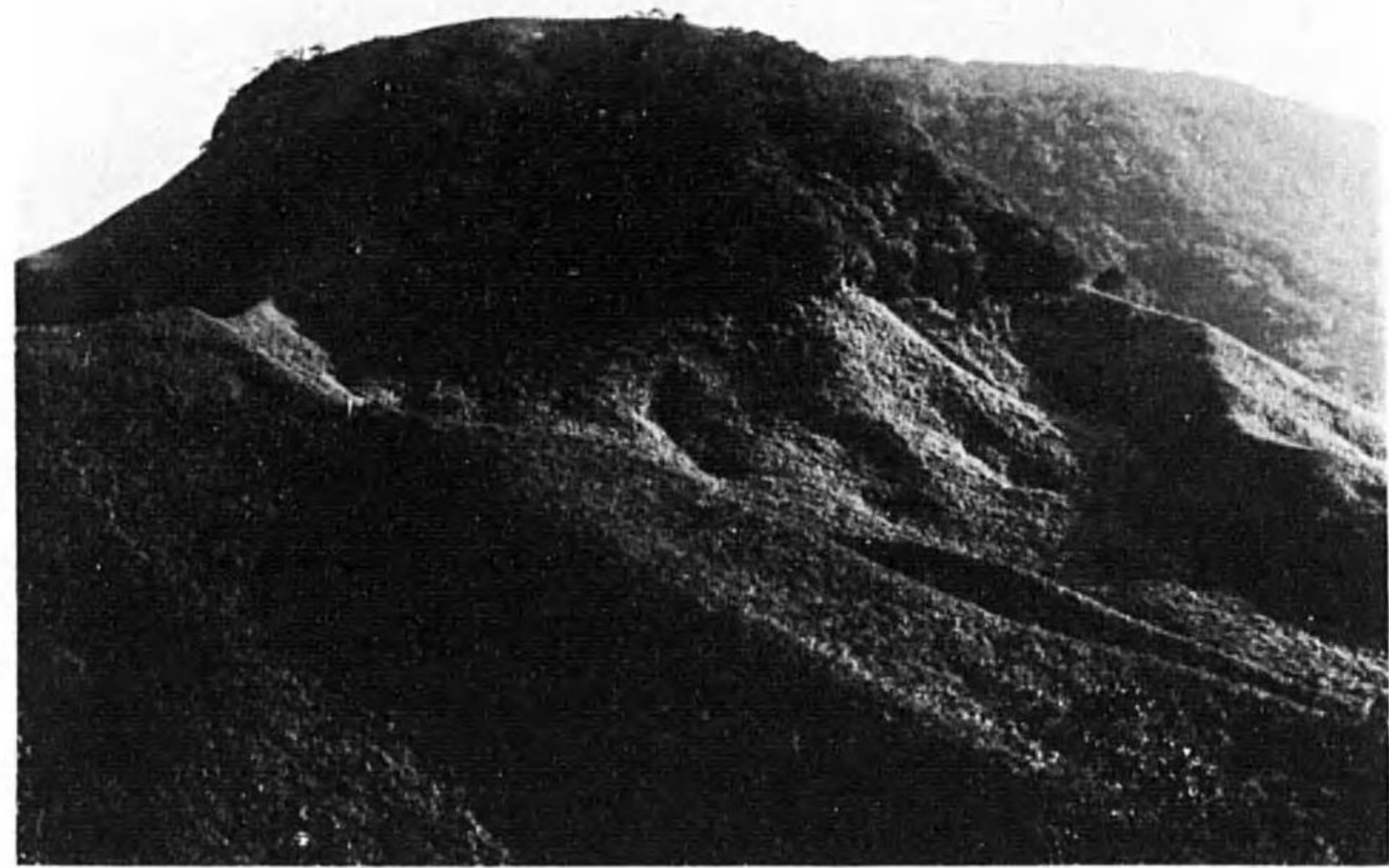
新編一第... 船上山舊寺跡實測圖



例凡			
石垣	石階	土壁	道路



圖版第一二



景全山上船



側南山上船

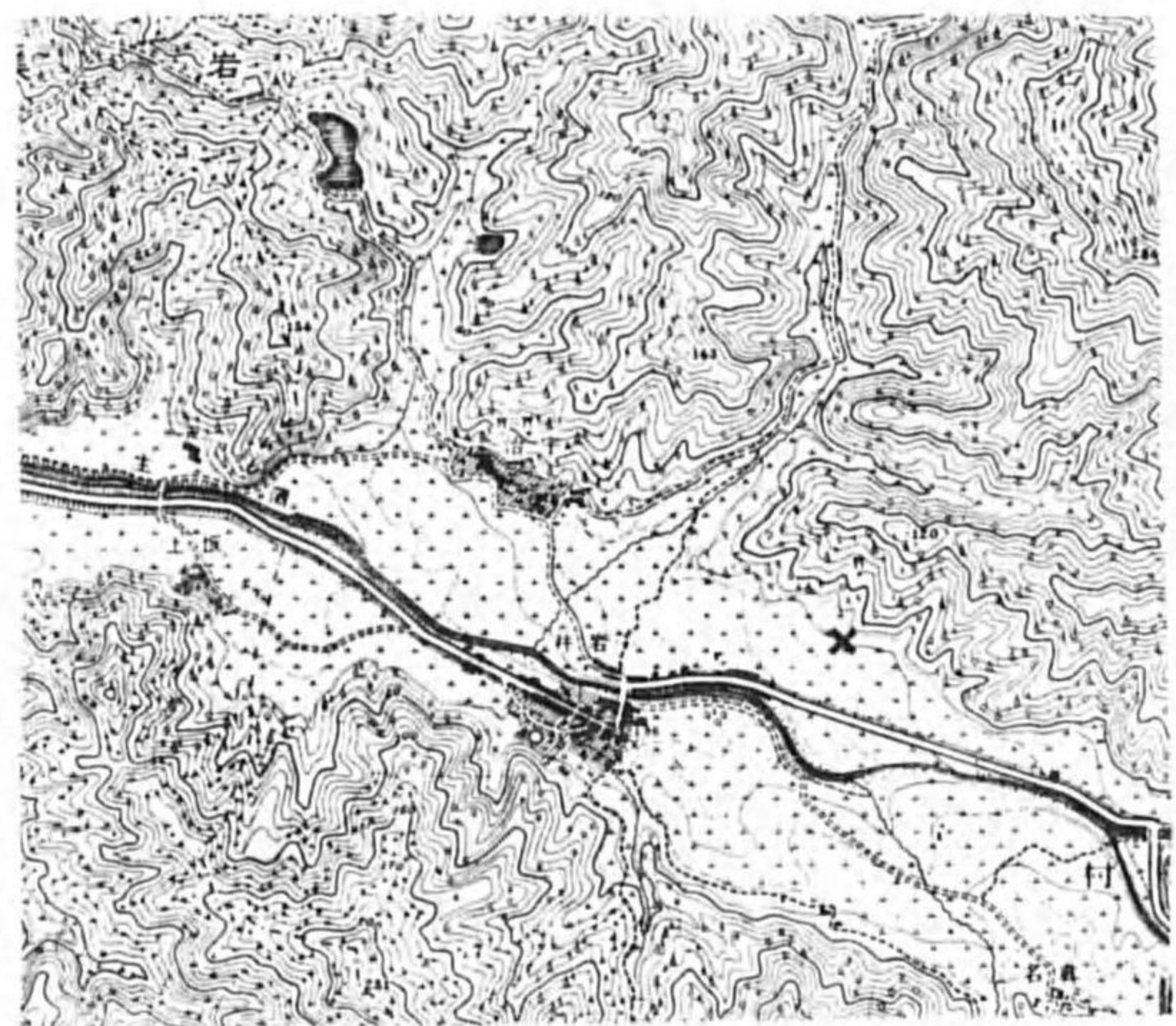


船 上 神 社



一 ノ 木 戸

岩井廢寺塔趾



× 岩井廢寺塔趾の位置

(據陸地測量部二萬分一地形圖)

二尺、短徑七尺八寸、地上約三尺五寸を算する巨石で、大和河内の廢寺趾のものに比して劣らざる程の大礎石である。平坦な自然石の表面に一邊約四尺四寸位の方形の薄い座を彫り出し石の中央

鳥取縣岩美郡岩井町宇治部落の東南方約七

町許郷社御湯神社の社叢の南に接續せる田の中に在り。岩井町は岩井温泉の所在地で山陰線岩美驛から輕便鐵道が通じて居る。御湯神社は町はづれの山手にある。鳥居をくゞり參道にかゝり右手の田の中を見ると南に傾いて居る巨石が注目せられる。郷人はこれを「鬼の椀」と稱へて居る。その巨石が塔の心礎で、門柱礎は小溝の橋に用ゐられて居る。附近の水田には舊寺院を想像せしめる字名があり、西南方には大門の地名がある。宇治の長者の建立に係る大伽藍があつたと云ひ、一説には彌勒寺の舊跡だと傳へられて居る。塔の心礎は長徑十



岩井廢寺塔址遺物



同 上 心 礎

より南に偏した位置に圓柱孔を刻したもので、孔の直徑約二尺五寸六分、深さ約一尺〇五分、其底面の中央に直徑上部約六寸七分、下部約五寸九分、深さ約五寸二分の佛舍利奉安孔があり、奈良朝に盛行した塔婆の心礎として略完全なものである。附近から出土する鑿瓦は何れも破片で完形のものはないが三種以上のものがある。即ち最古式と認められるものは單瓣系統のものでよく其時代を示し心礎の様式と一致する。平瓦の破片は表に布目を印し裏に格子形を現はした模様がある。寺址の位置は和名抄の郷名から推して巨濃郡々家の所在地と認むるの説がある。又此の塔心礎の所在地と相接する御湯神社は創立も詳でないが、温泉の湧出は古くより知られて居つた爲め其守護神であつたものと想像され廢寺と關係のあつた時代もあつたであらうと思はれるが確實なる史料を有しない。

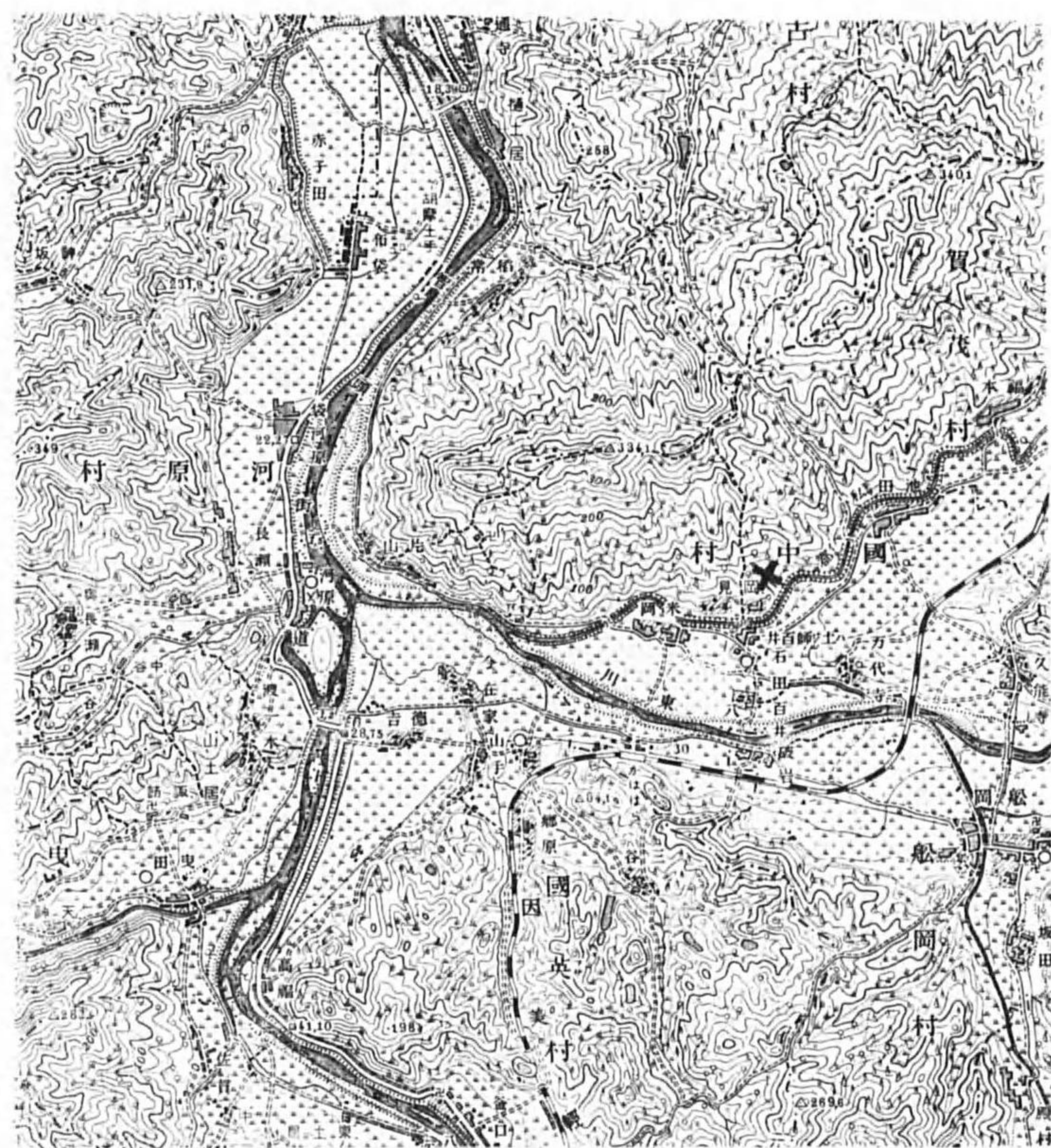
右は保存要目史蹟の部第二に依り昭和六年十一月に指定せられたのである。

土師百井廢寺塔趾

鳥取縣八頭郡國中村大字土師百井字岡部落の東北端に近く後方に山を負ひ前面多少の原野を隔て、河に臨む形勝の地に存する。附近には近代の墓地もあり大門趾と認めらる處には礎石様の石材もある。塔趾の土壇は方約四十尺で附近の畑地より約二尺餘高く粗き網狀紋の平瓦の破片が多數に散亂し礎石が十七個完全に原位置に存在する。

此の塔趾は近年まで鬱蒼たる森を形成して居つたから従來礎石の配列あることは世に知られず、礎石が完全に保存せられて來たのは全く森に對する信仰が残つて居つた爲めである。礎石は何れも方五尺に餘る大形の石で各石殆ど相接せんとするの狀態にあり、表面には薄き圓柱座のあるもの又なきものもある。礎石に就て測定するに方約二十二尺五寸の塔婆の趾と認められ、特に顯著なる手法は側柱礎、四天柱礎は同一のレベルにあるが、中心柱礎のみは此の水準より約二尺一寸低く存する點である。

大和法隆寺五重塔の心柱礎は周圍の四天柱礎より約十尺の底にある割合であり、彼の上野國の山王塔趾の心礎も三、四尺の底にあり、愛知縣下の北野廢寺址の心礎も周圍土壇の表面よりも降れるが、此の塔趾の礎石配列の如きは極めて稀である。心礎は安山岩の表面を平に削り中央に直徑二尺二寸七分、深さ三寸二分の圓柱孔あるのみである。附近の土壇並に其周圍に多數の古瓦が堆積して居るが多くは平瓦のみである。曾て採集せられて居る鏡瓦は蓮子五個を有する子房座を

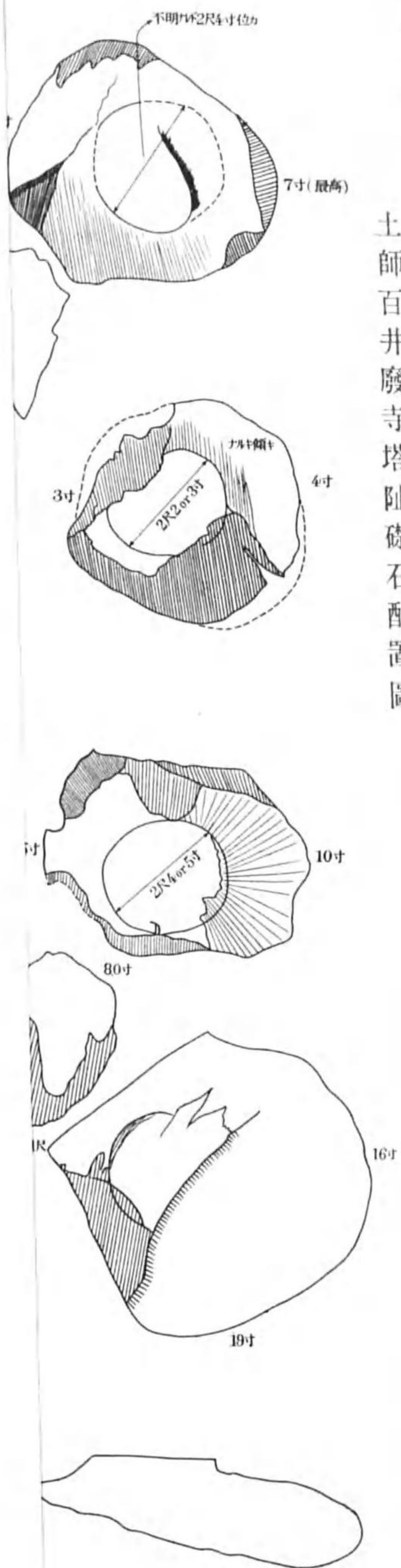


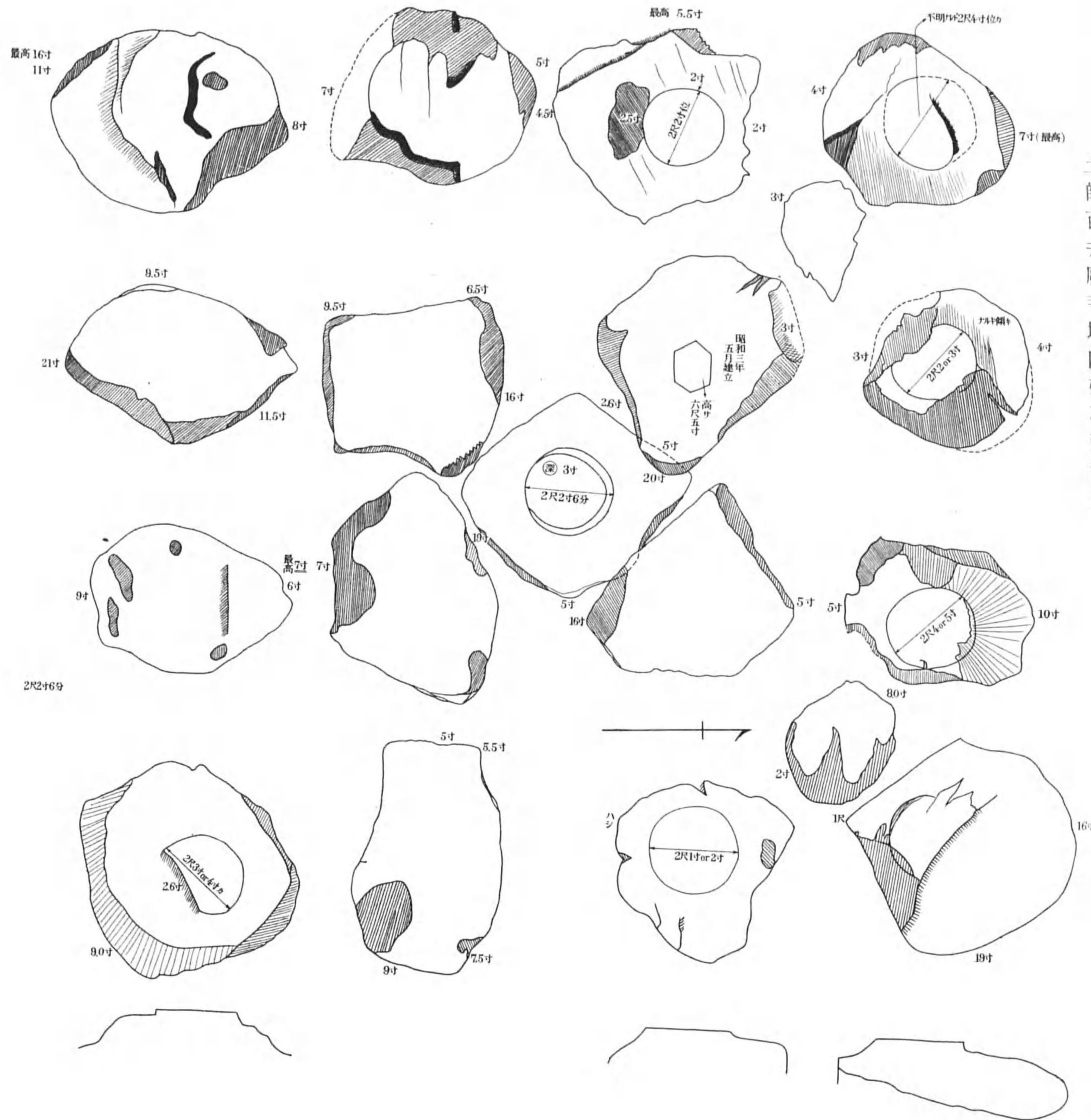
(圖形地一分萬五部量測地陸據) 置位の陞塔寺廢井百師土×

中心に八葉の單瓣あり之を繞る周縁の表面は三重圈を畫いて居り奈良朝の様式と認められる。此の塔陞を惹住寺のものと認め四天柱礎の一に其寺號を刻せる石燈籠が立て、ある。又其本尊と稱する佛體は程遠からぬ處にある。

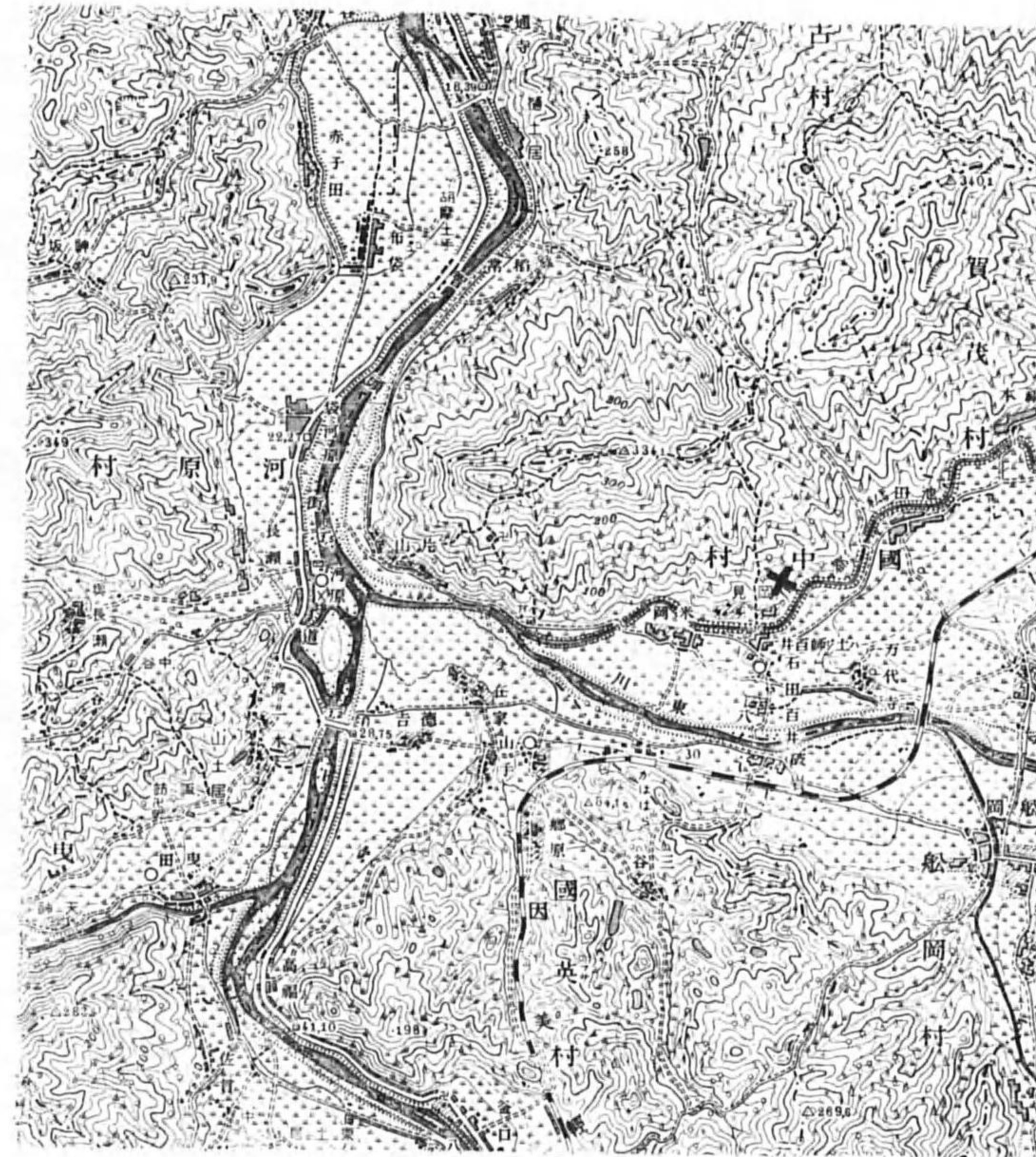
右は保存要目史蹟の部第二に依り昭和六年十一月に指定せられたのである。

土師百井廢寺塔陞礎石配置圖





土師百井廢寺塔礎石配置圖

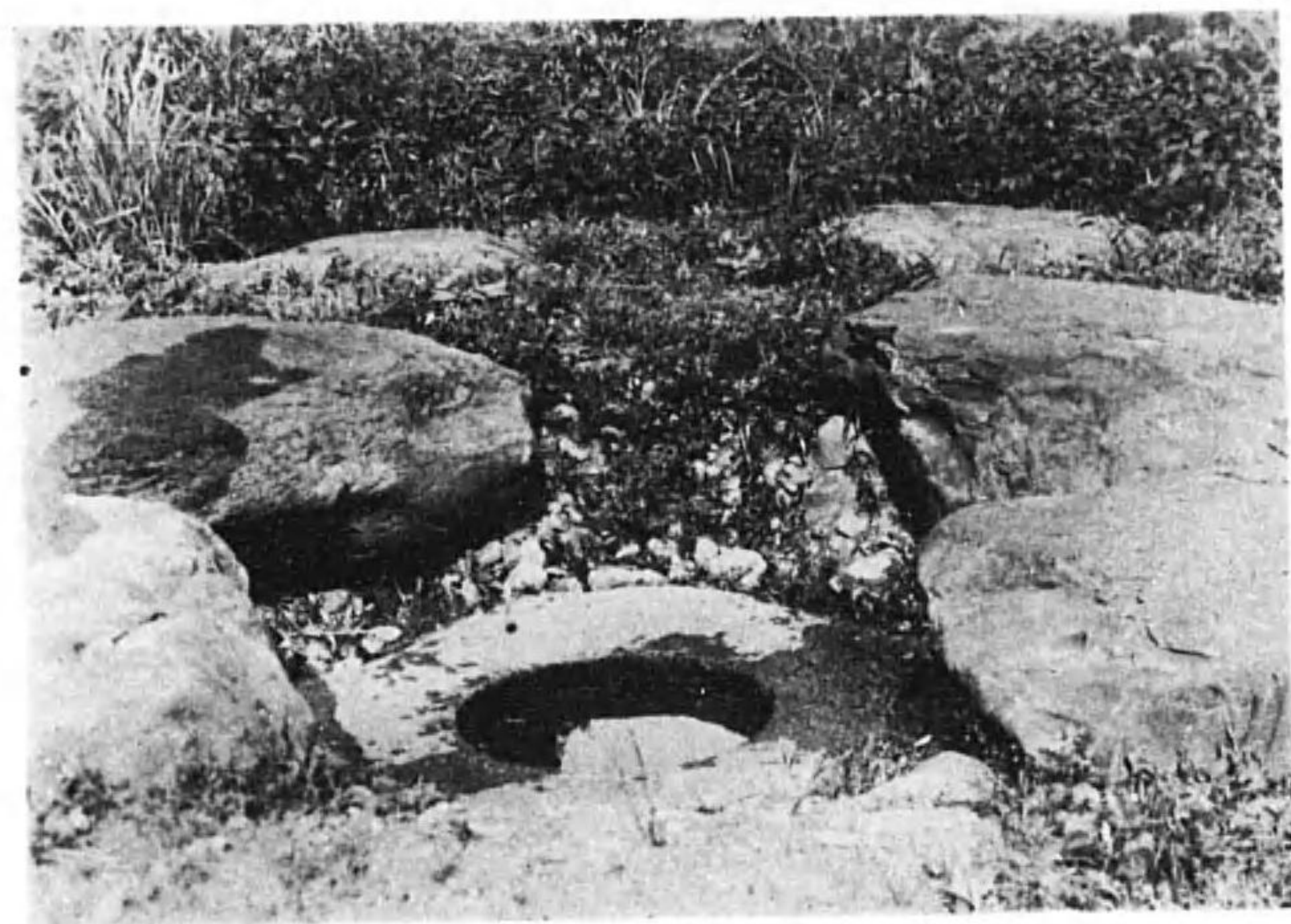


(圖形地一分萬五部量測地陸據) 置位の陸塔寺廢井百師土 ×

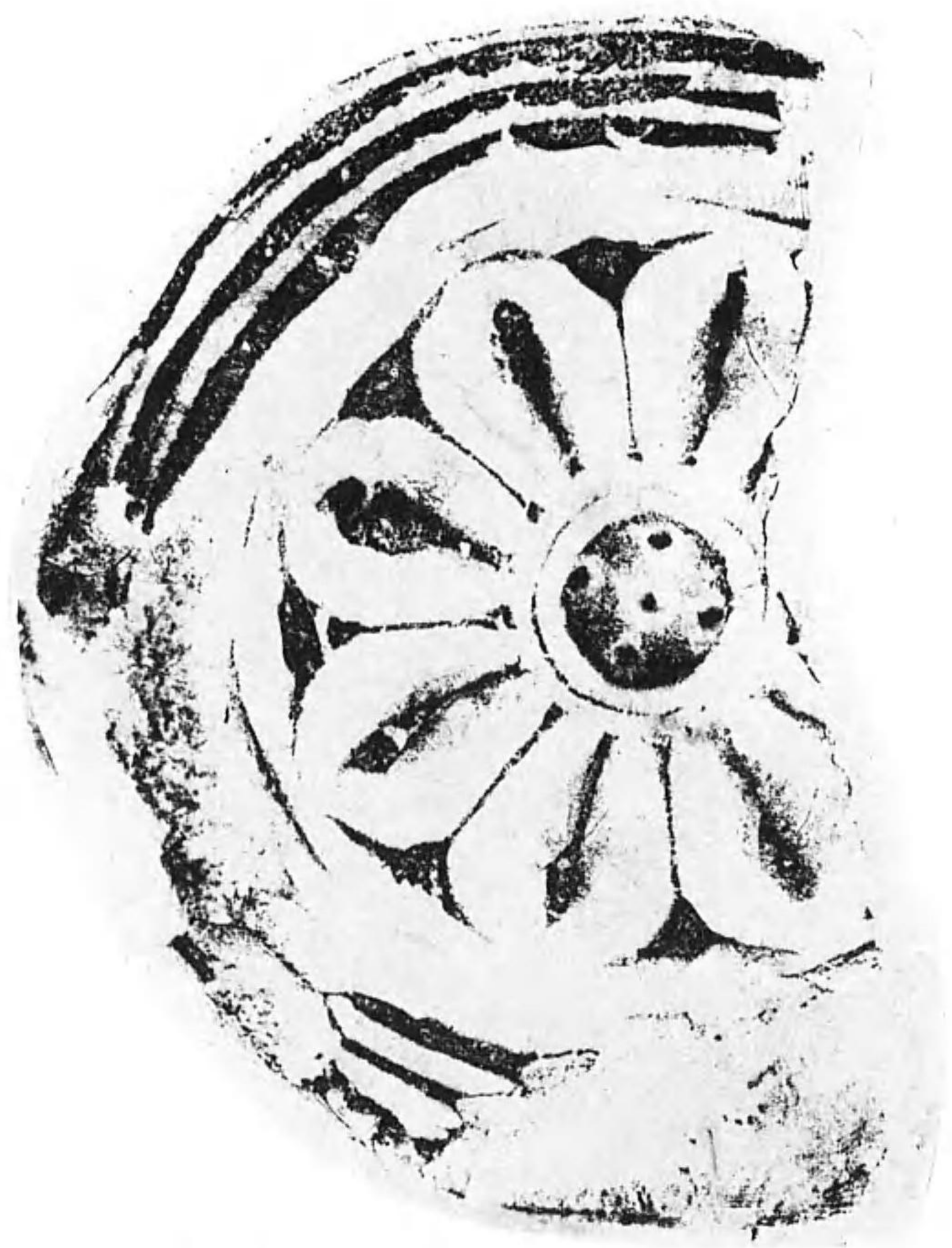
あり之を繞る周縁の表面は三重圈を畫いて居り奈良朝の様式と認められる。此の塔礎を惹住寺のものとして認め四天柱礎の一に其寺號を刻せる石燈籠が立て、ある。又其本尊と稱する佛體は程遠からぬ處にある。右は保存要目史蹟の部第二に依り昭和六年十一月に指定せられたのである。



景全阡塔寺廢井百師土



(礎柱玉天四及礎心) 阡 寺 同



(本拓の瓦鏡) 物遺陞塔寺廢井百師土

和歌山縣

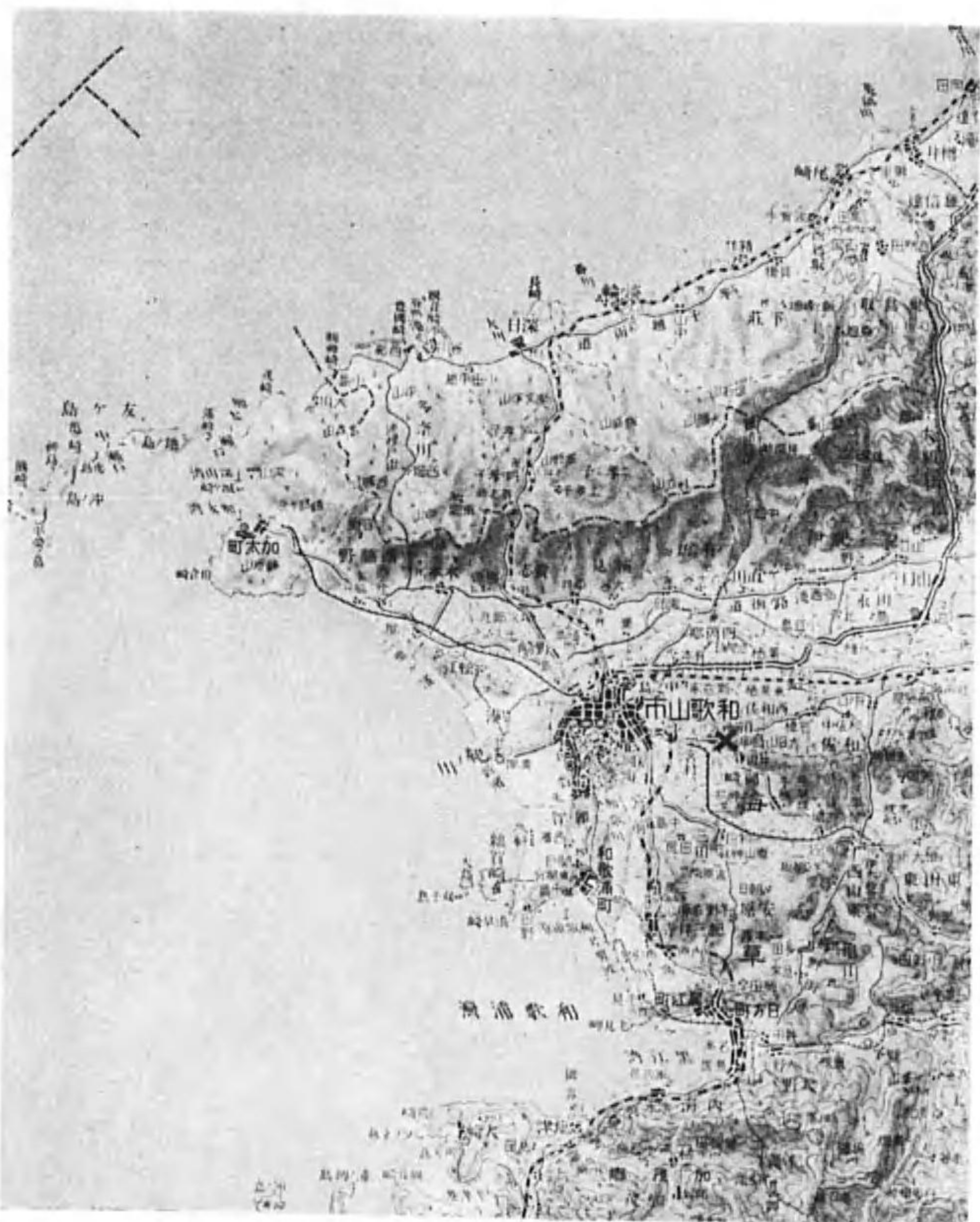
鳴神貝塚

和歌山縣海草郡鳴神村字惣垣内にあり。和歌山市の東一里強の處に位し其西十餘町を隔て、官幣大社日前國懸神宮がある。遺跡は俚俗花山と稱する丘陵の西南麓なる低き臺地の上から西斜面並に其の下にある平坦地に跨りて存し、前面は廣濶なる平野に臨み、平野の西に和歌山灣の灣入あり古代住民の棲息地として好適の處である。

臺地の頂上は今畑地となり面積略三畝歩に過ぎないが明治廿八年の頃より貝塚の存在を認められ、後屢々發掘された著名の遺跡で、表面には今猶貝殻土器破片等が散亂して居る。過去の發掘者の經驗によると、通常表面から約一尺五六寸の深さの部分に遺物を包含せること多く深き處で四尺淺き處は一尺位の處でも遺物の包含を檢出し得たと報せられて居る。現今では頂上畑地の何れの部分を發掘しても殆ど擾亂層に遭遇するのみで處女的の成層の部分を見ることは困難である。

此畑地の東方接壤地に藥師堂陞の土壇があり附近に小池も残つて居る。即ち興德禪寺陞と認めらるゝ處である。遺跡の上中に貝殻土器破片と共に焼瓦を混じて居る點から推察して遺跡に近く建築物の在つたことを知り得るのである。又此の遺跡の南花山の麓から約五十八尺は高さ約二十尺の斷崖となり其下は水田となつて居るが附近に大門と稱する地名の残つて居る點から

見ても、此貝塚の或る部分は曾て興徳寺の寺域に屬して居つたことを想像し得るのである。



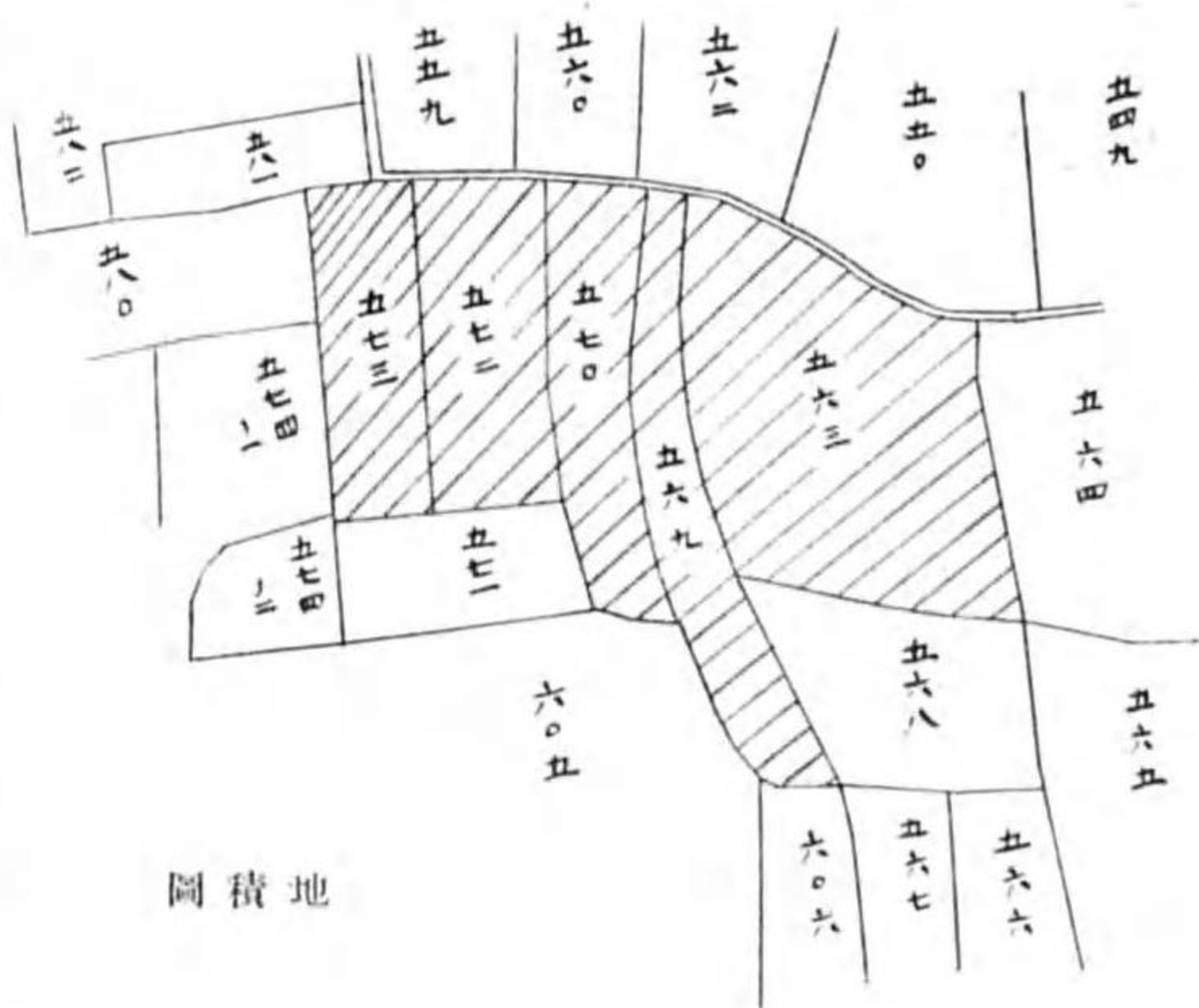
(圖一分萬十二部量測地陸據) 置位の塚貝神鳴×

あるので其部分には貝殻土器破片等散在し土中にも残つて居る。階段畑は略三段となり桑樹を

貝塚の主要部は前記の如く臺地の頂上から西斜面に擴がつて居つたものであるが、其傾斜面は何時の頃よりか階段畑に開墾した爲め高い部分の表土は著しく削られその部分には現今遺物の包含を見ることが出来ない。然し各段の縁邊は比較的表土の原形を留めて居る處も

植ゑ各段の高さは三尺乃至五尺に過ぎない。その下には東西約百二十尺、南北約百尺の平坦な畑地があり其表面は臺地の頂上より約十五尺低く更に此の畑地の西は五六尺低下し紀川下流平野の水田に連続して居る。臺地の西斜面と其下の畑地との接續部を近年發掘した處多數の貝殻土

器破片、石器等を發見したが、表面に近い部分は斜面の土砂と共に遺物が墜落し堆積したのもあらうと思はれたので、更にそれより西約二十五尺を隔てた畑地の中央を試掘し、表面下約一尺の部分に多數の貝殻が發見され、土器破片、獸骨等の包含されて居ることが判明したので、此の廣き畑地の大部分も亦貝塚の一部分に屬するものと認めらるゝに至つた。即ち上段畑地(五七二番、五七三番)並に五七〇番、五六九番、五六三番の畑地を以て指定區域としたのである。



び土器が採集されて居つた。土器は最初繩紋式のものに彌生式土器の比較的多數包含せること明かとなり然かも其兩者の層位的關係は明瞭ならず之れが解決は猶將來の研究に待たねばならぬことゝなつた。又曾て

此の遺跡は早く世に知れて居つたが大正以前の發掘は殆ど上段畑地内に限られ遺物は貝殻の外、石鏃、石斧及

遺跡附近の土砂を採取せる際人骨を發掘せることがあつたと傳へて居る。

上段畑地の遺跡は多くの人が發掘した爲めに此地の遺跡は殆ど湮滅したと報道せられたが昭和三年和歌山縣師範學校の木島教諭の一行は別に階段畑の最下部と其の下に位する畑地の接壤地即ち五六三番地の東端を發掘して遺物の包含せることを確めたのである。即ち層は一尺乃至三四尺の厚さを有し貝殻は累々として堆積し中に石器及土器の包含を見たのである。貝殻は上段畑地で既に檢出せられたものに等しくハマグリ。カキ。バイ。シジミ。ホタテガヒ。ツメタガヒ。ミヤコボラ。アカニシ。ホネガヒ。ハヒガヒ等十數種を數へ得べく殆ど現今和歌山灣に棲息するものであるが一、二絶滅種に屬せるものもあると稱へられて居る。其他鳥獸骨、魚骨、木炭片等も發見された。人工遺物としては石鏃十五個外に未製品九個、石斧一個外に未製品一個、石砥一個、繩紋土器一三二個、彌生式土器八二個を採集した。以上は和歌山縣師範學校の調査に係るもので當時の採集遺物は圖版寫眞に示す如くである。

更に昭和六年木員の實驗に依れば五六三番畑地の内東端より六、七間の西方に於ても略同様の包含状態を見貝殻中に粘土を混じ更に土器並に獸骨を包含せることを確め得たのと同時に土器は繩紋式のもの、彌生式土器に比して稍多きことを確め得たのである。然し此の根本的調査は更に後日に期せねばならぬ。

貝塚の主要部と認められた上段畑地は既に崩壊したのであるが猶多少の遺物を残し西斜面には諸處に遺物の散在を見舊時の面影を偲ぶことが出来る。特に最下部に屬する畑地には猶遺物

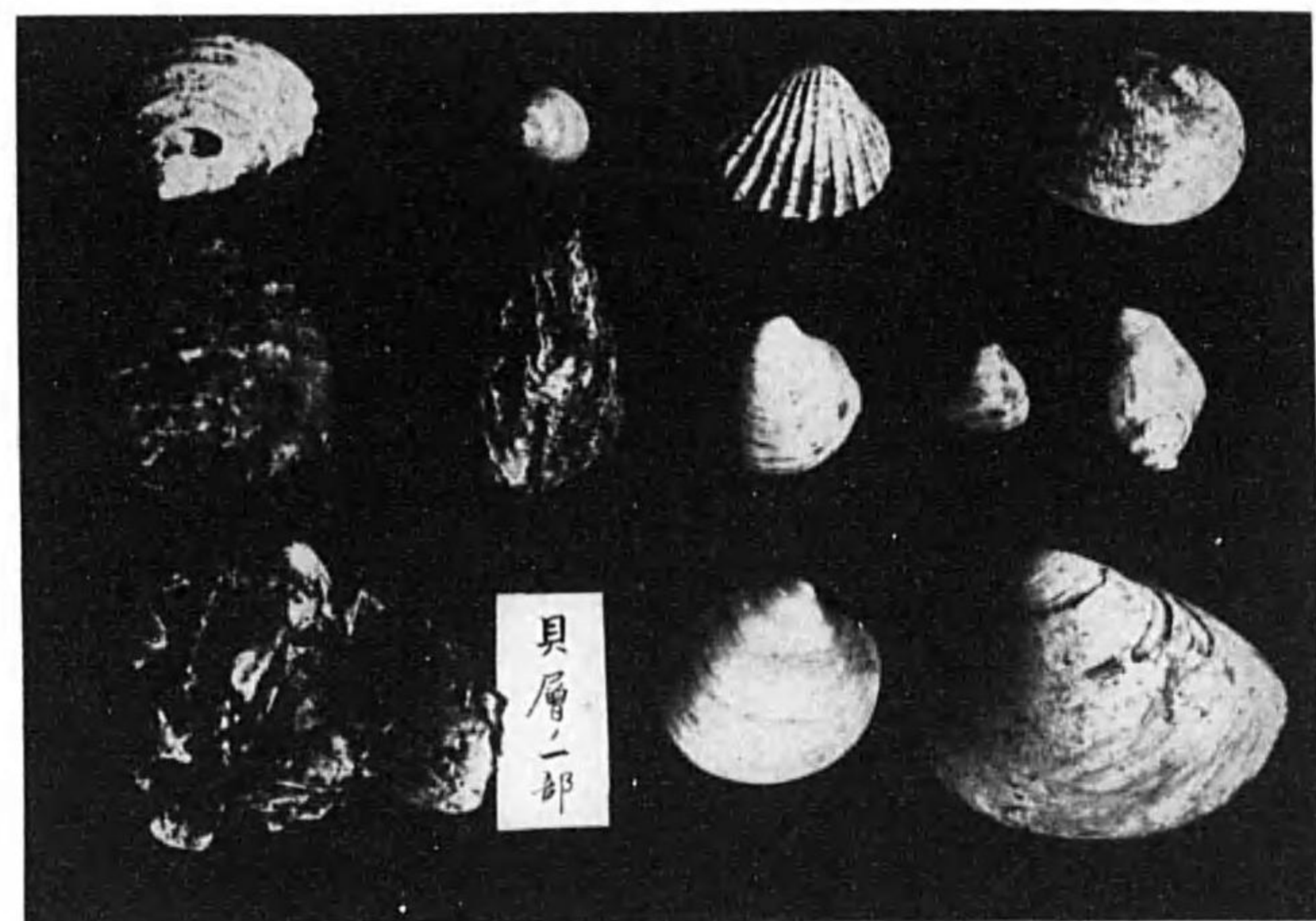
包含の事實顯著で保存の價値は十分に認め得るのである。殊に近畿地方に於て從來知られた貝塚は只之れのみと云はるゝ程の遺跡であるから保存の價値を認められ保存要目史蹟の部第九に依り昭和六年七月に指定せられたのである。



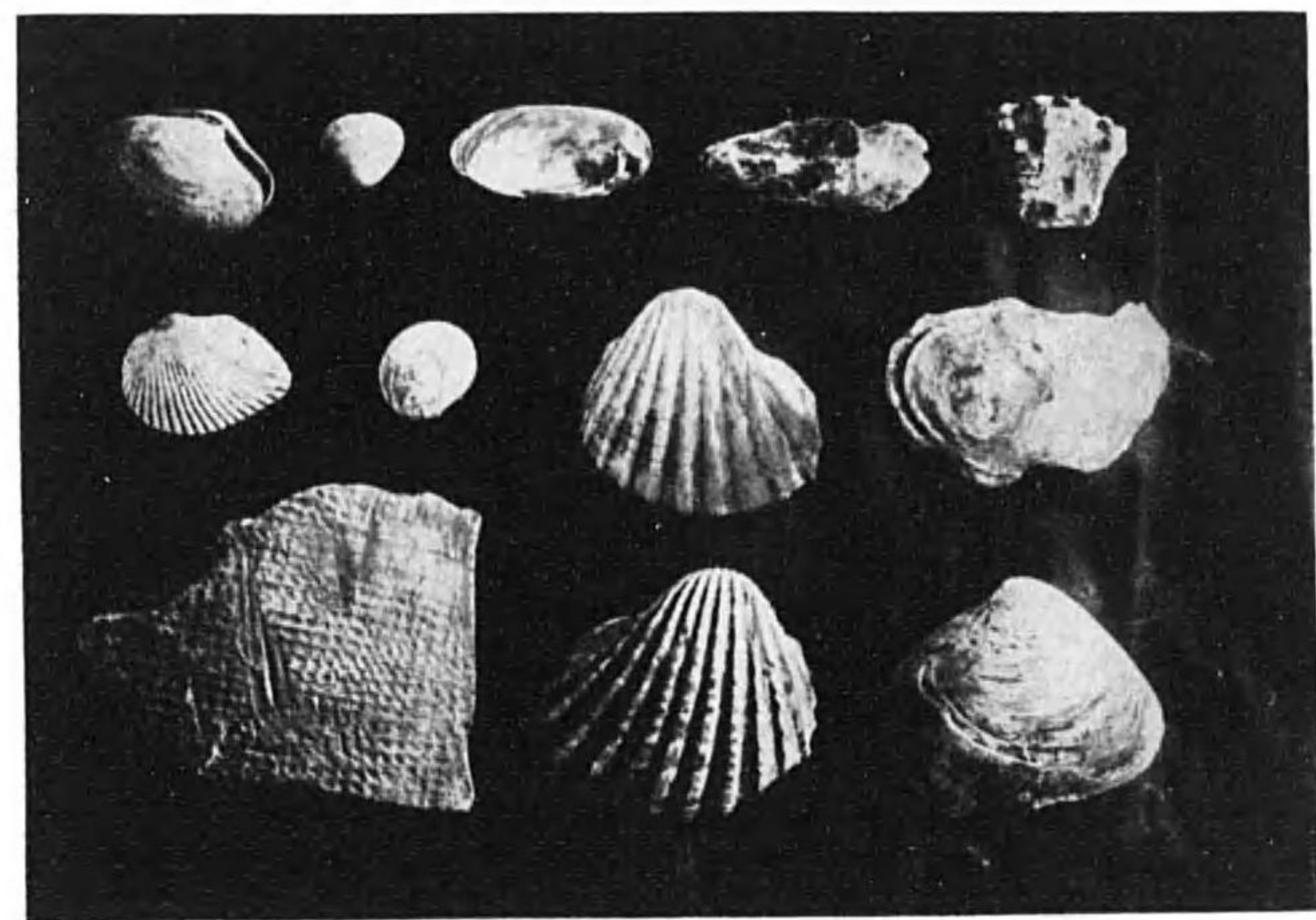
塚 貝 神 鳴



上 同



鳴神貝塚遺物



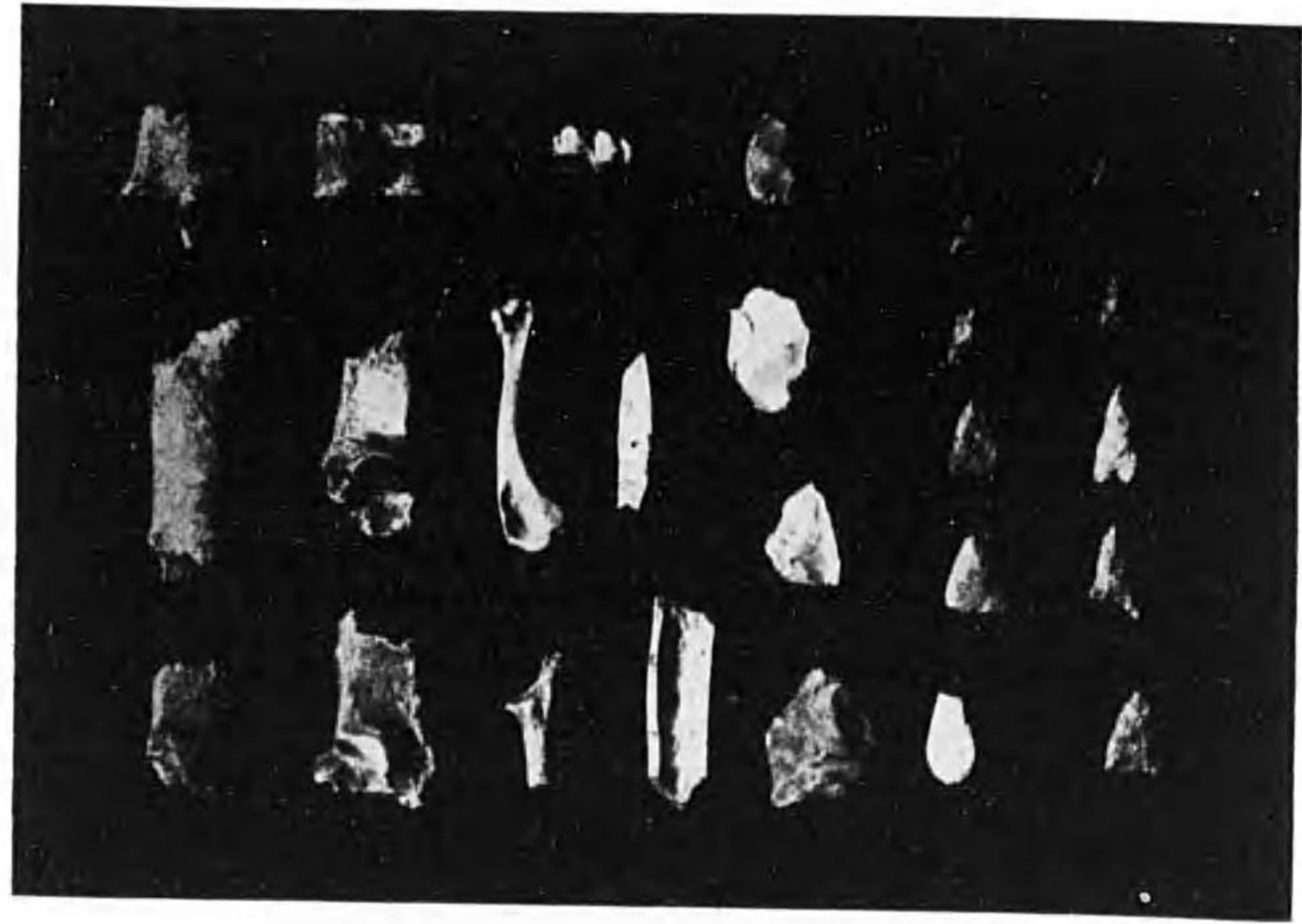
同上



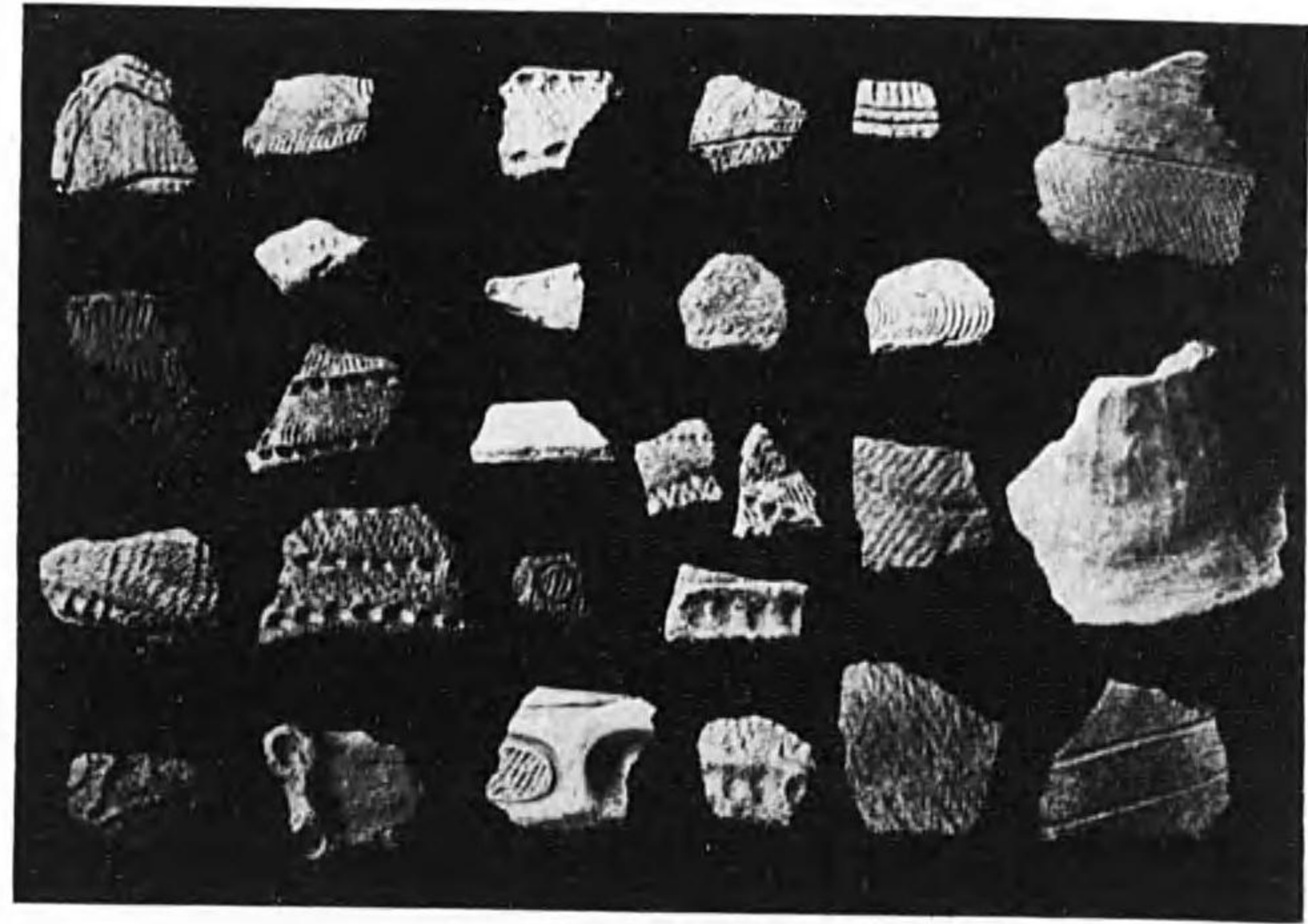
鳴神貝塚(下段)



同上



鳴神貝塚遺物



同上

香川縣

二ノ宮窯趾



（圖形地一分萬五部量測地陸據） 趾窯宮ノニ×

香川縣三豐郡二宮村大字羽方に鎮座せる大水神社の境内にあり。社殿の所在地とは溪流並に之に沿へる詫間池田線の道路を以て區劃された南向の丘陵の麓にある。此丘陵は雜林を以て蔽はれて居るが、道路から約三十尺を隔てた緩漫な傾斜の部分に二個の窯趾が約四十尺の間隔を以て築かれて居る。

詫間池田線の道路開鑿に際し、多數の瓦片が發見され、窯趾と認むべきものも發見され、たらしいが知らず、破壊されてしまつて形跡が残つて居ない。然し丘陵の傾斜面には猶諸處に多少陥没した部分があつて、窯趾

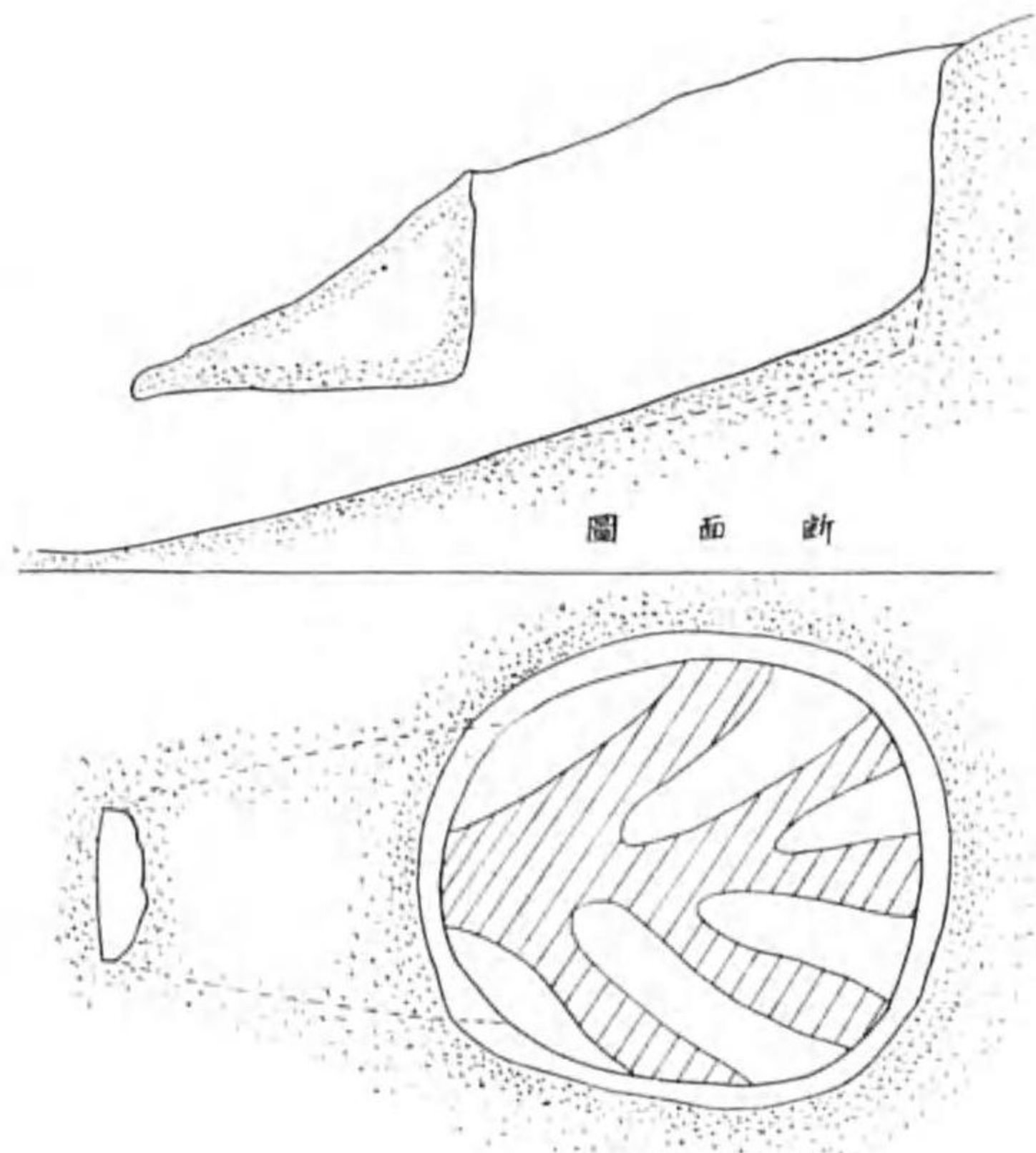
の存在を暗示して居るのである。

第一の窯は山麓の緩い傾斜面を利用し、土を以て築造せられ、略東向になつて居る。胴部は卵形の平面を有し、長徑五尺三寸、短徑五尺、深さ四尺五寸、底部は著しく東に傾き、底面に葉脈狀に六個の

造付臺並に其間に通火溝を設け、其前方に約三尺の空洞があつて其先端は焚口となつて居る。焚口は短徑二尺三寸、長徑約三尺あり其底部から奥の空洞底部に木炭灰等が堆積して居る。瓦を焼く場合には胴部造付臺の上に土製瓦を縦に積みて上部を粘土にて密閉し煙拔を附けたものらしく、燃料を加へ火を點すれば火氣は空洞を

第一窯

ハ溝部



平面

經て通火溝に上り瓦の各面に加はつて煙拔に至り空中に發散したものであらう。現在に於て之の密閉の状態を示せる適例はないが、附近に於て發掘せられたる窯の斷面に依つて推察することが出来る。此窯趾は大正十四年七月六日に發見せられたもので内部からは忍冬唐草様のもの、又互生葉を左右に配せる唐草瓦及び平瓦等を發見し之れに依つてこの窯趾の時代を推定することが出来る。

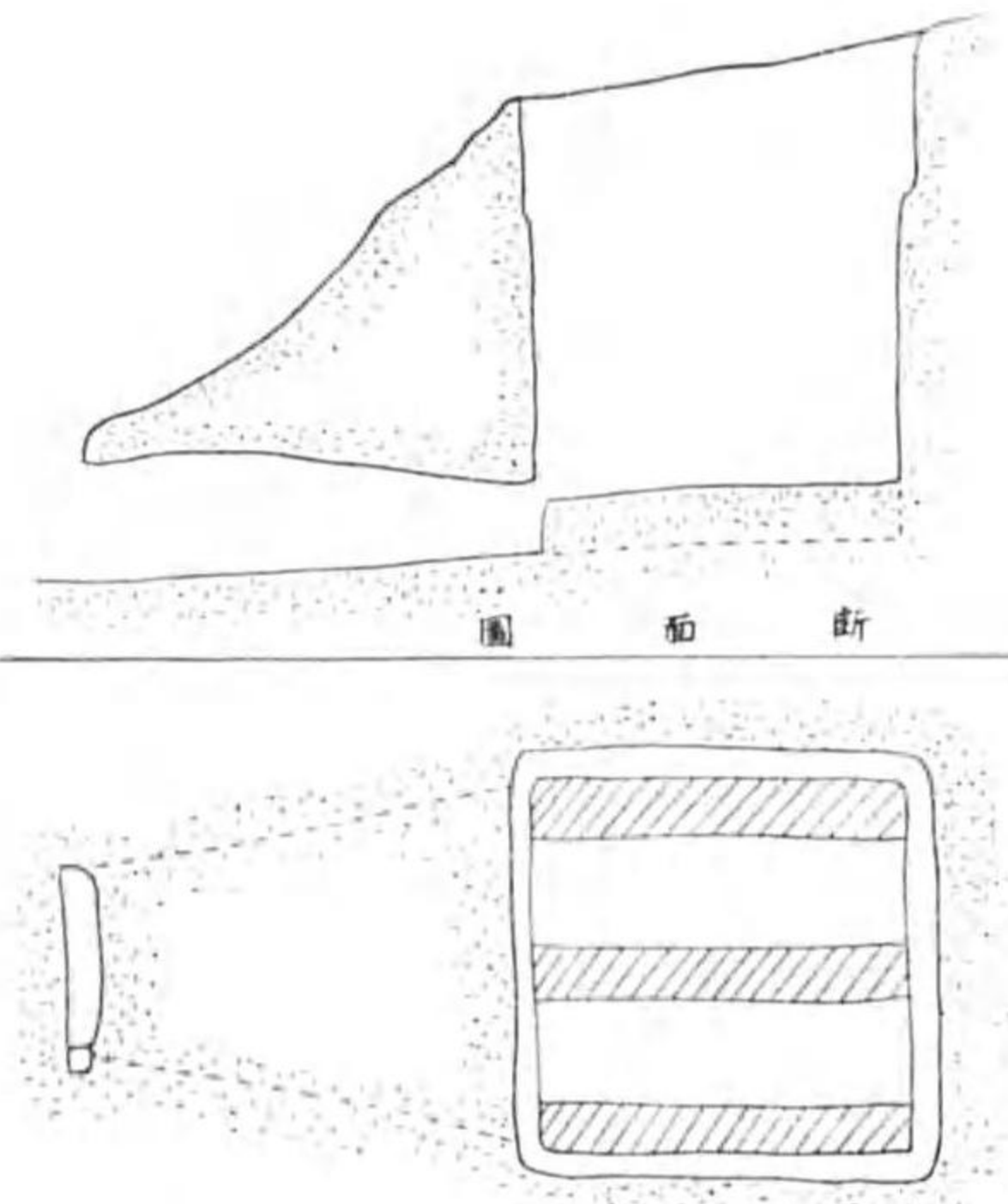
第二の窯は小さき窪地を隔て、第一窯

と相對し焚口を北方に向け、胴部を其南方稍高い部分に築いたもので胴部は略方形を呈し一邊の長さ三尺四寸、深さ四尺六寸あり。胴部の底面には二行の造付臺と之に沿へる三條の通火溝があ

つて窯の主軸に平行して居る。造付臺は幅九寸乃至一尺一寸、高さは七寸乃至九寸、熨斗瓦を二行並びに積み重ねたものである。其間の通火溝は幅約五寸位あり。胴部の前に約三尺の空洞があり焚口は其先端にあつて幅二尺三寸、高さ一尺四寸向つて右側に一個の石が立て、ある。第一窯と共に胴部の上方は如何なる構造であつ

第二窯

ハ溝部



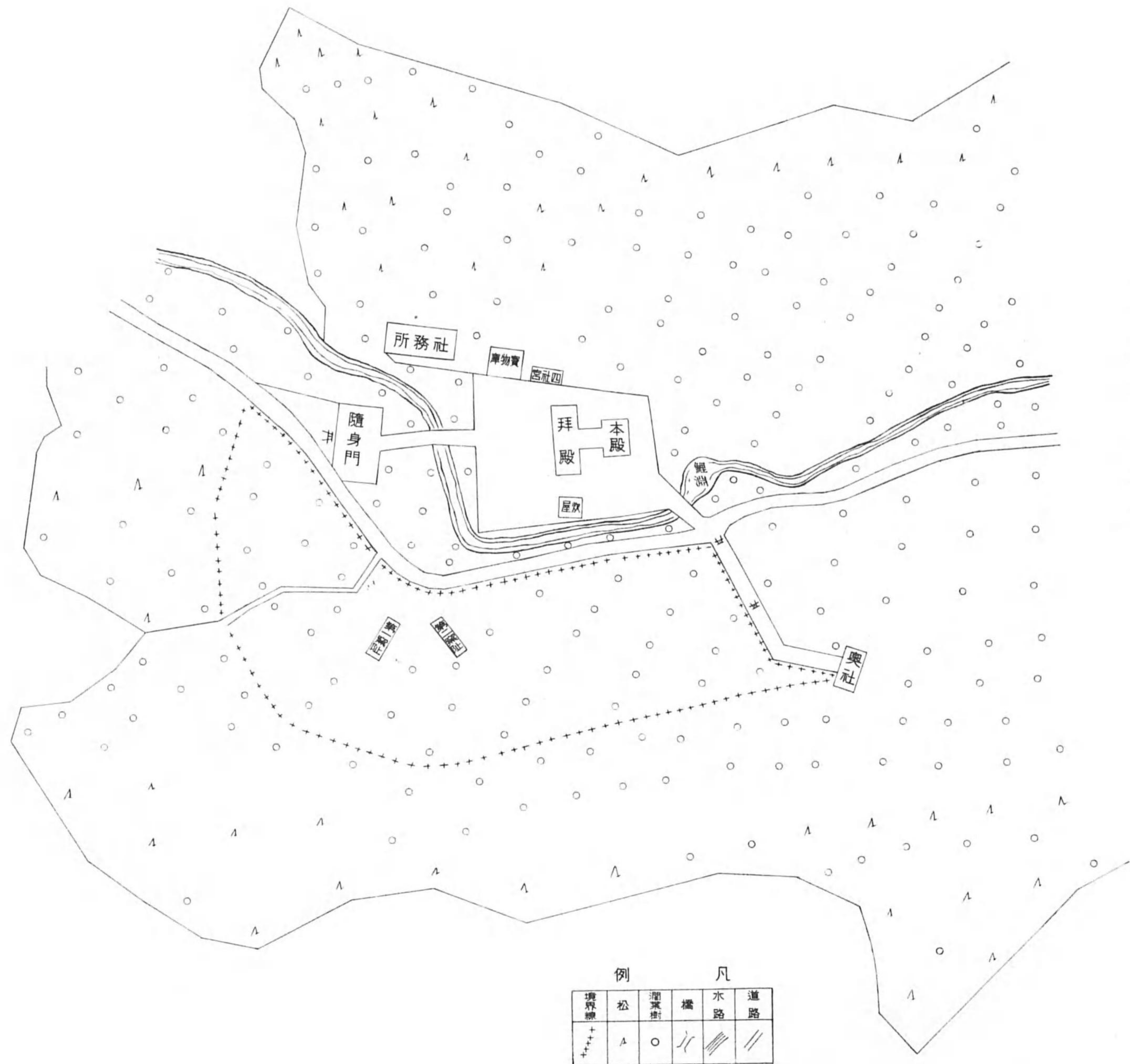
平面

たか詳でないが其密閉の状態は略推定することが出来る。大正十四年七月二十日發掘當時に於ては内部から忍冬唐草様の瓦蓮華紋瓦、平瓦、土器、瓦製硯を發見し現に大水上神社に保存されて居る。又造付臺を構成せる熨斗瓦は之れとは別の瓦窯で焼いたものであることは明かであるが時代の差を認むる程のものではない。結局此の窯の築造以前の製瓦を利用した

ものである。此種の窯趾は奈良縣生駒郡平端村額田部並に埼玉縣兒玉郡東兒玉村大字沼上宇水殿等に於て發見されたが何れも大體中古期のものと推定され額田部水殿の兩所は共に史蹟として指定されて居る。右二ノ宮窯趾は保存要目史蹟の部第七に依り昭和七年四月指定せられたのである。

二宮窯址所在地實測圖

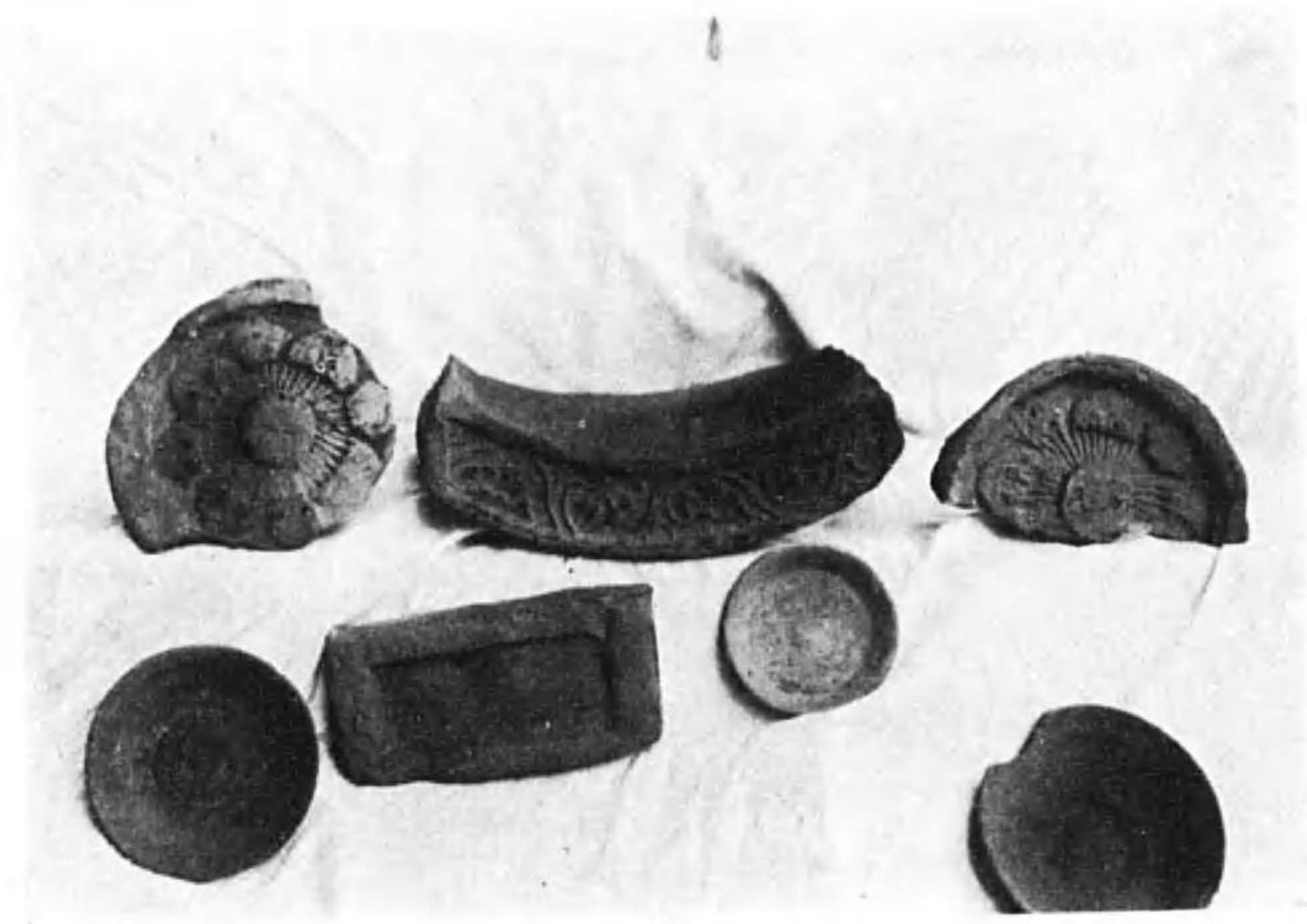




二宮窯趾所在地實測圖



二ノ宮窯跡全景



二ノ宮窯跡遺物



(一第) 陸 窯 宮 ノ 二



(二第) 陸 窯 宮 ノ 二

鹿 兒 島 縣

佐 多 舊 藥 園

鹿兒島縣肝屬郡佐多村大字伊坐敷にあり。字堀切、字上ノ園平に分れて存し、俚俗龍眼山と稱へて居る。藥園の起原は詳かでないが、貞享四年新納時升が藩主に献上した龍眼樹を此地に植ゑたことは其目錄に依つて明かである。即ち佐多伊佐敷村之内下屋敷三畝廿歩。右新納又左衛門殿進上之龍眼樹植場地として貞享四年卯ノ二月八日平田清右衛門殿御取次御物産任御證文令支配畢後年植場取替候節は右目錄當座へ可被差出者也御支配所とあり。然して此の目錄は久しく佐多地頭假屋に保管され、明治七年野尻利作氏管理人となりし際之を受け継ぎ保管して居つたことによつて貞享以來龍眼樹植場として變化のなかつたことを證明し得るのである。龍眼樹以外の藥草木の栽培に關しては何等の記録をも有しないが寶曆、明和の頃國老菱刈實詮が建議に依つて藥園を創設したと傳へられ、種々の奇藥珍菓の類若干種を植ゑ日本の諸國になき草木も能く生長して居つたと稱へられて居る。

字堀切の藥園は伊坐敷部落の南に近く、實測面積八百十坪あり。伊坐敷より佐多岬に至る道路の西側に位し、西方に丘陵を負ひ、北に防風林を有し、東南に傾斜せる地域を略二段の畑地となし、龍眼樹は上段畑地の西に接する丘陵の麓なる傾斜地に最も多く存し、現今二十三株を數へることが出来る。然して其最大のものは目通り周圍約四尺五寸を算し、中位のものにて目通り周圍三尺一



(圖形地一分萬五部量測地陸據) 置位の園藥舊多佐 ×

寸あり多くは一株より二、三本の幹が伸びて居る。之れは寒さの爲めに枯死状態となつた場合に根元より切り新しき芽を發生せしめたことが主なる原因であると傳へられて居る。又畑地の東部で、道路に接近した部分に一群の龍眼樹がある。合計八株が數へられ、幹は太く丈が高いものが多い。荔枝は殆ど無くなり古株は僅かに三本に過ぎないが現今若木を畑地に栽培して居る。枳殻の垣は中段にあつたらしいが今は其古株を少量残して居るのみである。東南に存する「アカテツ」は目通り周囲九尺五寸あり。其西にある印度護謨樹は目通り周囲十五尺一寸ある之れは廢藩後に植ゑたものであると傳へられて居る。



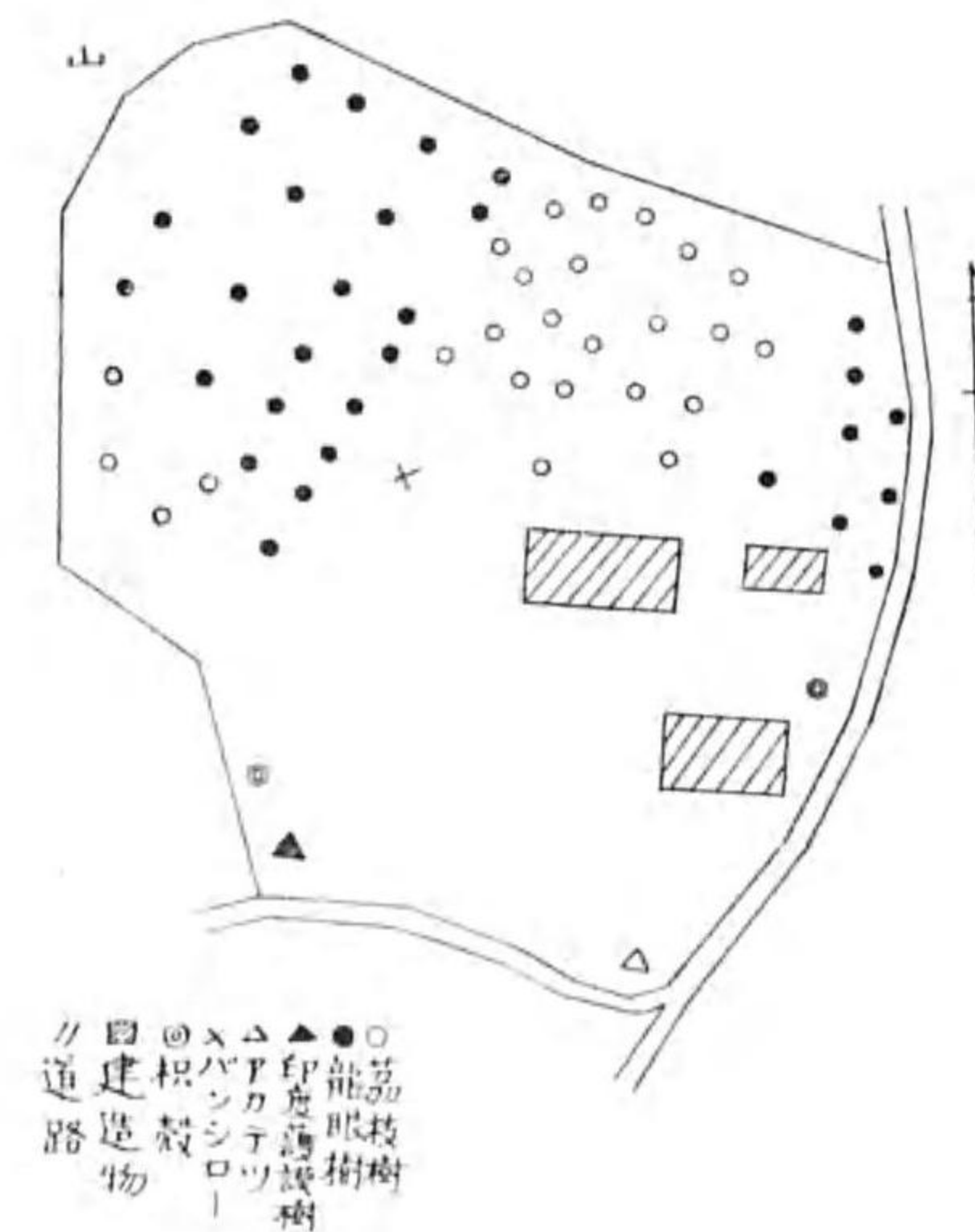
置位園藥日多佐

が生育し其名残りを止めて居る。樹の大き略堀切のものに等しく同時代の植樹に屬するものであらう。此地も亦西及び北に丘陵を負ふて居る。以上の兩園共に主として龍眼樹が残つて居るのみで他の藥草木は殘存して居ない。猶指定地

ではないが此地の對岸薩摩國山川港にも龍眼樹が残つて居る。之れは植栽の沿革は詳でないが今山川小學校の敷地となつて居る處は元龍眼山と稱へられて居つたと傳へられて居り龍眼樹の巨木が残つて居る之れも恐らく略同時代に植ゑられたものであらう。山川港も西北風を防ぐに適する地形であるのは注目し値する。

龍眼樹は熱帯性の植物で内地の他地方では生育することが困難である。舊鹿兒島藩に於ては大隅薩摩の南端に近く且西北風を防ぐ保温の地を選んで栽培した、めに今日に至るまで其命脈を保つことが出来たわけである。試に佐多岬觀測所に於て觀測せる大正四年以降觀測廢止時期に至る間の毎年一、二、三月及十、十一、十二月の最低

佐多舊藥園(宇州切)圖



温度と風向とを示して見よう。

月	一月	二月	三月	十月	十一月	十二月
大正四年	最低 七、九 風向 北西	最低 〇、四 風向 西	最低 二、三 風向 北西	最低 一、五、二 風向 東	最低 一、一、四 風向 東	最低 五、一 風向 北西
大正五年	最低 二、八 風向 北西	最低 二、九 風向 北西	最低 二、六 風向 北西	最低 一、五、五 風向 東	最低 九、二 風向 北西	最低 二、八 風向 北西
大正六年	最低 〇、二 風向 北西	最低 一、六 風向 北西	最低 四、三 風向 北西	最低 一、二、七 風向 東	最低 八、二 風向 北西	最低 〇、二 風向 北西
大正七年	最低 〇、七 風向 北西	最低 一、一 風向 北西	最低 六、六 風向 北西	最低 一、一、七 風向 東	最低 七、二 風向 東	最低 三、八 風向 北西

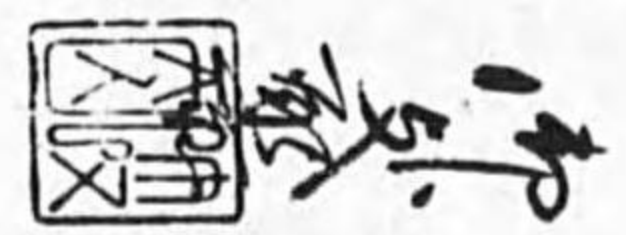
大正八年	最低 〇、一 風向 北西	最低 〇、八 風向 北西	最低 四、六 風向 北西	最低 一、一、五 風向 北	最低 七、四 風向 北西	最低 一、四 風向 北西
大正九年	最低 二、六 風向 北西	最低 〇、一 風向 北西	最低 四、三 風向 東	最低 一、六、三 風向 東	最低 一、一、五 風向 北西	最低 五、五 風向 北西
大正十一年	最低 〇、八 風向 北西	最低 四、六 風向 東	最低 四、八 風向 東	最低 一、四、九 風向 東	最低 五、九 風向 東	最低 四、八 風向 西

龍眼肉は生熟期が十月中旬若しくは下旬にある爲め初秋暴風に際會せば其收穫は皆無となることもあるが、暴風なき年は周圍四五尺、高さ二尺乃至二尺五寸位の籠に三十個位の收穫があり少き時でも四五個位は收穫し得る。荔枝は七月下旬から八月月上旬に成熟するから之を收穫し得るのである掘切産のものは毎年枝折りとし籠に入れて荷造りをなし土地の所有者たる島津公傳家に納付する例である。

此地の龍眼肉は江戸時代に於ても極めて珍奇で薩藩の儒醫曾繁が大隅産の龍眼肉實三顆を吉田篤敏に贈つたことが知られて居る。

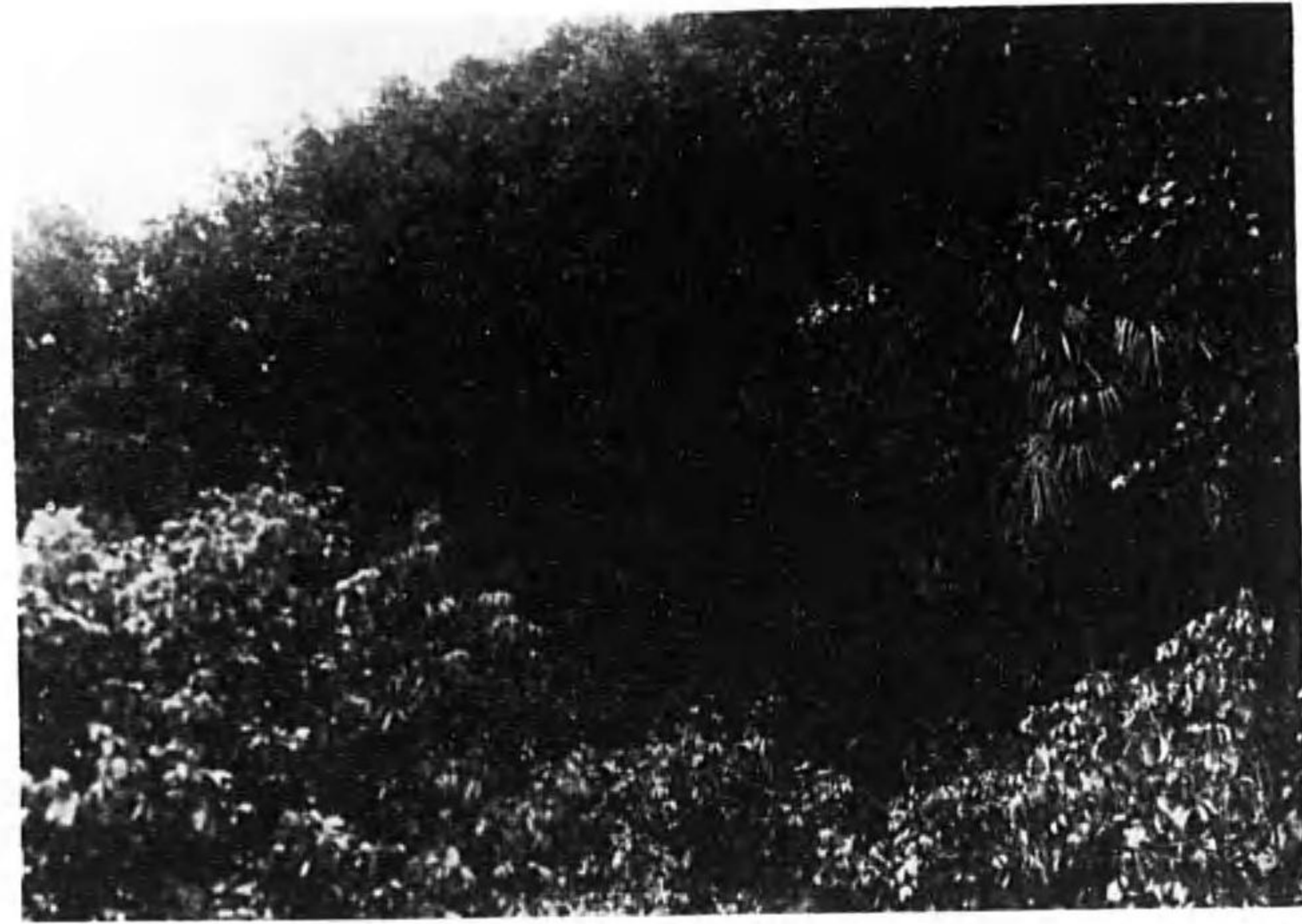
此の如く熱帯性の植物を栽培せる藥園は極めて稀有のもので保存の必要を認められ、保存要目史蹟の部第六により昭和七年十月指定せられたのである。

敬啟者
 本館自開辦以來
 承蒙各界人士
 踴躍支持不勝
 感荷茲因業務
 日見發達特將
 館址遷往上海
 南京路新址
 辦公所有舊址
 各項事務均
 照常辦理此
 佈
 民國二十一年
 十月一日
 商務印書館
 啟

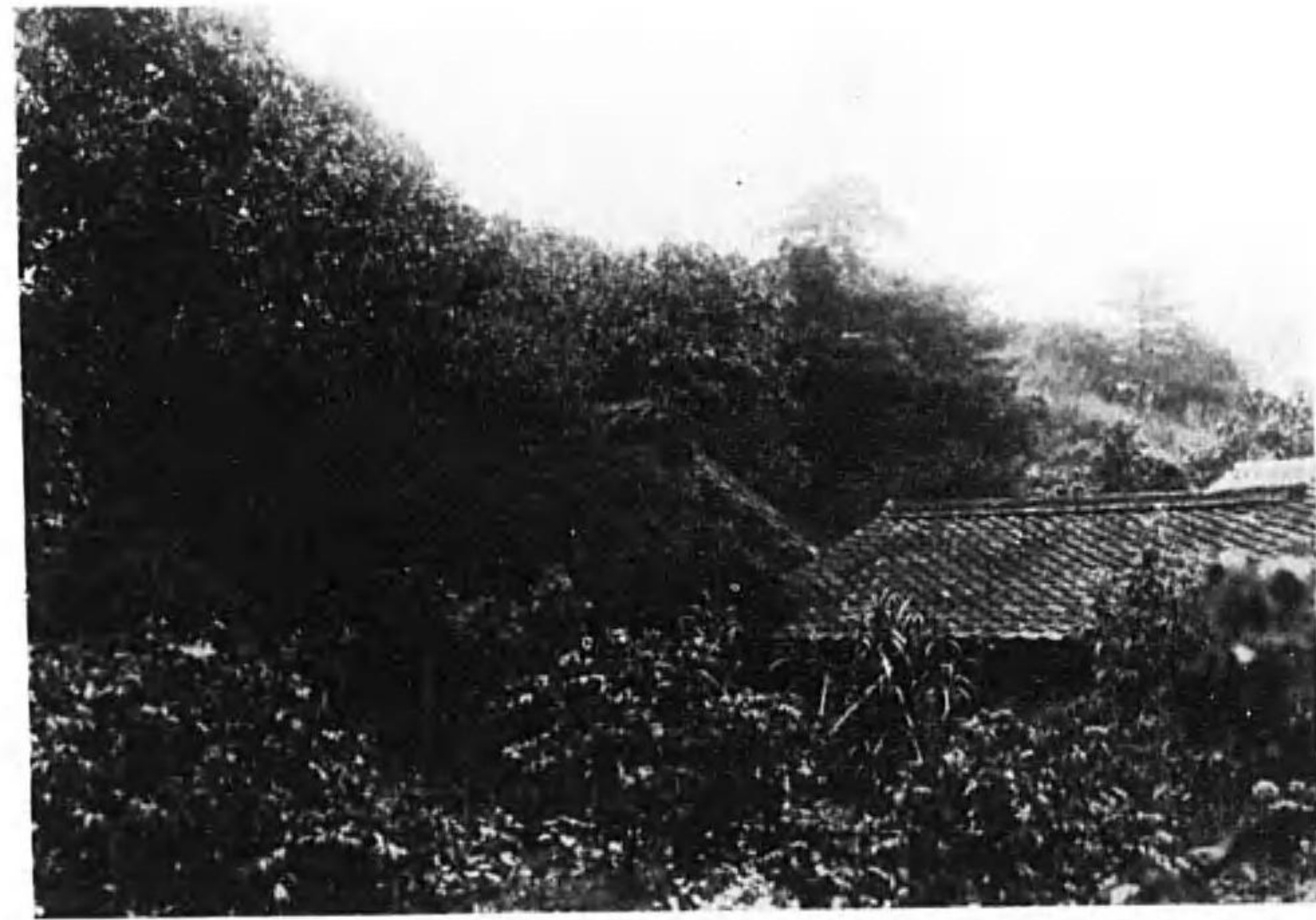
印


商務印書館
 中江
 印
 印
 村田
 印

書文圖樂萬多字



(切畑) 園 藥 舊 多 佐



上 同



(切畑) 園 藥 舊 多 佐



(平園の上) 上 同

京都府
笠置山



京都府相樂郡笠置村に在り、王朝以來の佛寺遺蹟として其名世に高く、分けて後醍醐天皇行宮たりし地として特にその名を廣く知られてゐる上、山は粗粒の花崗岩より成り、節理の發達極めて粗大なる故、風化の結果山上到る處に巨巖の累積して頗る奇觀を呈し、山上樹木繁茂して林叢の美は、更らに山容を秀麗ならしめ、且つ木津川の清流と相映じ、風光四季とりどりに見らるべきもの、あるので、昭和七年四月保存要目史蹟の部第一、二、三、四、及名勝の部第四、五によつて指定された次第であるが、史蹟としては略々山上に限られ、その遺蹟としては行宮跡、寺跡、石佛墓石等がある。

抑も史蹟としての笠置山の由来は、彌勒石像の造顯に始まるのであるが、該石像に就ては、帝王編年記には、天智帝甲子歲天人降て彌勒石像を造ると記し、今昔物語にはこれを天智帝の皇子の御事

蹟として、其記事を修飾敷衍し、笠置寺縁起は更らにこれを潤色大成してゐる。而して該石佛は笠置寺の本尊として、上下に厚く信仰崇敬されたものであつた。百練抄には永延元年十月十七日花山法皇南都七大寺參詣の途次、笠置寺に參詣の記事あり、又玉葉には安元二年十一月後白河法皇臨幸の記事がある。現存彌勒岩は實に上記の彌勒石像に擬定されてゐる。笠置寺縁起によると、後鳥羽天皇の時

東限 野々目河 西限 小倉河中佛石
南限 阿多惠谷 北限 勝示河原

の四至内山水間漁獵を禁ずる廳宣の出た事を載せてゐる。即ち該四至限界に就ては、京都府史蹟名勝天然記念物調査報告第十一冊笠置山の史蹟名勝の條に、

野々目川とは笠置富士の麓即ち丸山と平瀬山との間を流れ、その源は大和より發し、今布目川と書けり、小倉川とは今大手橋を架せる往古川にして、その源は大和より發し、上流は打瀧川を指すなるべく、佛石なるもの何處にありや今は不明なり。阿多惠谷とは今柳生村にして笠置の有市ヶ谷に連れる處なり。而して勝示河原とは木津河畔にして、岩に大日佛を刻し勝示佛と稱したりと云ふ。

この廳宣の確實性は明らかならざるも、兎に角これによつて盛時の笠置寺結界區域を想見し得らるかと思はれる。建久年間には解脱上人貞慶此山に移住して、堂塔を修せられた讚佛乘抄八に載する建久元年十一月龍華會の記文によると、

仍廣博高大之殿堂 令人加財力 花幢綵幡之莊嚴 令物結善緣 莫大之功不圖而成 左排經藏以納一代之聖教 右峙塔婆 以參數粒之舍利 手捧其經卷 首戴彼佛骨 安庠進寶殿 互作步鷄頭城之想 渴仰瞻石像云々

とあり、更らに同抄供養願文によると、同六年十一月六角三間精舎一字を建立し、之を般若臺と號し、又同九年十一月には本瓦葺十三重塔一基を造立し、之を般若報恩塔と名けた事を載せてゐる。されば此時堂塔伽藍備り莊觀を極めたものであつたと思はれる。

元弘元年八月廿七日後醍醐天皇和東鷲峰山より當山に潛幸約一ヶ月行宮となつたのは、要するに山の險要と坊舎の具備と相俟て兵を留むるに好都合の上に、當時聖尋が當山の別當で、東導し奉つたからである。而して天皇爰に駐輦あらせらるゝや、初め北條時益、北條仲時兵を遣して之を攻め、更らに九月廿七日大佛貞直、金澤貞冬、足利高氏等大軍を率ゐて來り攻むるところとなり、翌廿八日遂に攻め陥さるゝに至つた。此役判官代錦織俊政、飛彈守石川義純父子等戰死し、天皇又藤原藤房、源具行等と共に竊かに山を落ち出で給ふ。笠置の名は、此役行宮となるに及んで、普ねく世に知らるるに至つたのである。

解脱上人の再興せられた堂塔伽藍僧坊等は、此元弘の時殆ど燒失し、其後弘和元年一旦舊構に復したのであつたが、應永五年に又回祿した。文明十四年に沙門貞盛が十方檀越に助成を募り同山の復興を計つた、今笠置寺に貞盛の勸進狀を藏してゐる。

此時何れまで舊に復する事が出来たかは、今之を詳かにする事は出来ぬが、當時の遺構を見るべ

きものとして僅に正月堂一字を存してゐる。然しこれとても褻股其他二三の點にその佛を留め

るのみである。

貞盛の再興後の沿革に就ては又分明でない。江戸時代に入つて此地は元和五年伊勢藤堂家の領域相樂郡五萬石中に編入された。然るに當時笠置寺の子院と領主との間に紛争を生じ、天和二年九月藤堂家の家老連署を以て笠置寺を處分したので、爲に寺は頗る窮地に陥つたのであつたが、後藤堂家に於ては改めて本堂を建立し境内山林を寄附し、寺領として十五石を附し、福壽院、知足院、不動院の三院を以て山を管せしめ、別に修理料、掃除料、鐘撞料として田島を附し、殊に正保五年には藩主親しく登山寺の衰頹を慨き更らに布施して保護を加へられたので、以來寺の面目を漸く保ち得たのであつたが、明治維新後又寺祿を失ひ、淨地荆棘蔓生し、坊舎廢滅の慘狀を呈するに至つた。明治九年丈英和尚錫を此山に留むるに及び堂宇の修繕に力を盡し有志の贊助を得て大に復舊に力を



(藏寺山住海)像木人上脱解

致し、自來相嗣ぐもの亦維持經營を力めて、以て今日に至つたのである。

關西線笠置驛で下車、徒歩大手橋を渡り、笠置の登口迄約十町、登口に、一は延寶七年一は嘉永六年の建立に係る二基の道しるべの石碑がある。道は新舊二道に分れ、新道は近き頃開鑿され、今府道に編入されてゐる。舊道を登ると元の下の堂階と傳へられる所道の兩側に平坦な畑地がある。元弘の役一の木戸の戦蹟は爰であると傳へられてゐる。又七町目の道の左側に「名切石」と傳へられる大石がある。八町目即ち山上は平坦で、現在は笠置寺椿本社、毘沙門堂、稻荷社少し離れて正月堂、大師堂等の建築物が配置され、又藥師岩、文殊岩、彌勒岩、金剛岩、胎藏界岩、虚空藏岩、大鼓岩、搖ぎ岩、平等岩、貝吹岩等著名な巖石が散在し、又行宮階が存してゐる。而して從來如上の建造物並巨石の散在する配圍を以て普通には笠置山の全史蹟地であるが如くに思はれてゐたのであるが、史蹟として見る上に於ては、行宮階の南方稻荷山のつゞきなる、小字神宮山なる般若臺階の所在する部分より、又東方なる小字東山なる解脱上人墓石の所在地點等をも廣く含めて考察すべきものであつて、かくて始めて盛時の笠置山を偲び、又元弘に行宮たりし所以を解し得るのである。

現在の笠置寺の本坊は、元の福壽院の建物で、其北南の方位に椿本社がある。護法善神を祭つてゐる笠置山の鎮守であつて、延喜年間日藏上人の勸請と傳へてゐるが、現在の建物は勿論徳川時代のものである。椿本社の北方鬱蒼たる森林に圍まれた地點は、元弘の激戦地と傳へられ、道の右方は斷崖、左方には藥師、文殊、彌勒の三巨岩が道を壓して峙てゐる。

石佛 此三巨岩には各々佛像が刻されてゐたが、元弘の戦亂に堂宇燒失の際像相剝落して現状

の如くなつたと云はれてゐる。三巨岩中樂師・文殊の二岩には、今殆ど其痕を認むる事が出来ぬ。彌勒岩には光背の輪郭と臺座だけが刻かれてある事が認められる。釋無住の砂石集に、「笠置彌勒地藏自施彩色以來諸人崇信淺靈驗亦滅矣」とあるは、今云ふ彌勒岩に刻してあつた佛像に彩色を施したのを云ふのか否か。

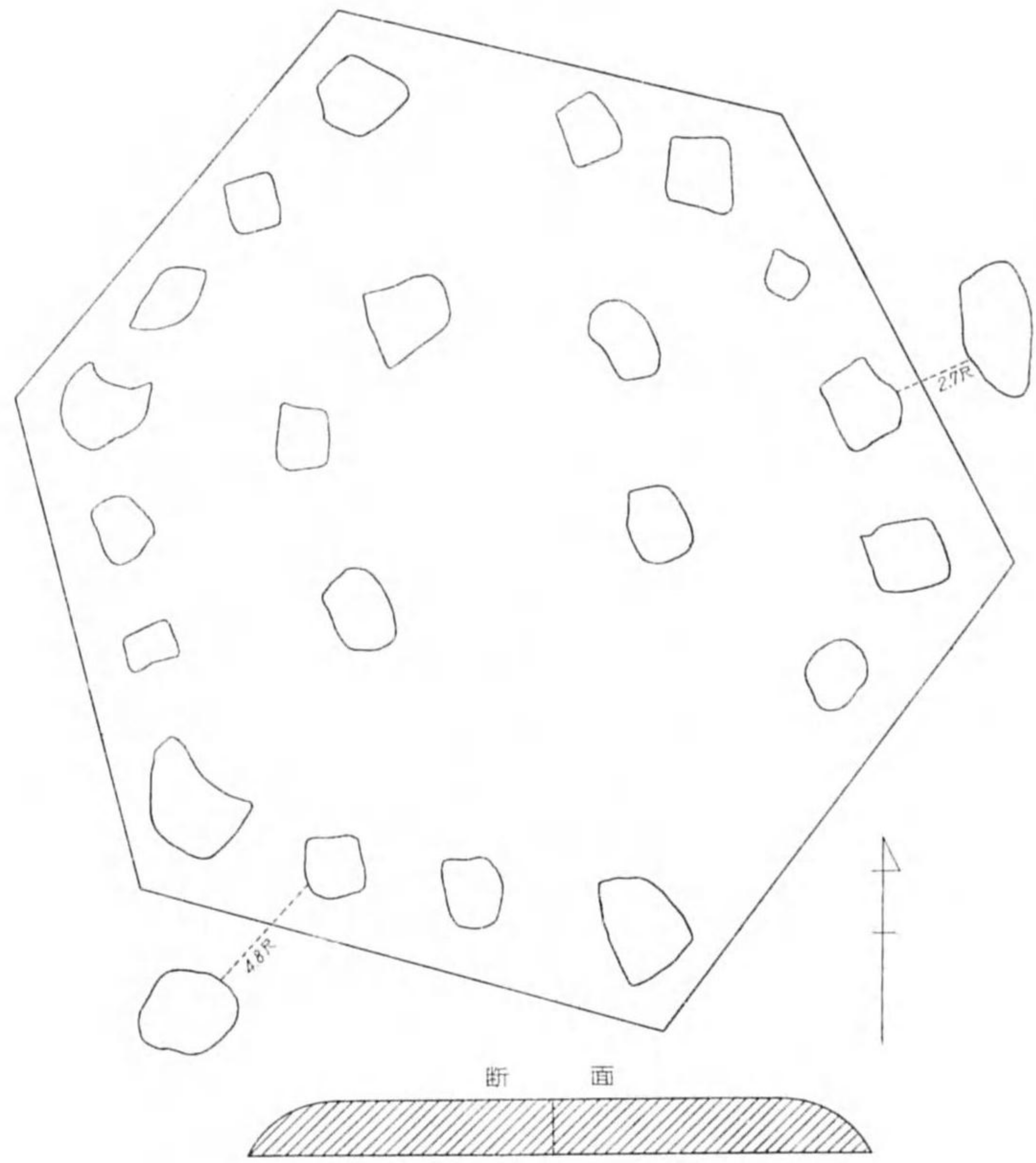
樂師岩は高三十一尺、奥幅九十一尺、文珠岩は高三十尺、幅二十八尺、此兩巨岩は相接して並び、其上部に高五尺、幅八尺の笠石と呼ばれる、大石が置かれてある。文珠岩の向て右隣が彌勒岩で、高五十四尺、下幅四十五尺、而して如上三巨岩中樂師及文珠岩の前面には、十三重石塔があり、塔の右側には錦織俊政、左側には石川義純の墓と傳へる五輪塔が置かれてある。俊政・義純の兩人は元弘の亂に戦死せる忠臣である、十三重石塔は解脫上人が其母の爲に建てられたものとも、或は元弘戦死者の供養塔とも傳へられてゐる。又彌勒岩の前にも一基の寶篋印塔がある。其臺石に「元應元年未己七月十五日大願主□□の銘文がある。元應元年は御醍醐天皇御即位の年に當るので、俗に天皇御即位記念塔と呼ばれてゐる。彌勒岩の前此寶篋印塔を挾んで正月堂がある、堂は今笠置寺の本堂に擬せられ、文明年間貞盛再興の際の唯一の遺構と傳へられてゐるが、其當初の手法と見るべき點は誠に少なく、大部分は後世の修補に係るもので、殊に今の地點に移されたのは、明治維新後の事である。而して元此三巨岩の前面には堂宇の構架せられありしと見え、今に該巨岩前面の磐石面に柱受の爲に設けられたりと認めらるゝ、凹みあり、又樂師岩の下方より十六尺の高さにある一孔穴の如きは、恐らく建築上の必要から穿たれたものと察せられる。

正月堂の隣接に、金剛界岩胎藏界岩と呼ばれる、二巨岩あり、此巨岩に隣して虛藏岩がある。高三十尺、幅二十五尺の花崗岩で、その一面を磨いて、虛空藏菩薩の座像が刻されてゐる。藤原時代かと思はるゝ、誠に巧妙な作で、笠置山石佛中唯一の完好優秀の作品である。

行宮趾は彌勒岩の北方笠置山中、最高地點に近く、海拔約二百八十九米約百七十坪ばかりの地域である。今西側に登り口の石段が設けられ、石段の下に、「行在所遺趾、大正九年一月建之、京都府」と刻せる石の標識が建てられてゐる。而して石段を登りつめた平坦な地點には、南々西に面し石柵が周され、石柵内又稍々平坦で、松樹雜木鬱叢として美林をなしてゐる。山下木津川の畔から認められる、山の中腹鐵道線路の上邊にある、小松宮彰仁親王御染筆に係る、「行宮遺趾」の四大字を刻せる碑石は、丁度此の行宮趾の稍々直下の地點に建てられてある。

行宮趾の東南一段低い平坦の地點を二の丸趾と傳へてゐる。又行宮趾の西方更らに一段低い平坦な地點は、寶藏坊趾である。寶藏坊は元弘元年九月二十七日夜半、賊軍これに火を放つに及び、當山遂に落城する因をなした所と傳へられてゐる。而して坊趾は今紅葉園と稱し、園中に緣故者によつて建てられた贈從四位石川飛彈守義純父子の表忠碑がある。而して此寶藏坊趾と行宮趾との境目に設けられてある通路の側に、立像の佛體を刻し、右側に聖宥阿闍梨、左側に天文三年七月十五日の文字を彫り付けた大石がある。

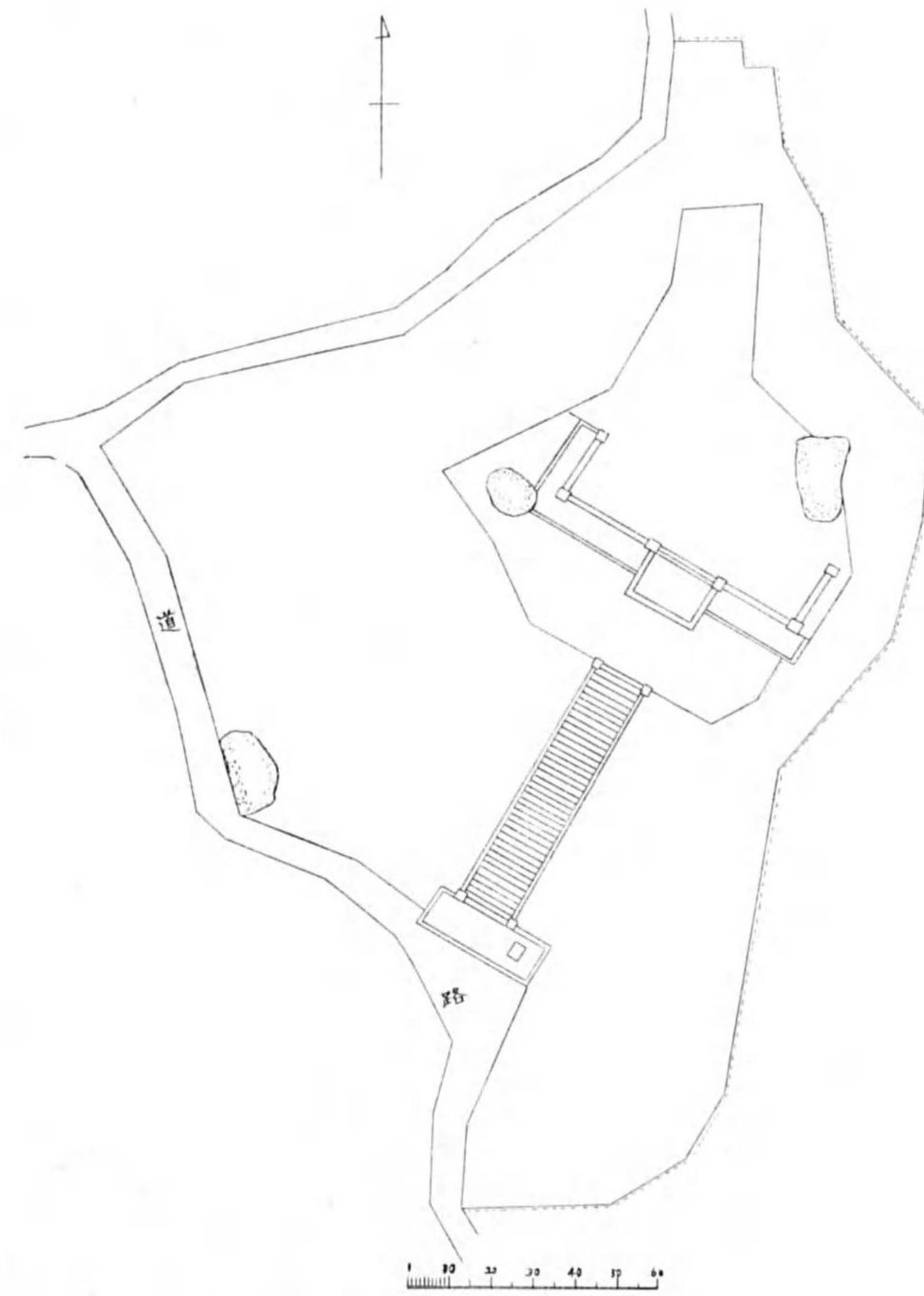
現今笠置山巡覽の順序よりすれば、正月堂前より虛空藏岩に出で、更らに胎内寶、大鼓岩、搖ぎ岩、平等岩等を経て二の丸趾に出で、貝吹岩の上より山下木津の清流を望見し、引返して、寶藏坊趾より行



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 R

圖面平測實陸臺若般

四七



圖面平測實陸宮行山置笠

四六

宮趾即ち俗に皇居跡と稱する史蹟を見て、大師堂に出で、更らに正月堂前に至る本道に合するのである。而して普通此の間に存する史蹟を見て、笠置の史蹟を盡したるが如く思はれしが前に述べた如く笠置山の史蹟は更に山つゞきな神宮山及び東山の地域に及ぶべきもので、即ち神宮山には般若臺趾があり、東山には解脫上人の墓所がある。

般若臺趾 行宮趾の南方稻荷山のつゞき宇神宮山の地域にあつて、今に六角形の土壇と礎石とが略々完全に残されてある。土壇は現在約一尺七寸程の高さを有し、六角形をなし、總面積三十一坪三合三勺五分、その敷地内に一尺七八寸より二尺内外位の自然石の礎石が、土壇の外側に近く總數十六個置かれてある。内北方に面する一角と、東南の一角に當る分中に、各一個缺失してゐるから元は十八個で、一角三個宛配置されてあつた事になる。而して今東北に當る角と、南方の角とに、土壇から前者は二尺、後者は三尺程離れ、壇外に取り出されてゐる分があるから、此分を各缺失の箇所に補ふと、側礎は全部完全する。更らに此礎石の内側に現在五個の礎石がある。元は六個あつたのを、一個近い頃庭石にするとして持ち去られたと傳へてゐる。即ち如上の礎石上に板葺六角三間の精舎が建てられたのである。讚佛乘抄大日本史料四ノ十二、二九五に、

奉建立板葺六角三間精舎一字

右正法欲久 利益欲遠 不堅其基豈全其事

仍ト慈尊之靈幅

契留住於當山 去年八月 始

上梁棟 土木之構二年而終 蓋善知識力也・號之般若臺 令聞者稱其名 貽之濁惡世 令近者結其緣 無量衆生預巨益矣

文中に去年八月とあるは即ち建久五年を云ふのである。而して笠置寺縁起によると、此六角堂即ち般若臺の莊嚴につき、細々の記事が載せられてゐるが、讚佛乘抄四によると、その莊嚴を加へたのは、瓦葺十三重供養塔即ち般若報恩塔で、六角三間の精舎即ち般若臺ではない。恐らく記事の混同と思はれる。尙般若臺趾の北方斷崖に面してゐる部分に、巨大なる巖石面に階段を刻し、此堂に至る便に供した俵を留めてゐる。又此般若臺を中心として附近に多く僧坊が設けられたものと見えて、今に其遺趾と認められる小區域に限られた平坦な場所がある爰は貞慶の居住した僧坊趾と傳へられる。般若臺趾前一段低き地點に、同じく平坦な場所がある爰は貞慶の居住した僧坊趾と傳へられてゐる。該僧坊に就ては、前引讚佛乘抄六角三面精舎建立の條のつゞきに、

奉起立葺葺五間一面僧房一字

右方丈之室 容身可足慈生之間 何其營々 今爲住持改造僧舎 敬奉供養十方衆僧於此 有

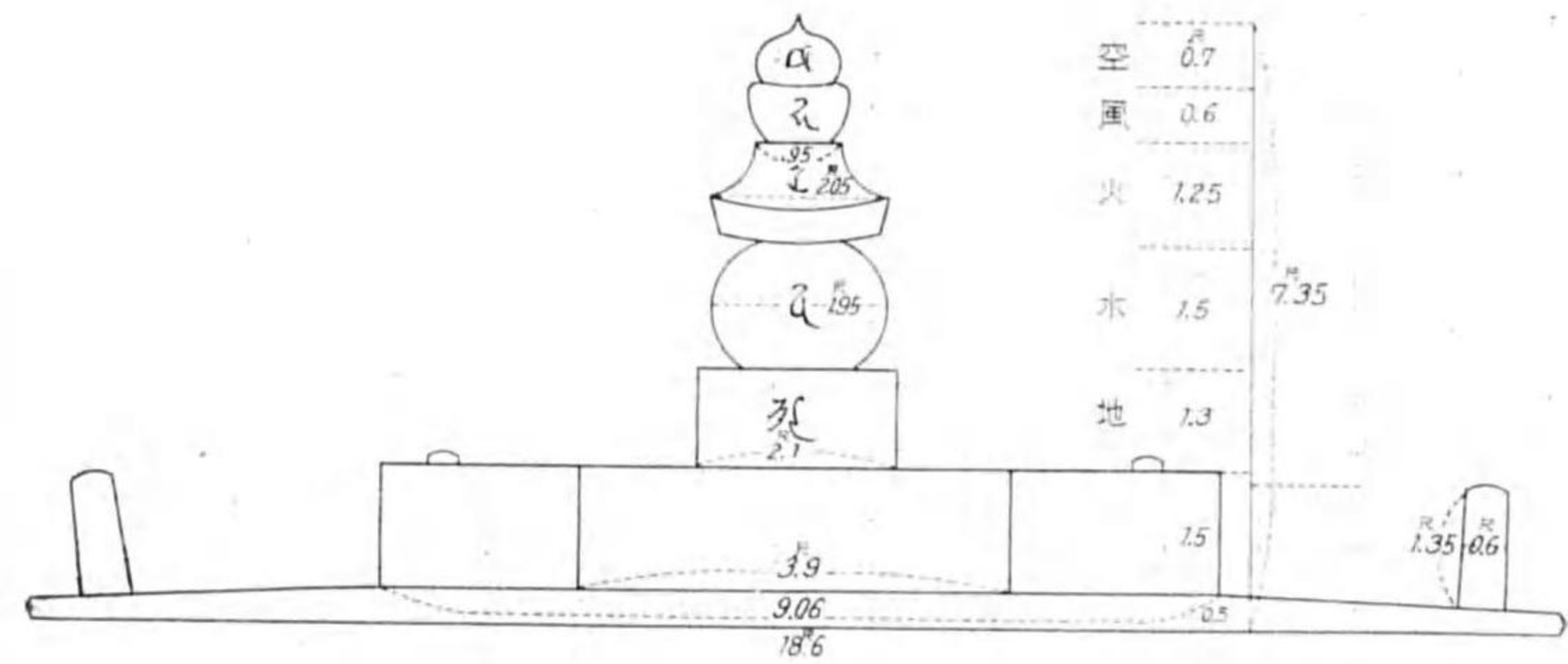
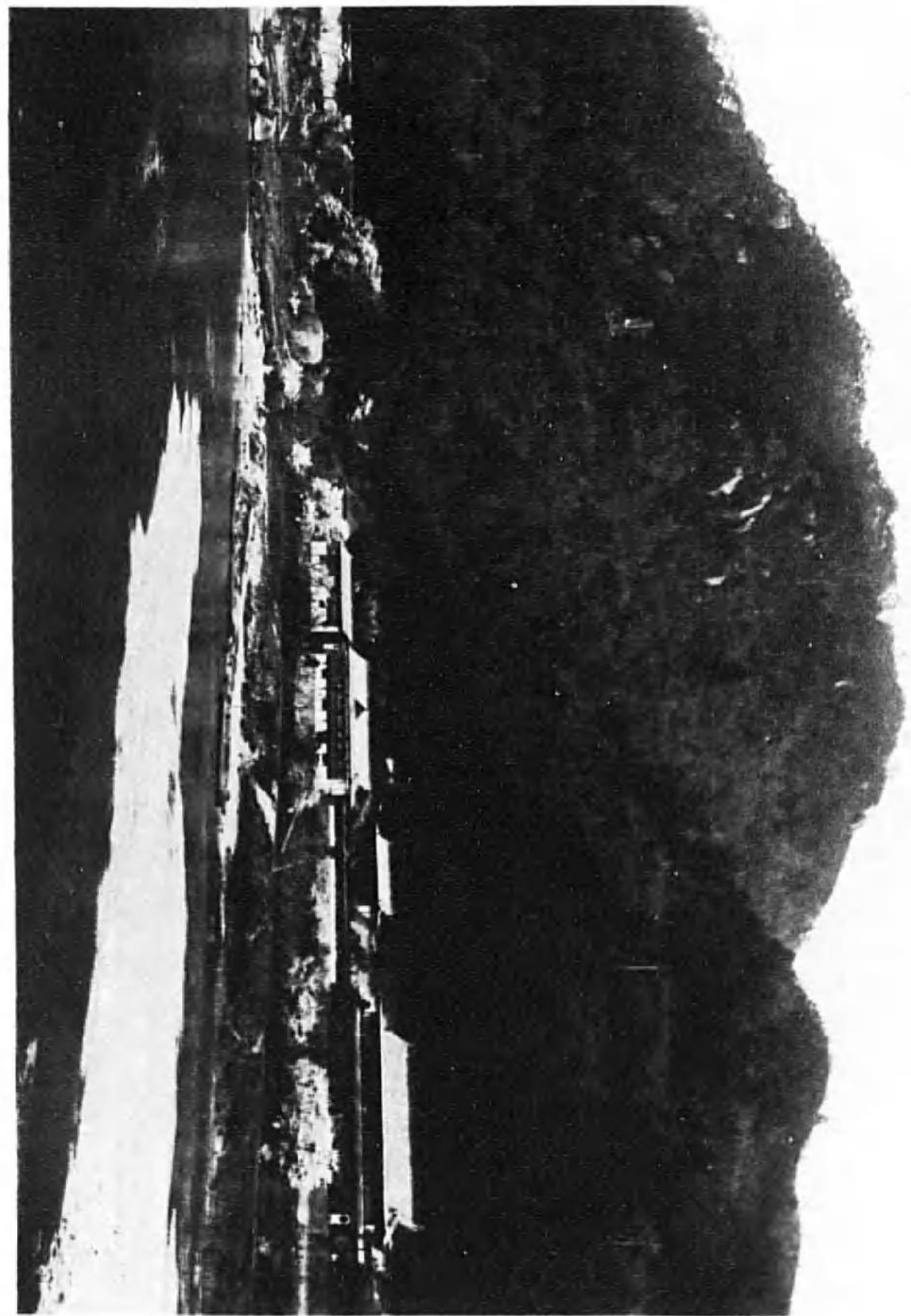
縁之人來而止住、晨昏仕舍利 如彼沙彌寺之因縁 乞願滿寺不捨修補破損矣

と述べてゐる。

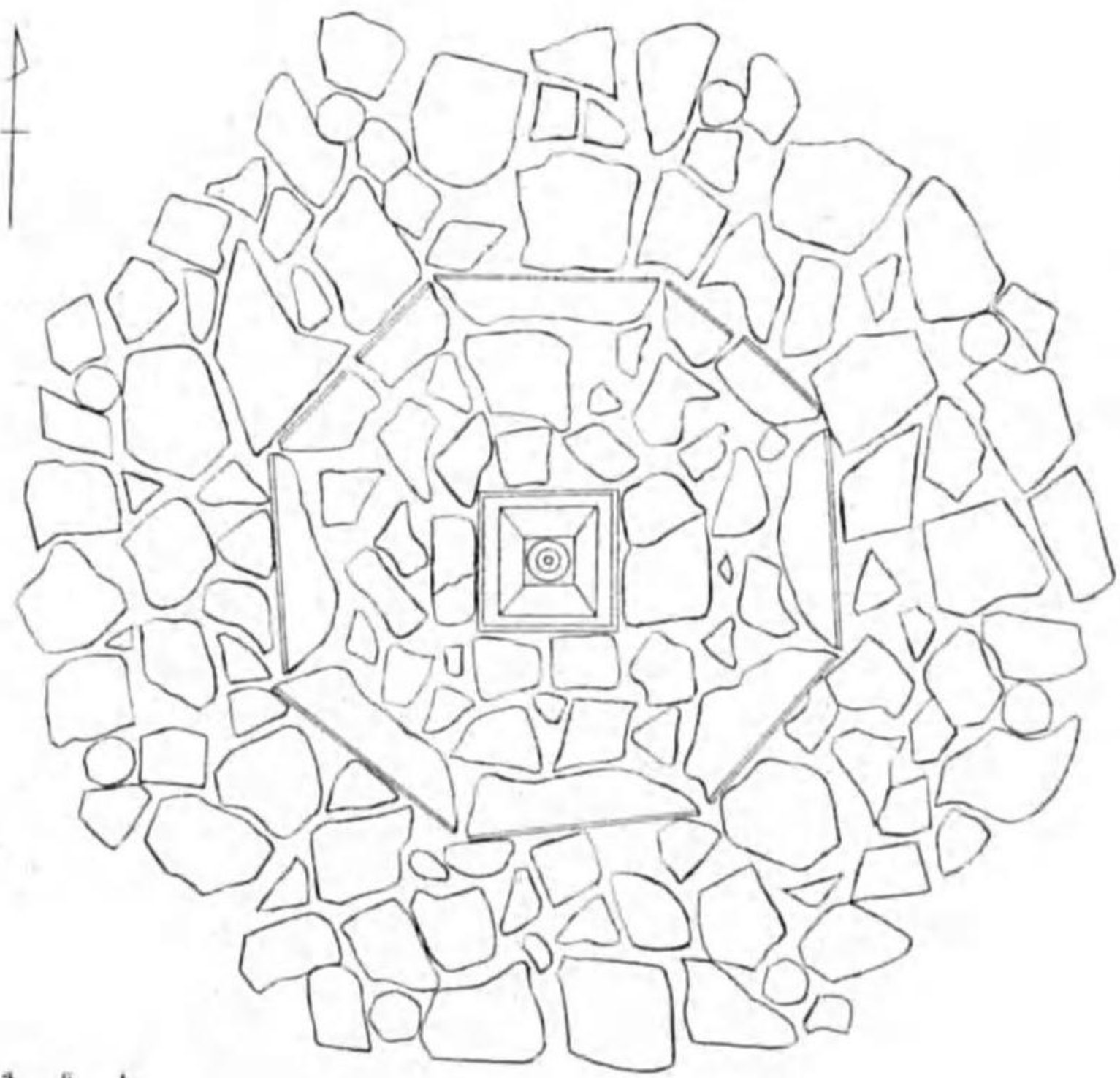
飲料水 般若臺趾の直下の谷間に、山中唯一の飲料水用の井戸がある。解脫上人鑿掘に係ると傳へ、今に山上居住の人々の恩恵に浴する重要なものである。

解脫上人墓所 般若臺趾の西方宇東山の地域にある。墓石は五輪塔で高五尺五寸、八角形に基壇を作り、更らに同じ形に周圍に石を敷いてある。上人の墳墓は同郡瓶原村なる海住山寺にもあつて、當山の分はその分骨と傳へてゐる。

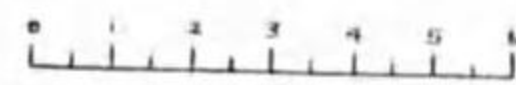
の足碑の跡遺宮行(むらりよ橋置室)景奈山置室



圖測實石墓人上脱解



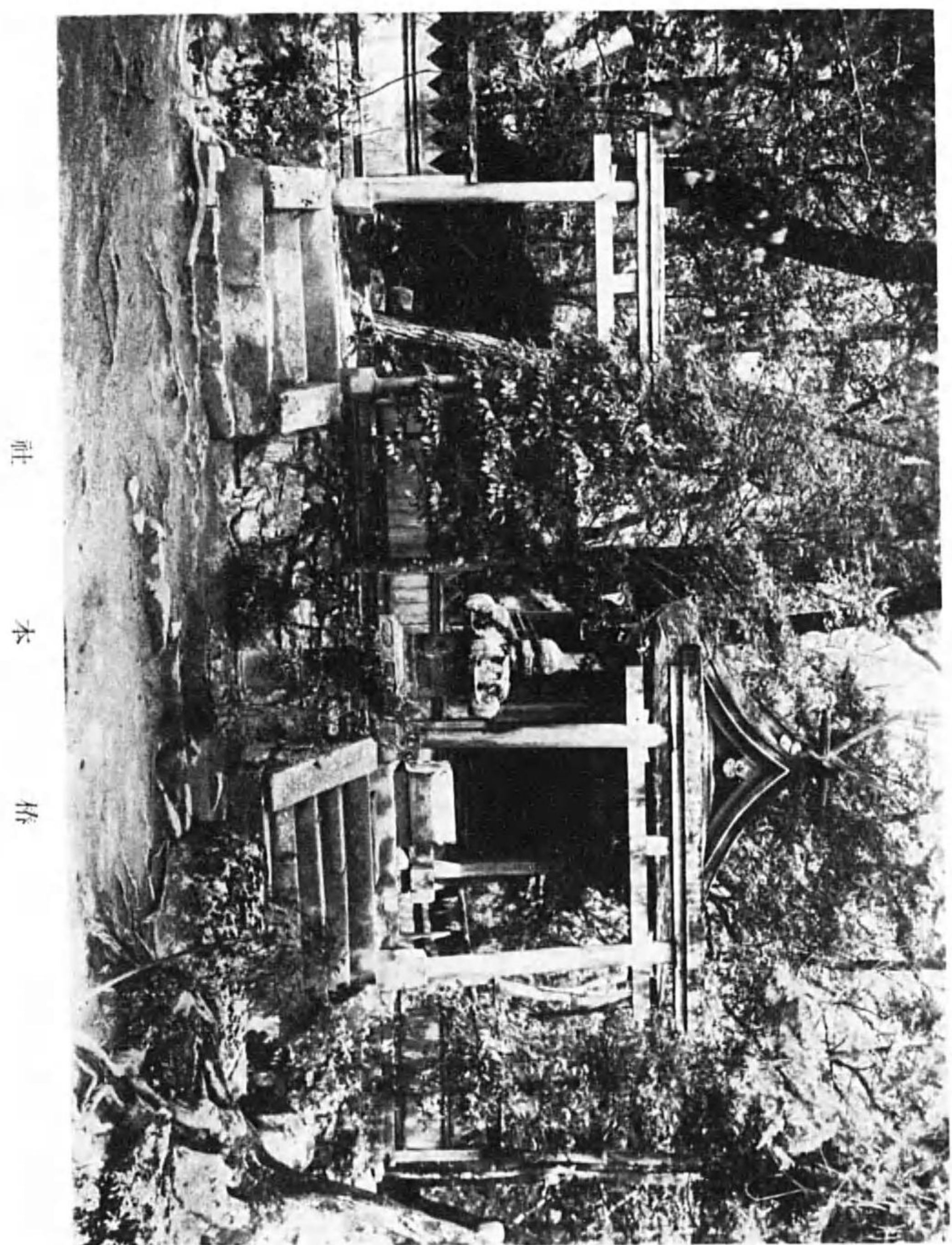
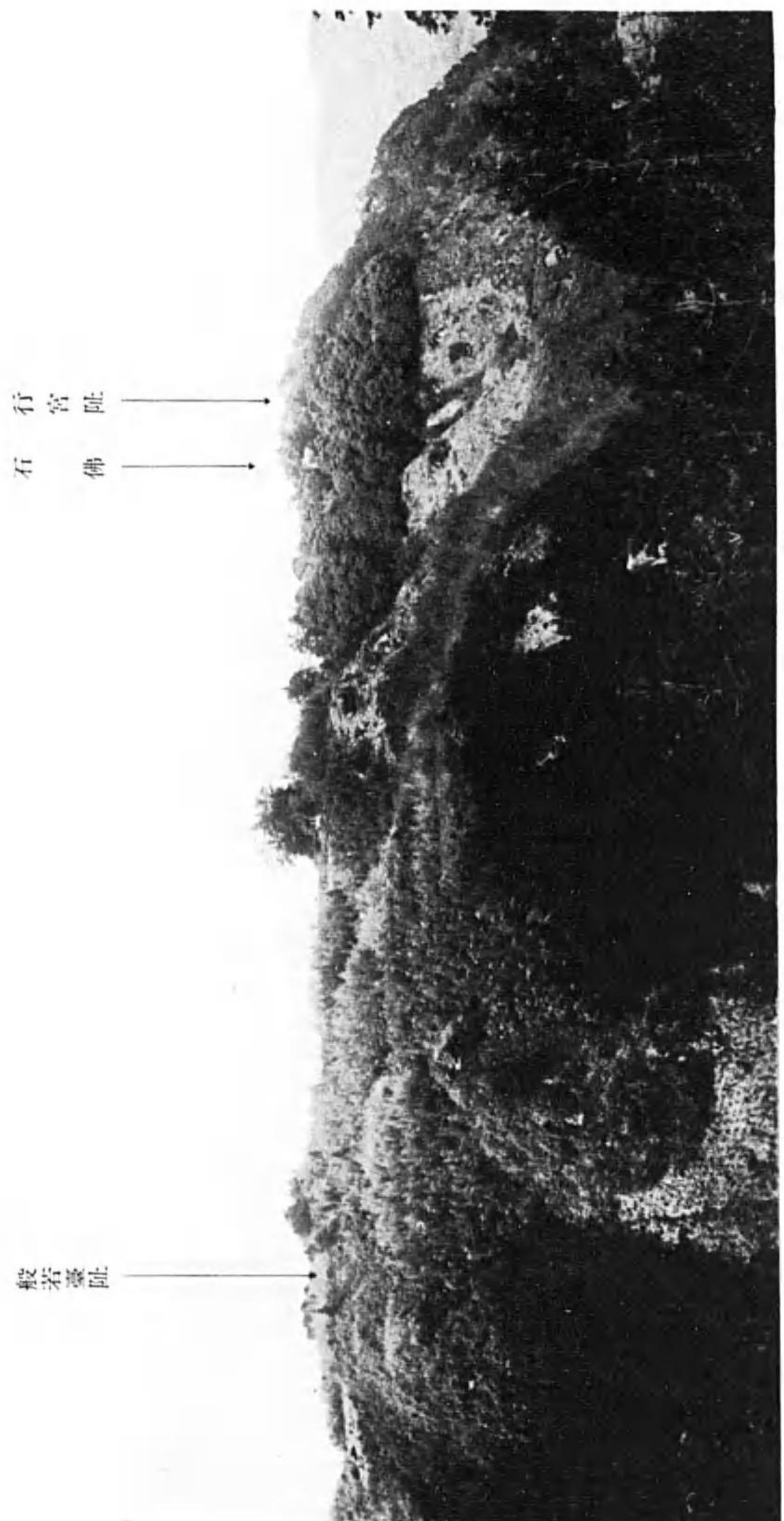
縮尺



圖面平測實石墓人上脱解

圖版第二九

笠置山上

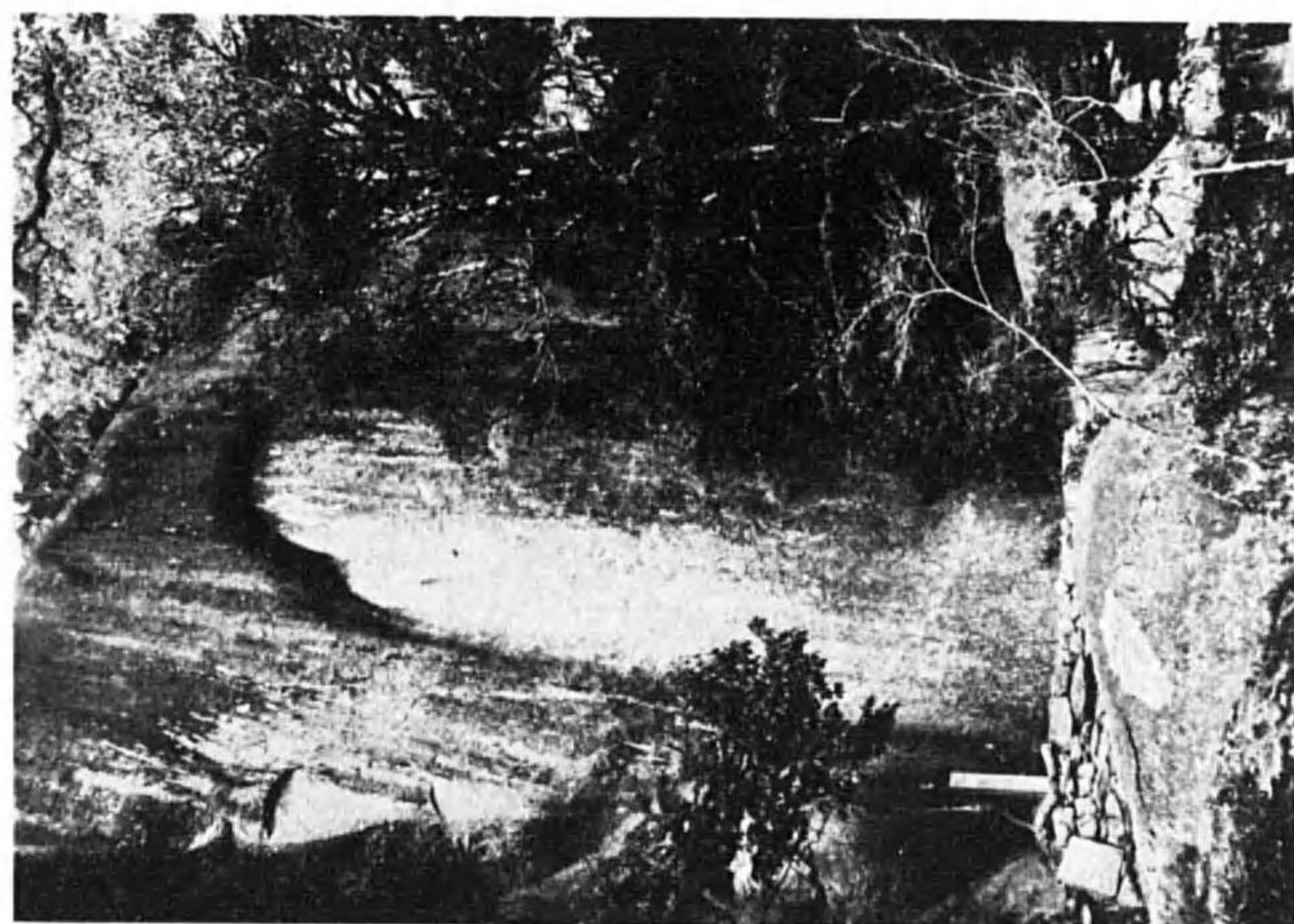


水尾社

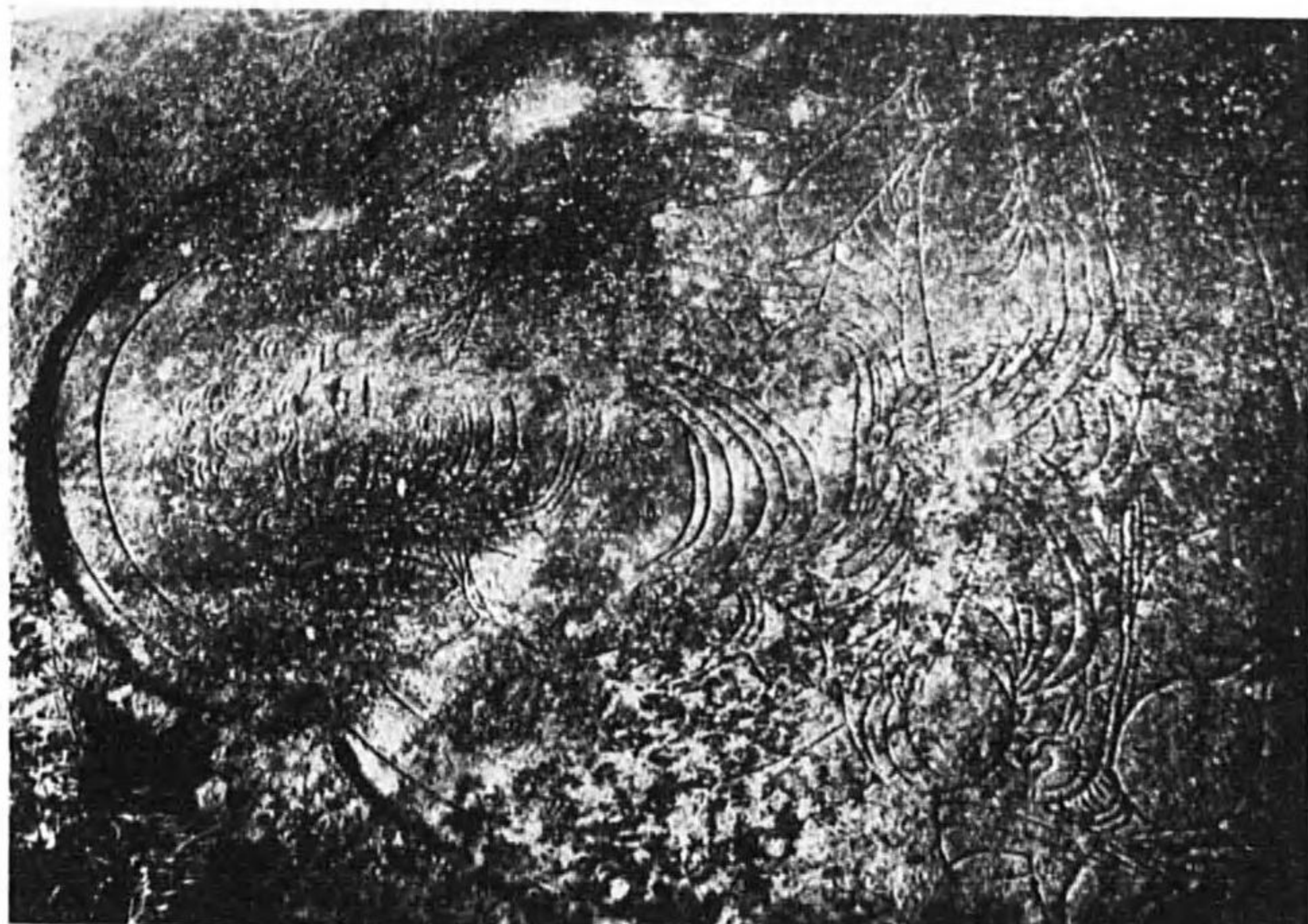
圖版第三〇

圖版第三一

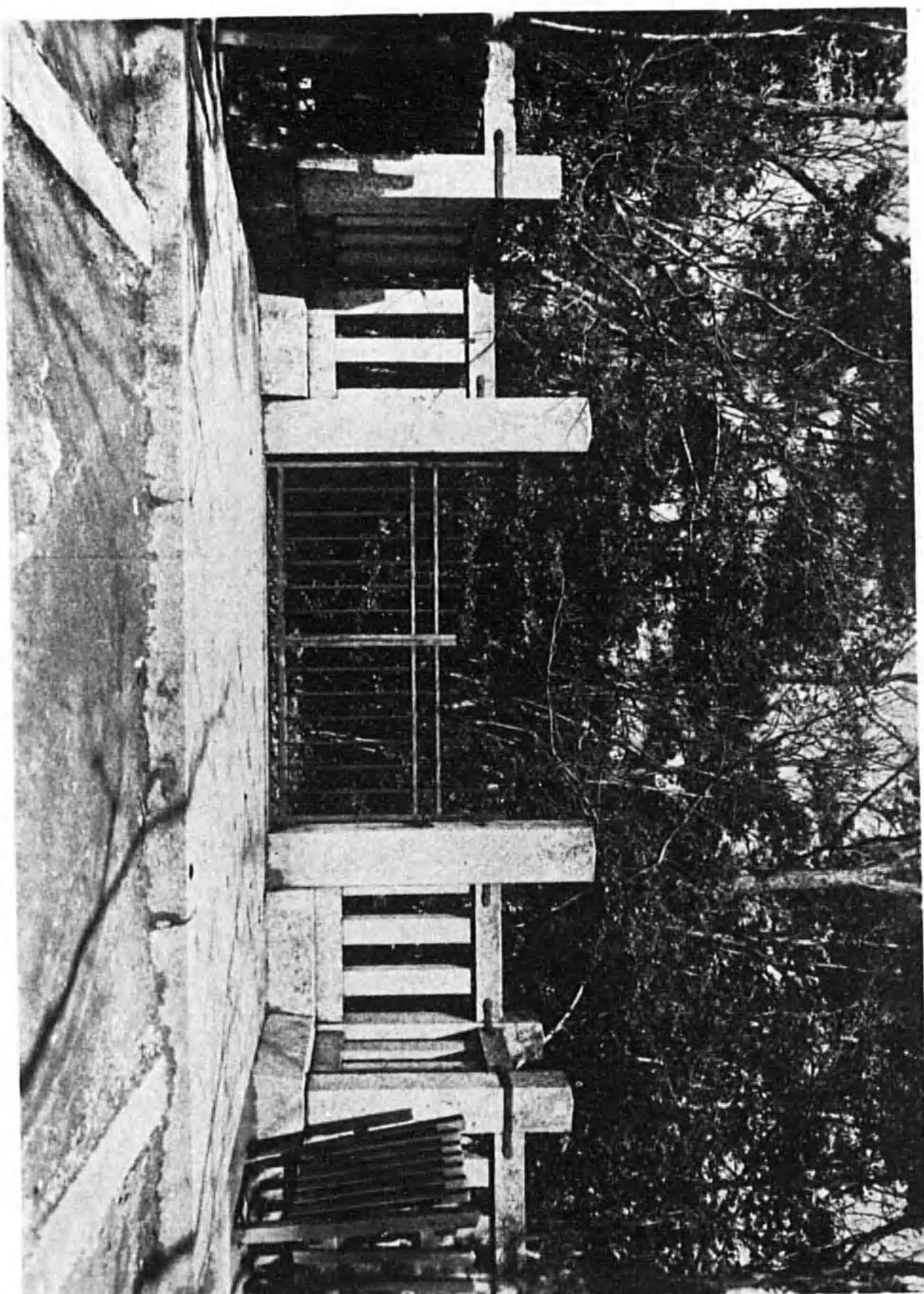
彌勒岩



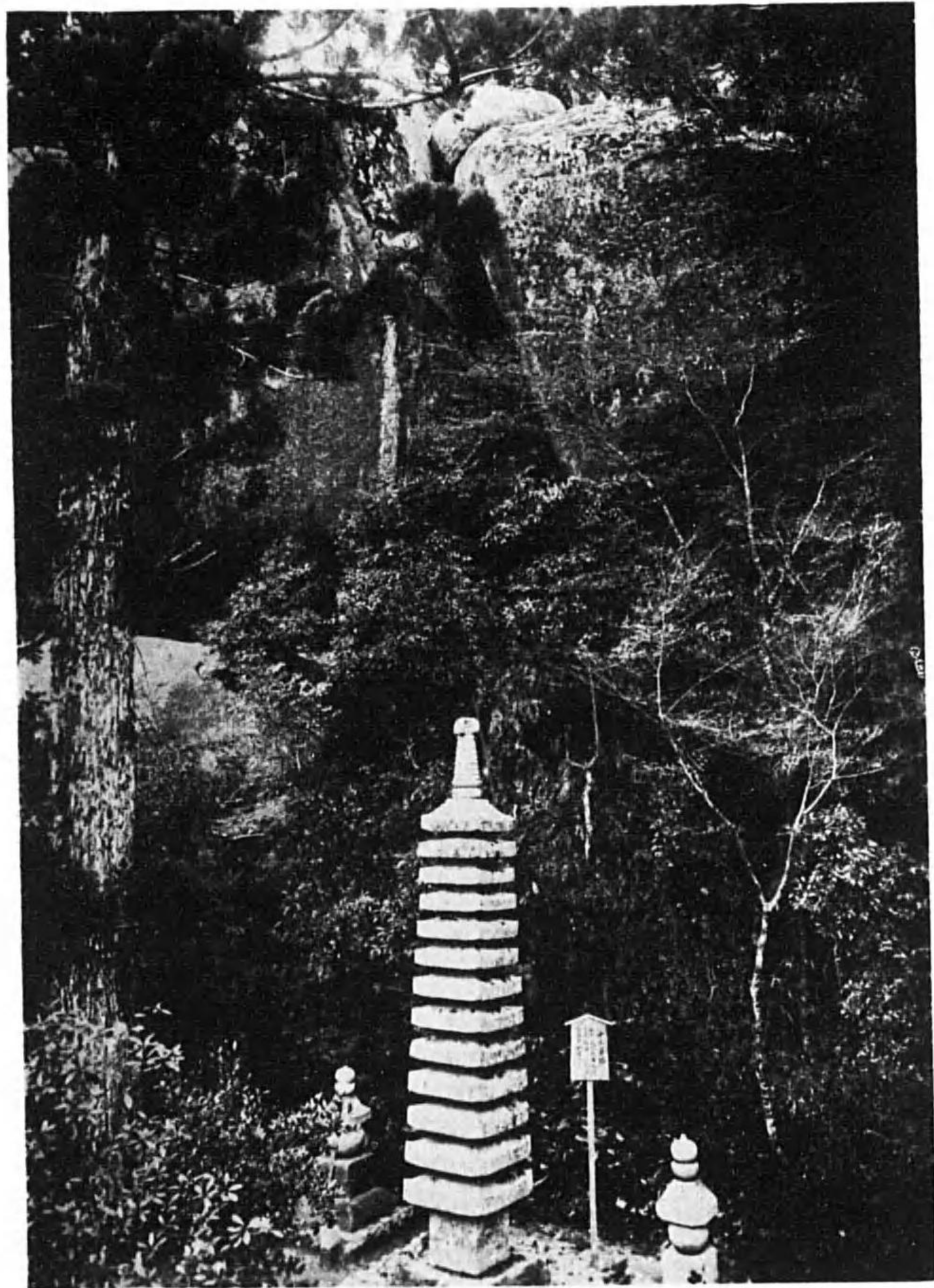
虛空藏岩



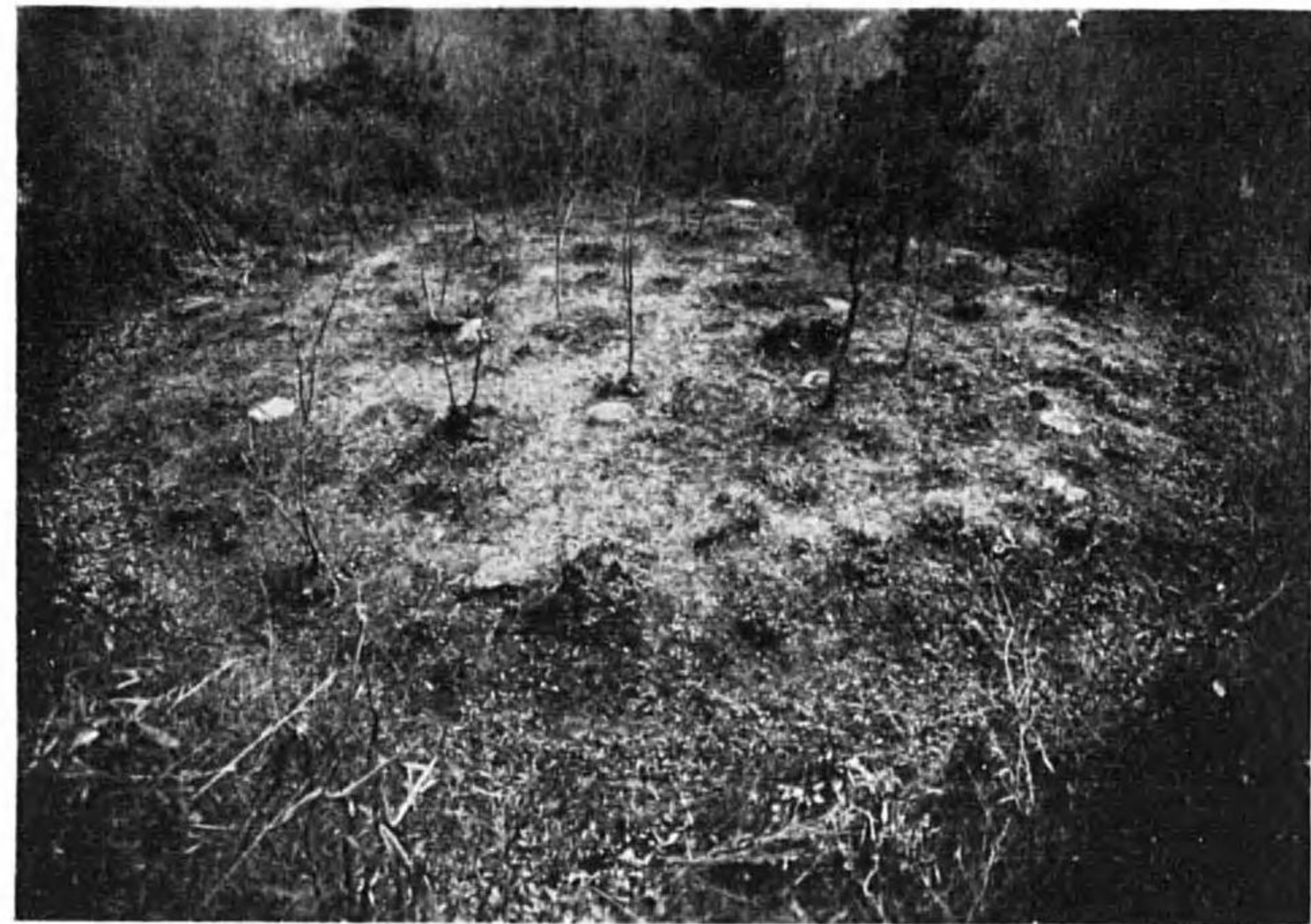
行宮址



圖版第三二



塔石重三十及石笠



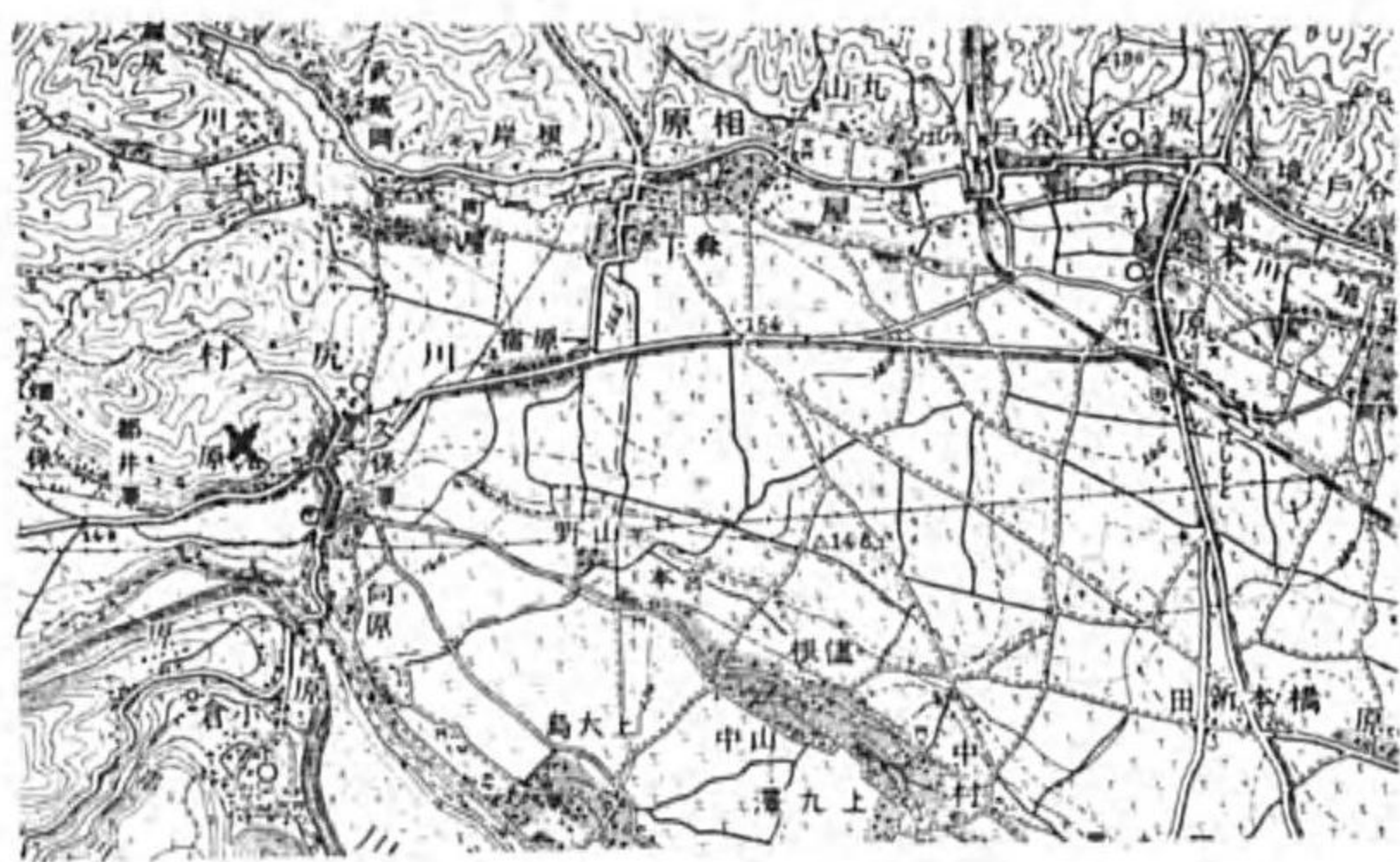
(石礎と壇土) 陸 臺 若 般



石墓人上脫解

神奈川縣

川尻石器時代遺蹟



（圖形地一分五部量測地陸據） 位置蹟遺代時器石尻川×

神奈川縣津久井郡川尻村大字川尻小字谷ヶ原及久保澤にあり。場所は東神奈川八王子間なる、横濱線橋本驛下車西方一里の地點で、途中原宿を経て遺蹟地に達するのである。相模川に瀝み、川を隔て、は筑井城趾に對し、遠くは津久井の山々より、丹澤大山等を望み、風光眞に佳なるところで、遺蹟はその臺地の一端小字谷ヶ原及久保澤の地域内に散在する石敷住居趾の群集地である。神奈川縣調査員の報告によれば、指定せる民有二十二筆の内に石敷の埋没を認めらるゝところ約三十餘箇所ありとの事である。從來發見された石敷住居趾も、單獨に一つ所在するのでなく、幾つかの群集の状態にあるを常とするも、本遺蹟の如く比較的狭き地域内に、多數に存在する如きは又稀なるものに屬する。尤も本遺蹟も約三十餘箇所ありとして、その全部が發掘調査されたのでない。今日までに發掘石敷住居趾と確認せられたるものは、僅かに五箇所であるが、從前住居趾と氣付かず發掘された分もあり。前年七百番より

八百番に互る地域内に設けられた縣道改修の際にも、又指定地隣接字地内よりも、今より考ふれば同種の遺蹟と認められるもの、發掘破壊された事、又此指定地の東方凹地を隔て、隣せる、字向原の地にも、近年電柱立替の際それと認めらるゝもの、發見の事を傳へ、且つ指定地二十二筆に互る全部は、大部分桑畑にして俗稱を石塚と稱し、その名の實を暗示せるが、各土地所有者間には、永年耕作の經驗により、又桑樹の植替等に於て石材の埋没とその地點とを、略々承知し、その指示せる地點を發掘せば、十中八九石敷遺蹟を認め得らるゝを以て、神奈川縣調査員は、それ等の言を基礎として、詳細に調査せし結果、大約三十餘箇所の所在を計出報告せられたるものである。

指定地内發掘せられたる五箇所の内、二箇所は不幸既に耕作の障害として破壊され、詳細の状態を明らかにし得ざるも、残りの三箇所は、幸に指定直前本省囑託員並縣調査員及吏員立會の下に試掘に係るもので、之れによつて略々その性質状態を明にし得た次第である。

一は字谷ヶ原七百八十三番小池佐平所有畑地、地表下二尺乃至三尺のところに、東西約十尺、南北約十七尺、徑一尺乃至五寸大の川原石を敷き、略々中央の地點に爐趾と認むべきものがある。爐邊の圍石は失はれてゐるが、北方に残存する敷石面より一尺餘り下に木炭灰及土器小片等があつて爐趾と認め得られる。この地點より北方に連絡して殘されてゐる石敷中、爐趾からは約三尺の地點に、一尺四寸程の形よき扁平な石を中央に据ゑ、小石を以てこれを圍みて、他の殘存せる部分の石敷よりは、如何にも丁寧な据ゑ方をしてゐるところがある。其他は敷石の缺失せる部分が甚だしくして、全體の原形は正確に認める事は出来ないが、略々楕圓形を呈して居る事は認められる。

二は同じく七百八十九番同人所有の畑地、耕作道沿ひの所である。唯此分は敷石の移動缺失甚だしく、その形狀を明らかにする事が出来ぬ。

三は同じく七百八十九番小池善一郎所有畑地、爰は傾斜地の關係上被土は稍々薄く、一尺五六寸乃至二尺の下に、東西約九尺、南北約二十一尺の石敷を發見した、矢張一尺乃至五寸大の石を敷詰め、その竝べ方は誠に美事である。而して南端に近く二個の爐趾と認むるものがある。此石敷は從來發見されたものとは稍々異り、圓でも楕圓でも、又半圓形でもなく、東西に狭く南北に長きもので、異形に屬するものである。尤も北方隣接の七百八十八番小池金六所有畑地にも、石敷があつたが耕作の障害として取り除かれ、今その状態を明らかにする事が出来ない。然し此分の石敷に就ては、その取り除かれる以前に、實見された八幡一郎氏は、東京人類學雜誌第四十四卷第七號に、今回發掘した敷石は、徑約四米の圓形に掘り下げた穴全面に出で、東と北側は尙地下に續いて居るもの、如く云々又他の例の様に中央に當つて爐の設備がない云々。

と云はれてゐる。八幡氏が云はるゝ如くその東側の尙地下に續いて居るもの、如しと想定された部分が、或は此七百八十九番石敷の北端の一部に連續するのでないかと想像されるのであるが、何分今は取り除かれてゐるので、高低は果して同一であつたか、又その接續状態は如何であつたか等を明らかにする事の出来ないのは甚だ遺憾の次第である。接續云々は無きものとして、現狀を基礎として考察する時は、七百八十九番發見の石敷は、曩に大正十五年二月指定した、東京府下南多摩郡南村高ヶ坂石器時代遺蹟中、稻荷山遺蹟の現存部によつて計測するに、遺蹟全形は、頗る不整形

にして圓形又は楕圓形等の如き形のものに非らざるを見るべく、西北より東南にその主軸を有する細長き形をなし云々東京府調査報告記事とある者に稍々類似點を見るのである。

以上試掘によつて驗した三箇は、略々そのベースを等しくするもので、従て同一時代の遺作と見らるべく、且つ本遺蹟は既に指定せる東京府下高ヶ坂船田兩石器時代遺蹟並本縣津井郡内郷村寸澤嵐等に存する住居趾遺蹟と大體に於てその性質を同じうするものと認められる。尙上記一の石敷の部分よりは、小數の土器破片及石皿破片一個、二の部分よりは、土器破片及石斧等の小量を、又三の部分よりは、北端に近き所から甕形土器の稍々大形なる破片を發見してゐる。一體に石敷の覆土中よりは遺物の發見は僅少であつた、然し指定した區域内からは、多數の土器石器を發見し、且つ珍奇なものに富んでゐる。遺物は主として同地の小池金六氏が蒐集保存され、その大部分は七百七十九番同人所有畑地より發見したとの事である。而してその遺物の豊富な點に至つては、恐らく寸澤嵐船田高ヶ坂に勝るもの、如くに思はれる。縣よりの報告による、石敷埋没を認定せる地域地番の個所の數は次の通りである。

小字谷ヶ原

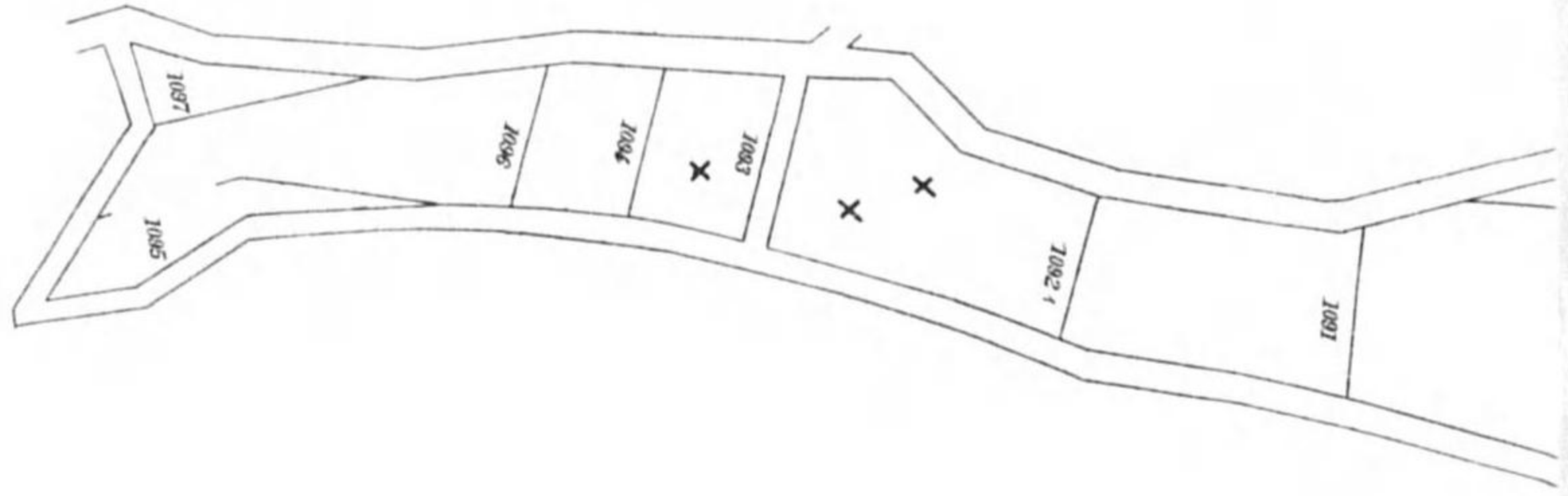
七四五番	一個所	七四六番	二個所
七四七番	二個所	七四八番	二個所
七四九番	一個所	七七三番	二個所
七七四番	一個所	七七九番	二個所内一發掘

小字久保澤

七八〇番	不明	七八一番	二個所
七八三番	三個所内一發掘	七八四番ノ一	一個所
七八六番	二個所	七八七番ノ二	二個所内一發掘
七八八番	二個所内一發掘	七八九番	一個所發掘
八一二番ノ二	一個所	八一三番ノ一	二個所
一〇七七番	一個所	一〇七八番	一個所
一〇九二番ノイ	二個所	一〇七三番	一個所

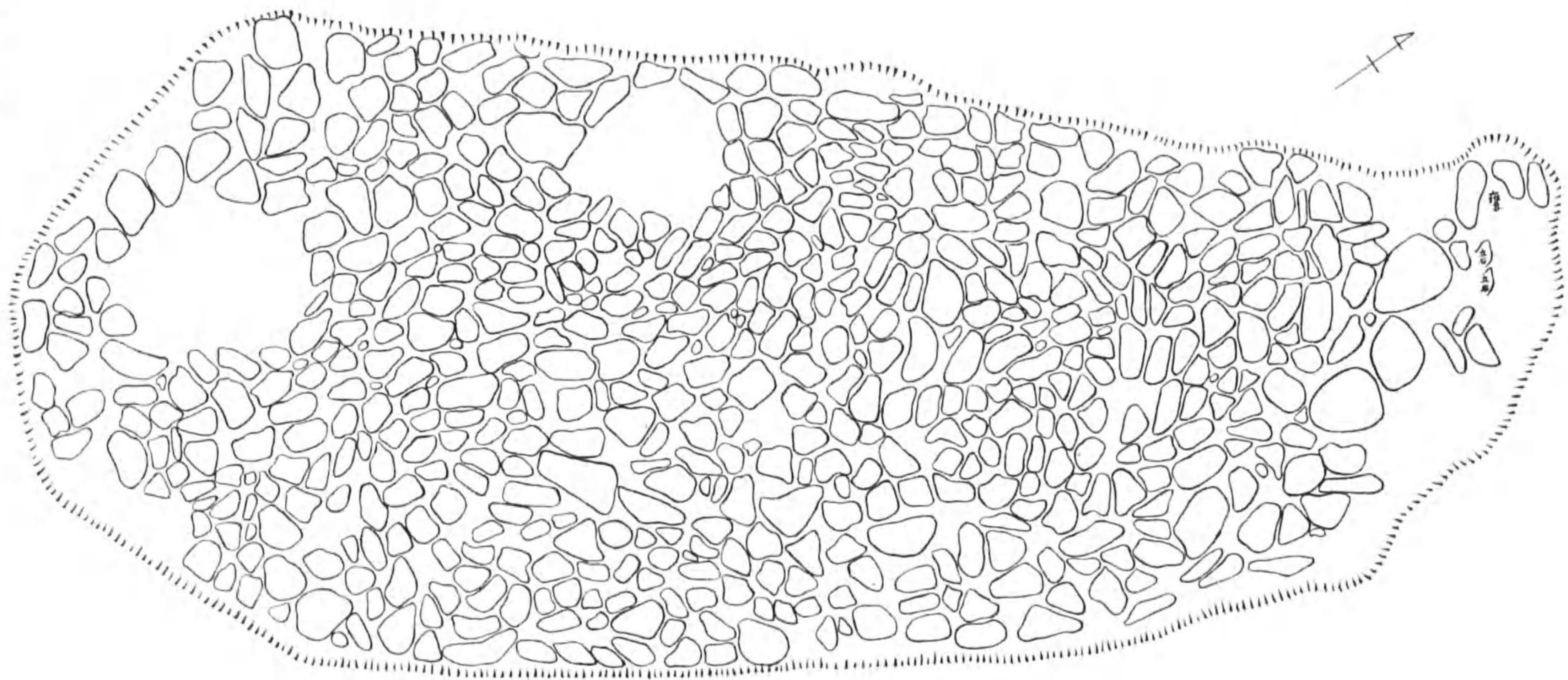
二十二筆計三十四箇所、もとより概數ではあるが、兎に角その認識し得べき數量の多きと、發見されたる遺物の豊富なるとに併せて、石敷住居趾の地理的分布を考察する上に、且は將來學術的研究上その保存を必要と認め、以上の地域を、昭和六年七月史蹟に指定された次第である。

圖版三五

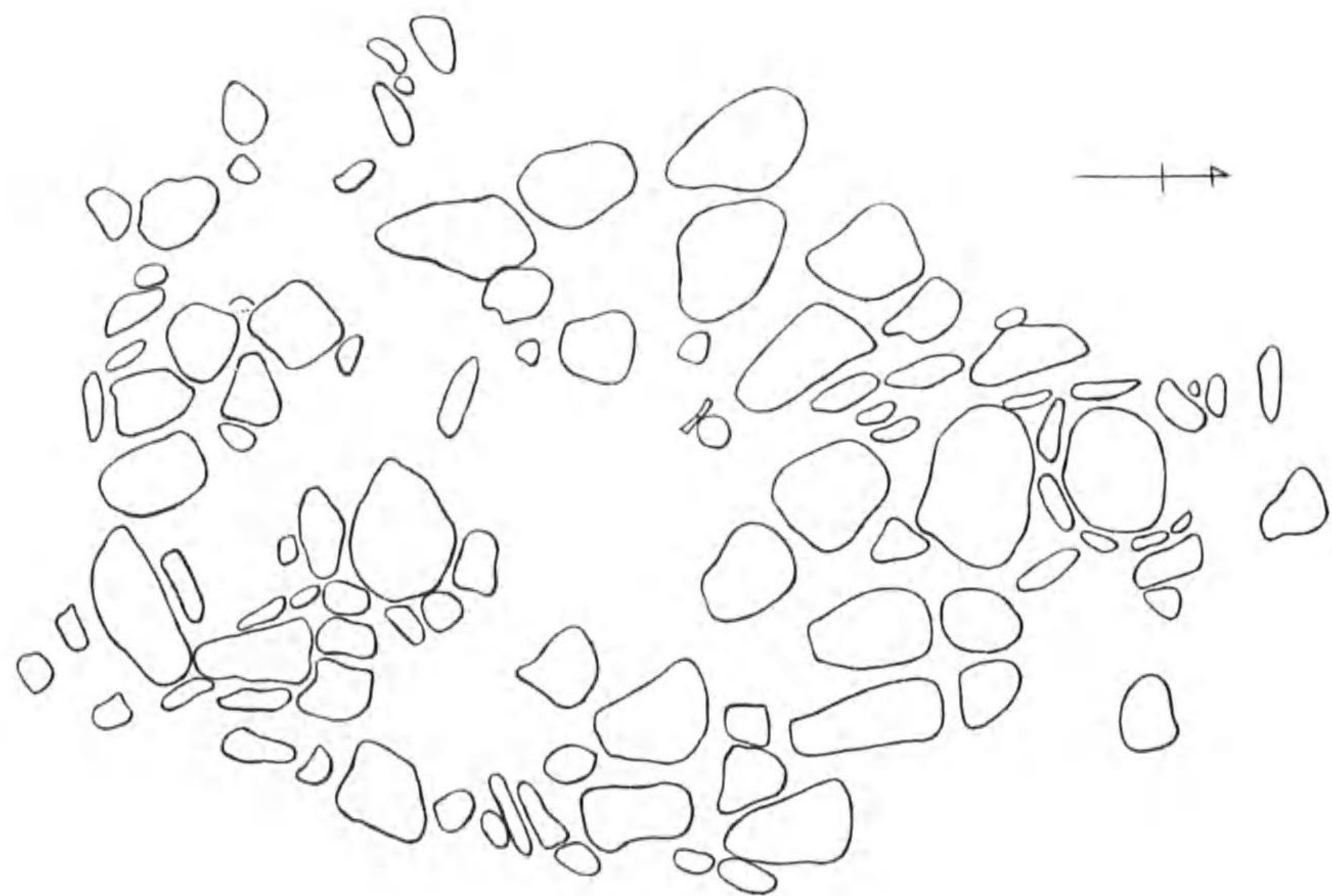


川尻石器時代遺蹟地籍圖

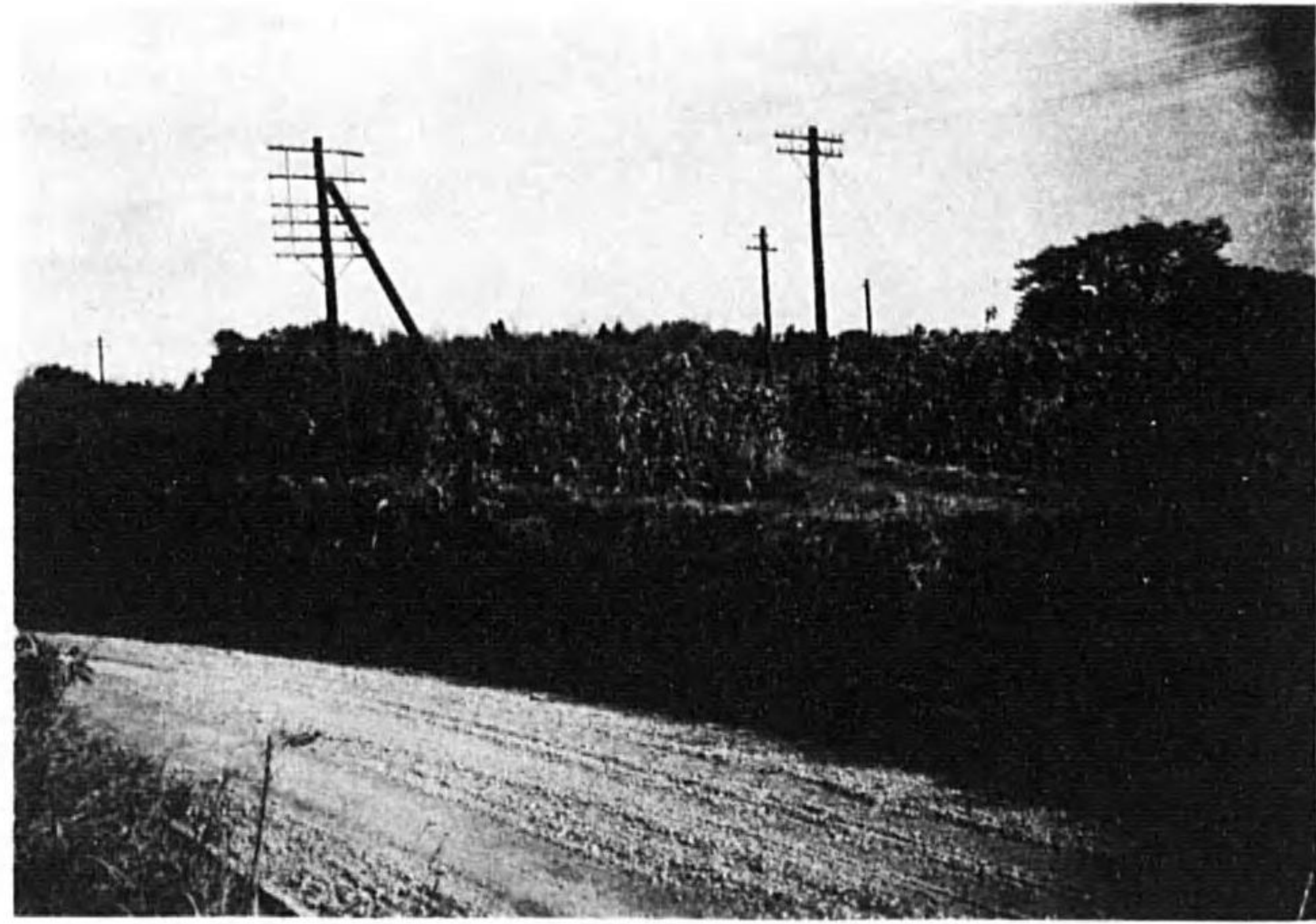




川尻石器時代石敷住居跡實測圖



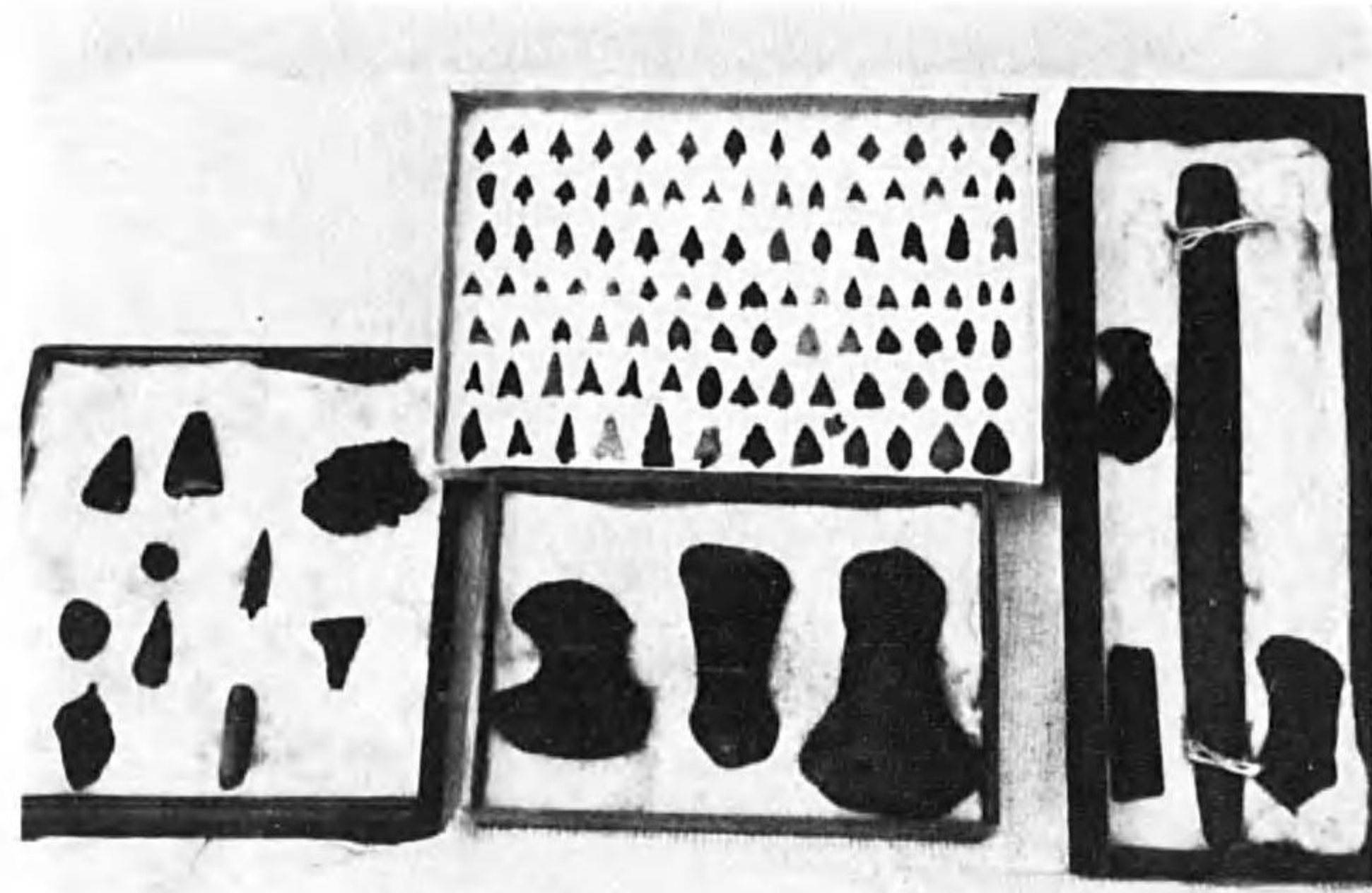
0 10 20 30 40 50尺



川尻石器時代遺蹟所在地



一號敷石居住跡の一部



(藏所六金池小) 物遺土出蹟遺代時器石尻川



上 同



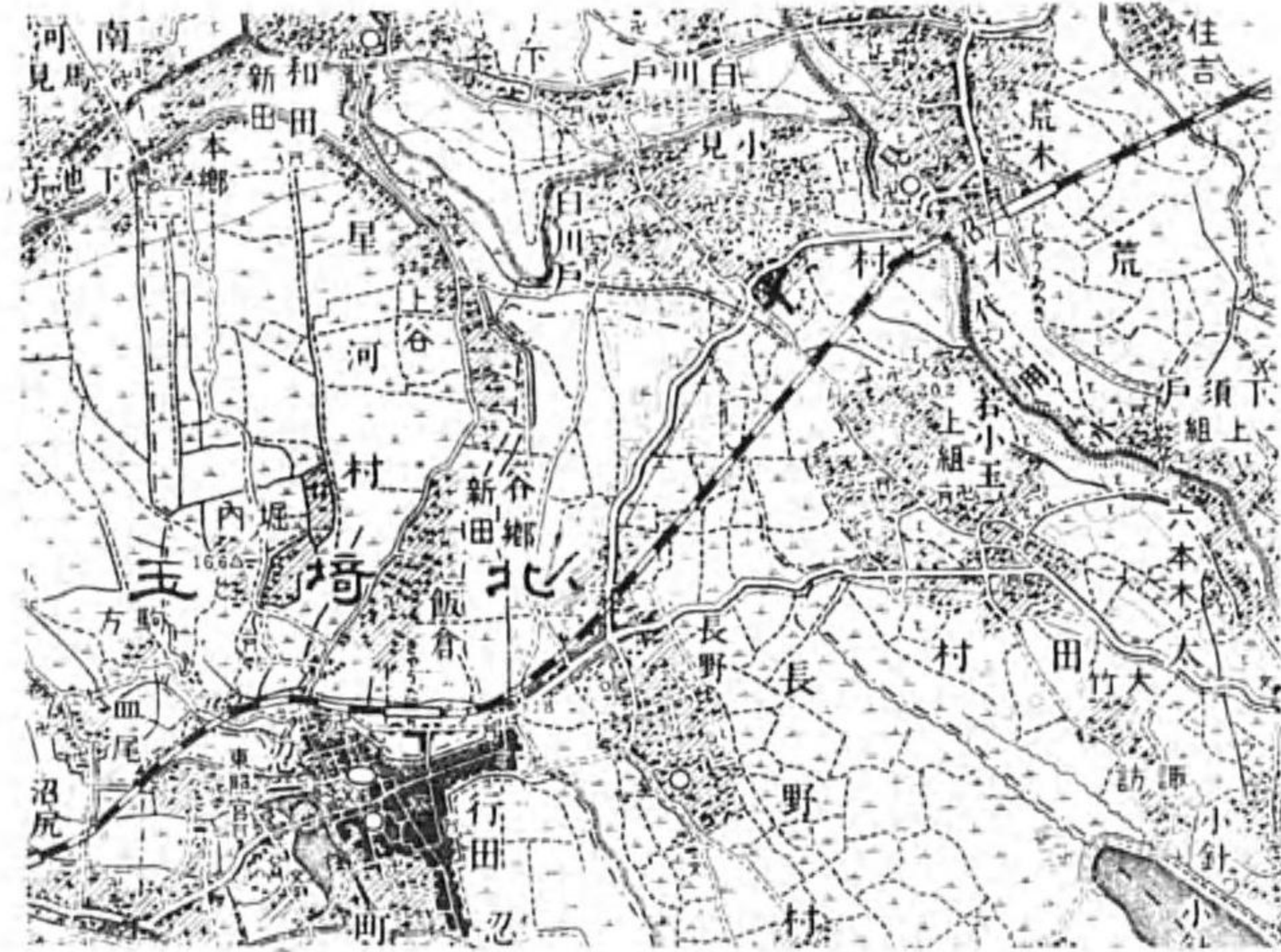
陸 居 住 敷 石 號 三



(藏所六金池小) 物遺土出蹟遺代時器石尻川

埼玉縣

小見眞觀寺古墳



(圖形地一分萬五部量測地陸據) 位置墳古寺觀眞見小×

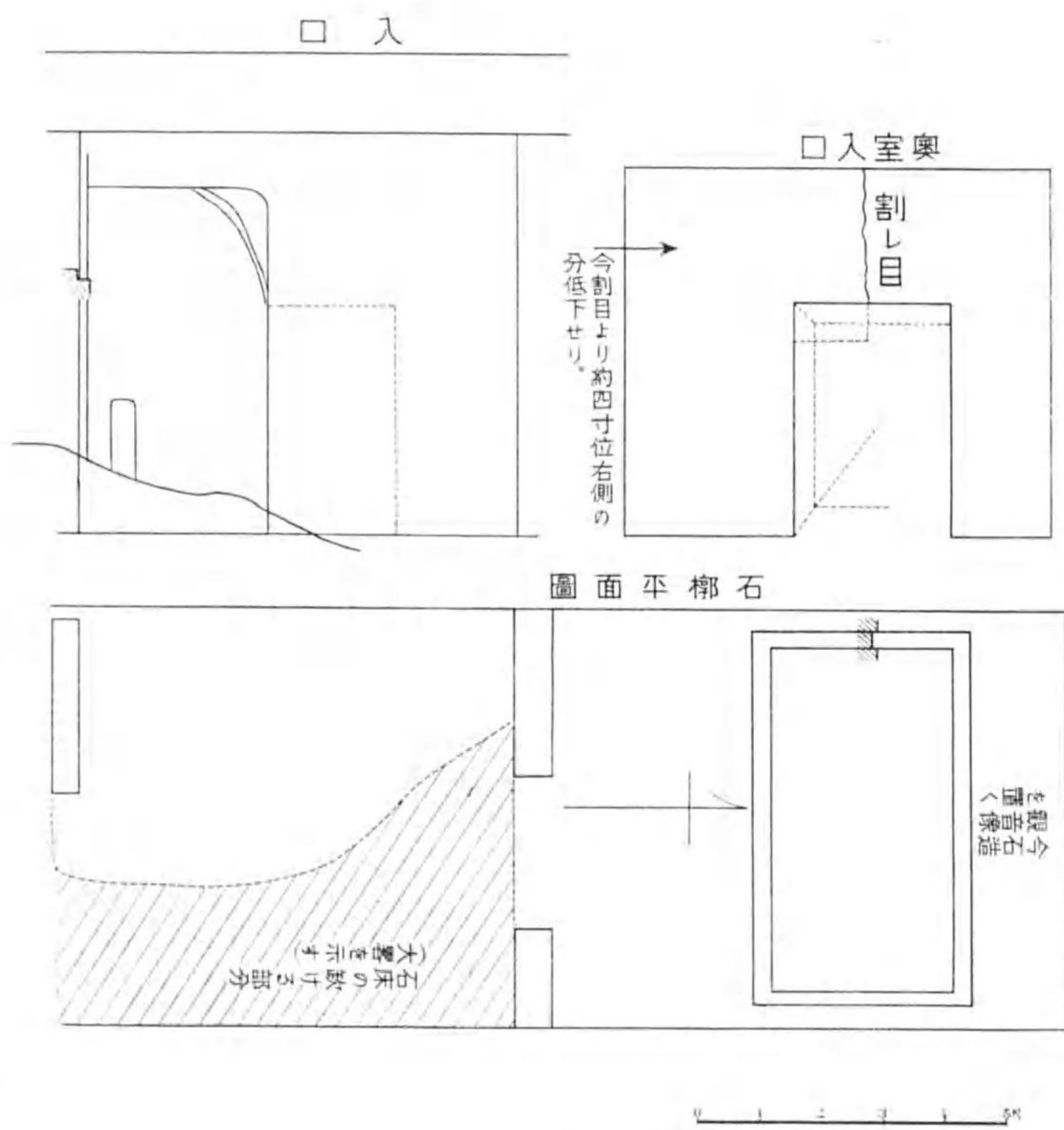
埼玉縣北埼玉郡荒木村大字小見にあり。場所は忍町の北東、群馬縣館林に通ずる縣道沿ひ、小字屋敷通眞觀寺境内で、熊谷より發する秩父鐵道武州荒木驛下車、西方約十町の地點である。

墳丘は俗に觀音嶽と稱する前方後圓型墳で、小字屋敷通千二百二十四番の地籍に存し、前方南側の一部は千百三十六番の地籍に互つて存してゐる。主軸は西々北に向ひ、全長三百三十尺、前方徑九十一尺、高さ二十一尺、後圓の徑百三十五尺、高さ二十二尺、前方法の一部は極僅少ではあるが、道路敷擴張の際削られ、又其前方部並後圓部南側及前後頂部共に削平せられ、爲に南側から見た墳形は變つてゐるが、然し北側は鋤犁の難を免れ、幸に善く舊規を保てゐる。而して後圓部中央南側に、頂上か

ら深さ約九尺の所に、孔口を南面せる石槨口が露出してゐる。これを假に一號石槨と呼ぶ。槨は緑泥片岩の板石を以て築かれ、前後二室から成つてゐる。

前室は奥行七尺四寸、幅六尺八寸、高さ六尺、右壁は同一石材の一枚石、左壁は同じく二枚、床には室の約過半大の同じ石材の板石が敷かれ、入口は之亦二枚の同じ石材の板石で塞がれ、今一枚は撤去されてゐる。而して後室との障壁は、これ又一枚の同じ石材の板石を用ゐ、其略々中央は高三尺八寸、幅二尺四寸の長方形に抜かれ、後室への通路に充てゝある。但し今は罅び破れて向て左方は四寸位墜下してゐる。

後室は左右兩壁、奥壁、天井、床とも、又同一石材の一枚石を用ゐ、前室との堺の障壁より三尺五寸奥壁より一尺七寸の地點に、前後は幅三寸八分、向て右側は同寸、左側は五寸五分、深さ約七分の溝穴が穿たれてゐる。即ち此溝内の長さ六尺五寸五分、幅二尺八寸の廣さを有する譯であるが、思ふに元組立石棺があつた事を示すものと考へられる。寺傳によれば、此石槨は寛永十三年觀音堂創建の際、土の必要から此墳丘の一部を掘つた時、露出したものと稱してゐる。而して此槨室は、其所在の位置構造上より見て、此墳丘築造の當初に於て營れたるものなり、然るに此槨室より出でしと傳へらるゝ茶釜一個、銅製水指一個、錫茶椀五個とが現に寺に傳へられ、其他膳椀等多數に出土したとの傳もある。如何なる状態の下に出土せしや不明なるも、茶釜は古くとも其作柄上、足利時代を遡るものとは思はれぬ。即ち出土の事實を肯定するとせば、寛永の發掘以前、此槨室の既に發掘せられたる事が認められる。恐らく此槨室内にあつた組合石棺及墓主の遺骨遺物等の如きは、その際に



石槨室平面圖

小見眞觀寺古墳一號石槨室實測圖

取除かれたものでないかと思はれる。尙現在禰室の奥壁には高二尺の石造観音の立像が安置されてあるが、之亦新しい近代の作品である。更に此禰室の北方、同じく後圓部クビレ部に接する地點にも、孔口を北面せる緑泥片岩を以て築れた石禰が露出してゐる。これを假りに二號石禰と呼ぶ。

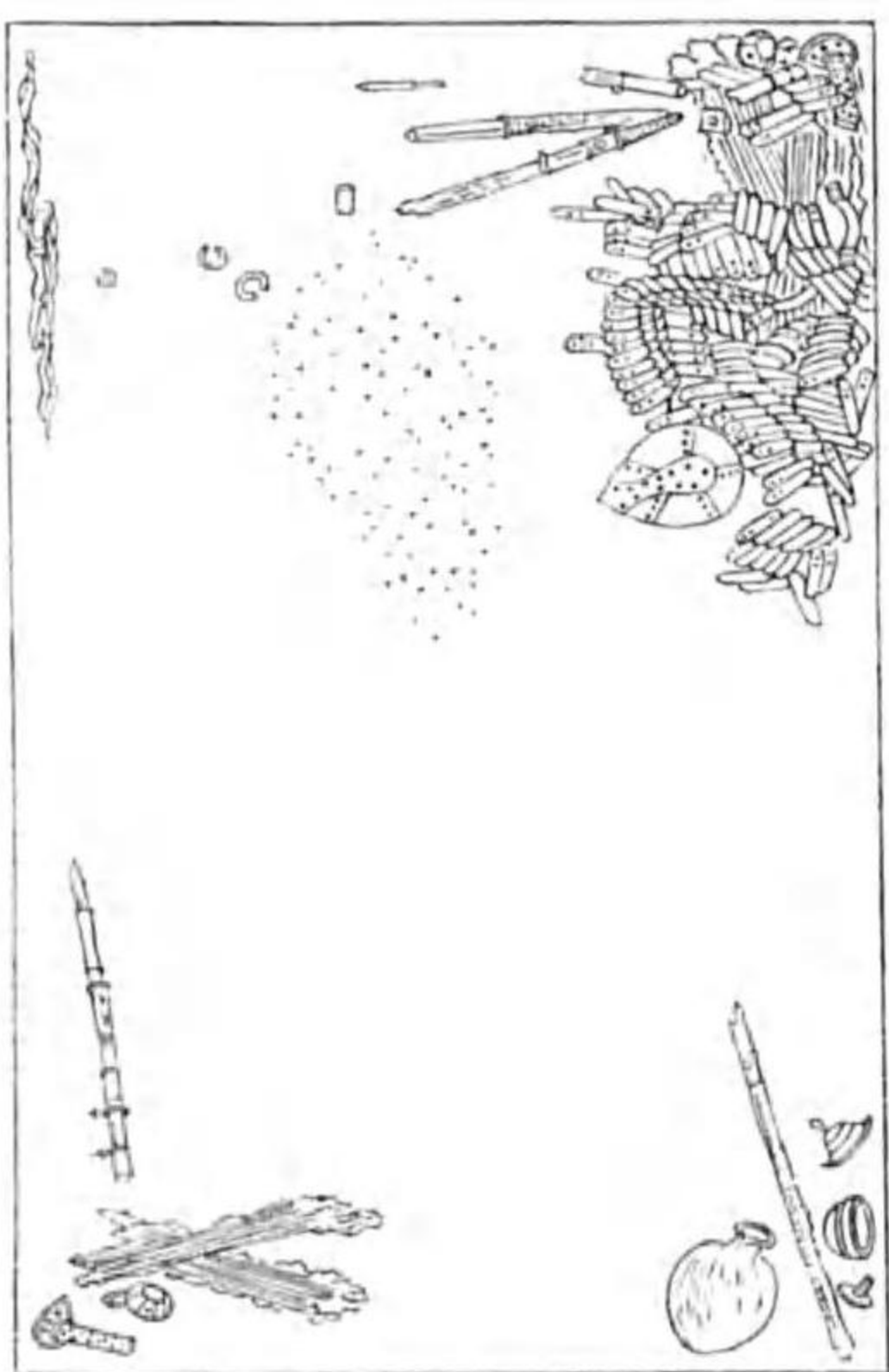


一號石禰内出土品と傳ふもの

此分は單室で又羨道を缺いてゐる。室は奥行八尺三寸、入口の幅五尺三寸、高三尺一寸八分、奥壁幅五尺五寸あつて、入口は今傍に遺棄されてゐる。堅四尺八寸、横六尺二寸、厚五寸の同じ石材で塞がれてゐたのである。此禰室は明治十三年五月狐の孔穴に逃げ入つたのに端を發し、時の内務大書記官町田久成立會の下に發掘多くの遺品を發見したのである。遺物は其配列狀を模寫せる圖面と共に、東京帝室博物館に傳へられてゐて、學界に著名なものとなつてゐる。今博物館列品臺帳に登録せらるゝ本禰室發見品目を列記すれば、

- 一、金環 三
- 一、拵付刀(頭椎式) 二
- 一、拵付刀(圭頭式) 一
- 一、刀子 一
- 一、鍔小札 若干
- 一、鐵製兜 一

- 一、蓋及脚付銅鏡
- 一、銅鏡
- 一、革片
- 一、木片



二號石禰内遺物排列表
明治三十年發掘實際の作成せられたるもの
明治三十年發掘實際の作成せられたるもの
明治三十年發掘實際の作成せられたるもの
明治三十年發掘實際の作成せられたるもの

等で就中銅鏡の如きは、此古墳年代を推定する上に、重きを置かるべき參考資料と云はれてゐる。

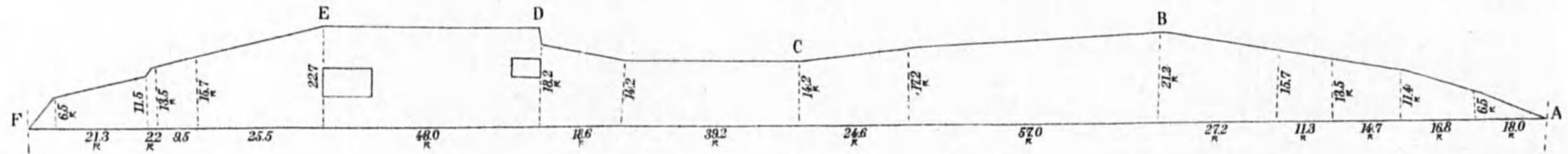
本古墳は上述の如く、一部は破壊されてゐるが、其封土尙善く舊規を保ち、且一墳二禰の合葬の例として、又其石室の構造巧妙を極むる上、殊に第二石禰内より發見されし遺物の比較的豊

富なる上、本古墳の築造の年代を推定する上に、有力なる資料の一と目する、銅鏡の出土せる等、考古學上重要な遺蹟として保存の要あるを以て保存要目史蹟部第三及第九によつて、昭和六年一月指定せられた次第である。

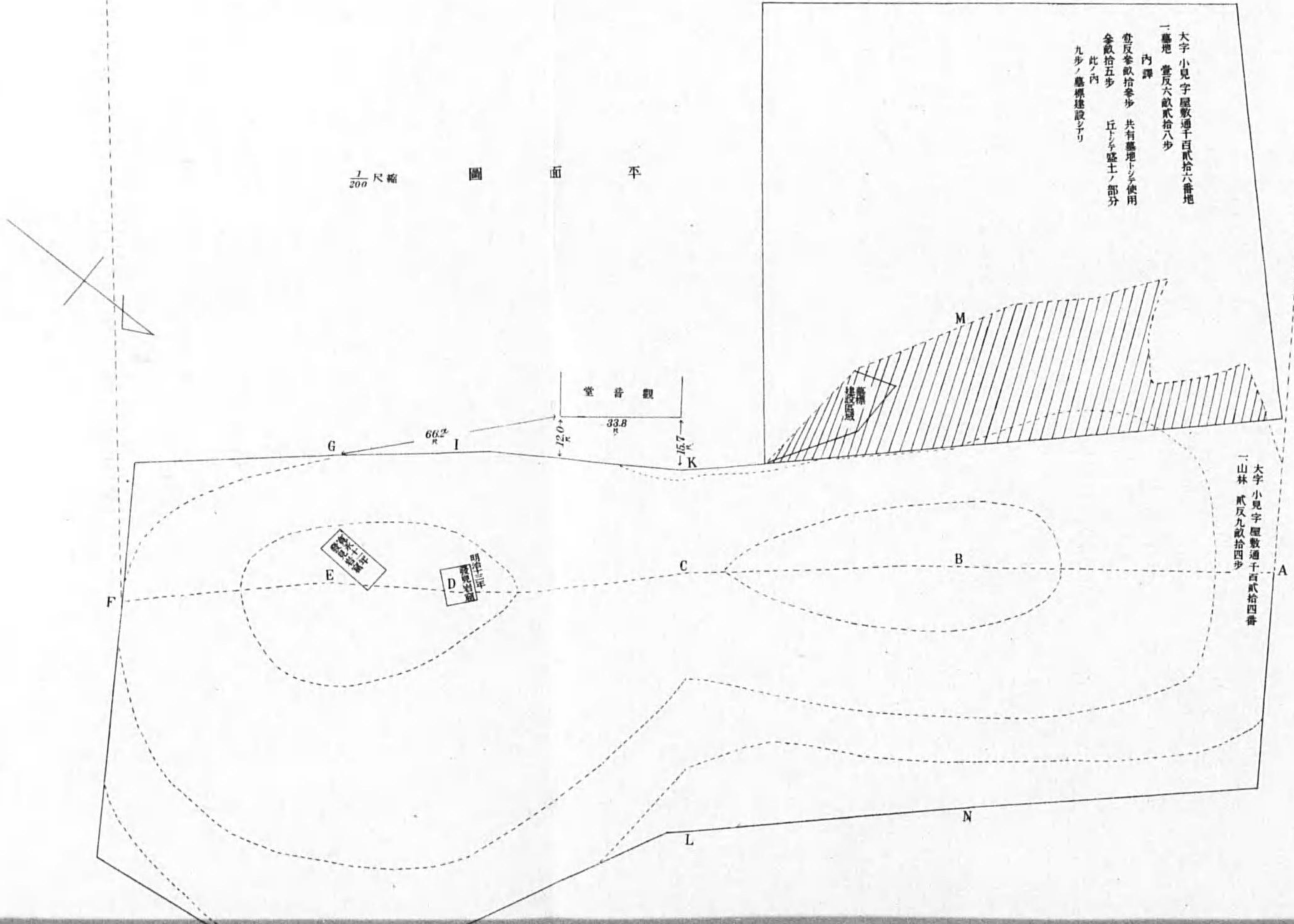
本古墳は從來第二號石禰内より甲冑刀劍と共に銅鏡の出土るにより、學界に於て頗る著名なりしも、近時その南方直徑約二十町、太田村若小玉に於ても、同種の銅鏡出土せるあり、尙本墳が約三十年前植付たる杉樹の爲に蔽はれて全形を撮影する能はず、圖版上頗る物足らず、又地元提出の測圖その表現に尙充分ならざる點あるも、暫らく參考のため之

を公にせり。

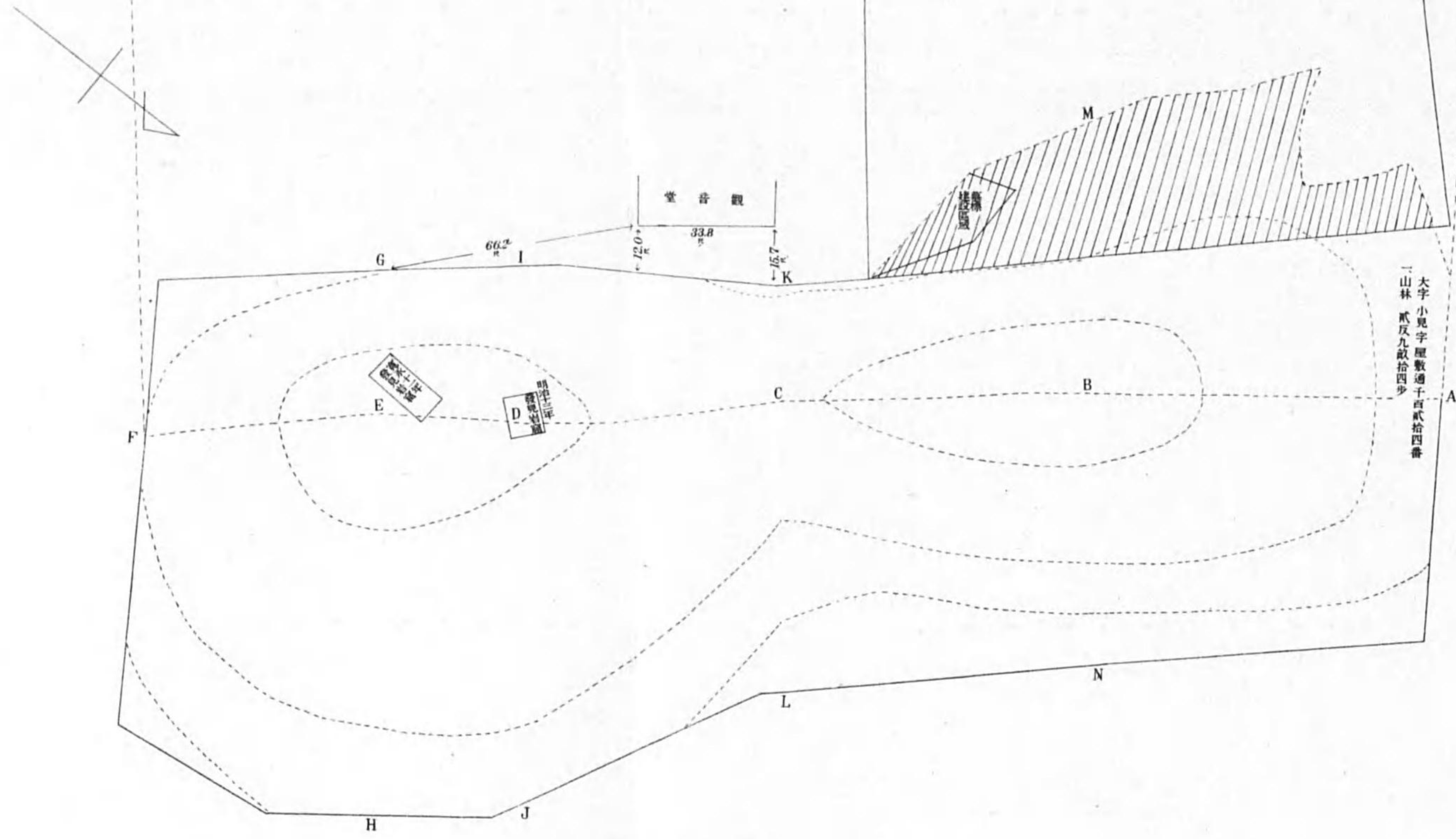
$\frac{1}{200}$ 尺縮 圖 面 斷



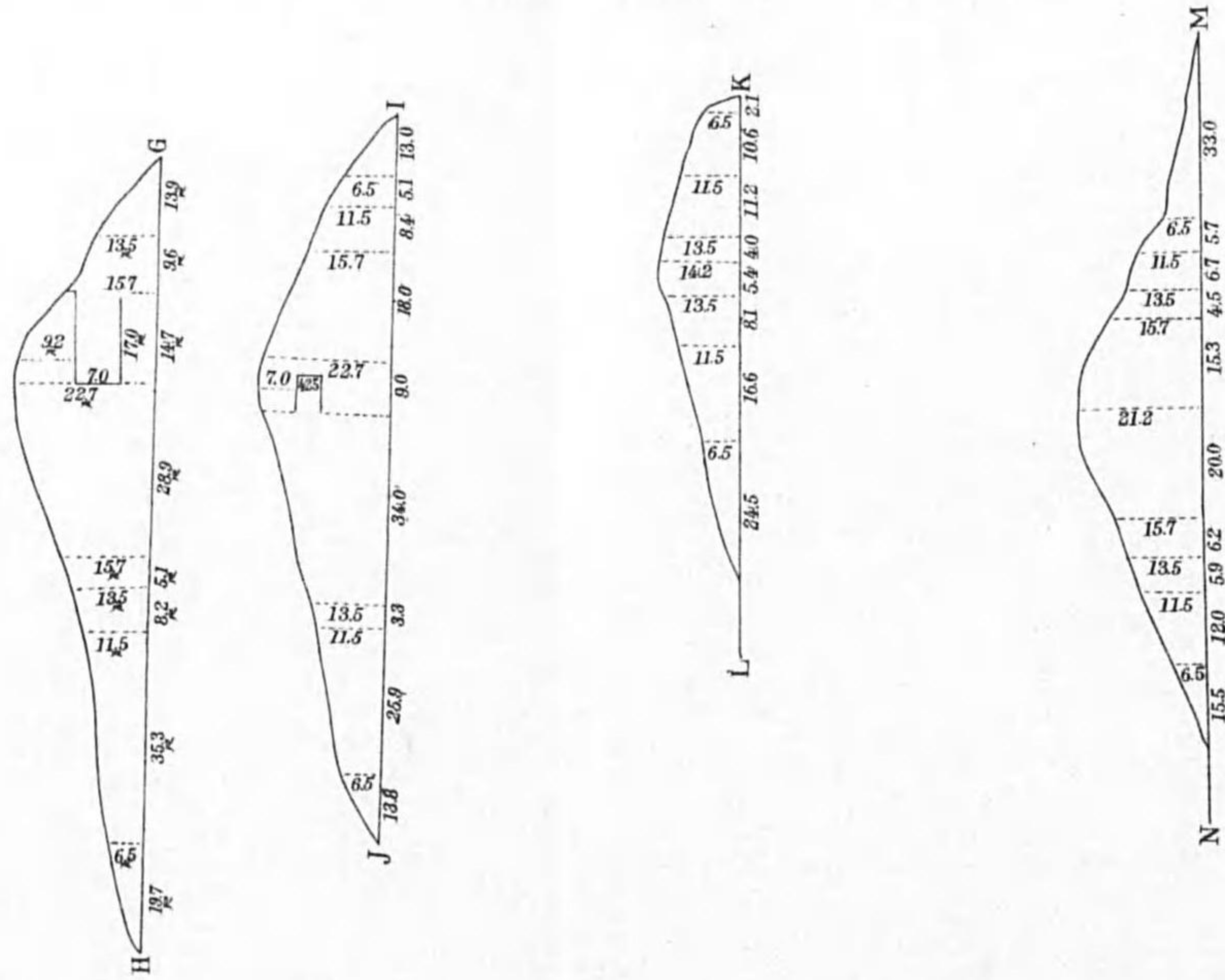
$\frac{1}{200}$ 尺縮 圖 面 平



小見真觀寺古墳實測圖



1/200 尺縮 圖 面 断





（影撮りよ側西部方前）景全墳古寺觀真見小



口 孔 柳 石 號 一



(鐵所館物博室帝京東) 卑鐵物遺掘發墳古寺觀真見小



(同) 鏡銅 鏡銅付脚及蓋同



口 孔 石 榔 號 二

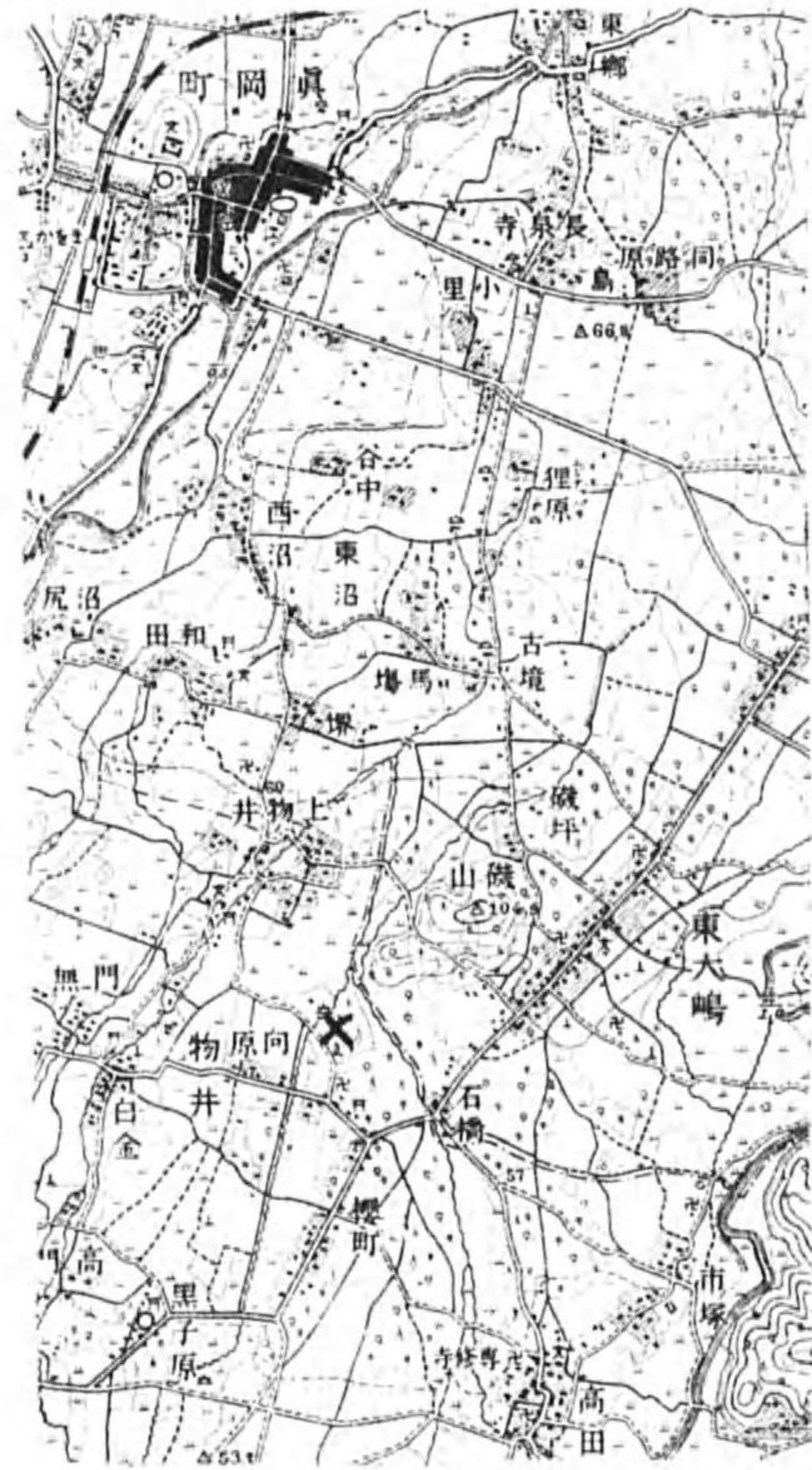


(同) (式推頭) 同 (式頭主) 刀付拵 環金子刀同

栃木縣

櫻町陣屋跡

栃木縣芳賀郡物部村大字物井字櫻町にあり。こゝは下館より分岐する真岡線寺内驛の東方約一里、真岡の東南約一里餘、本道より一町程入りたる所で入口には昔の名残りの松の大木があり、目標となつてゐる。而して樹下には明治十八年二宮尊徳の門人岡田良一郎を始め、遠江駿河相模及下野報徳社々員の建立に係る報徳訓碑がある。



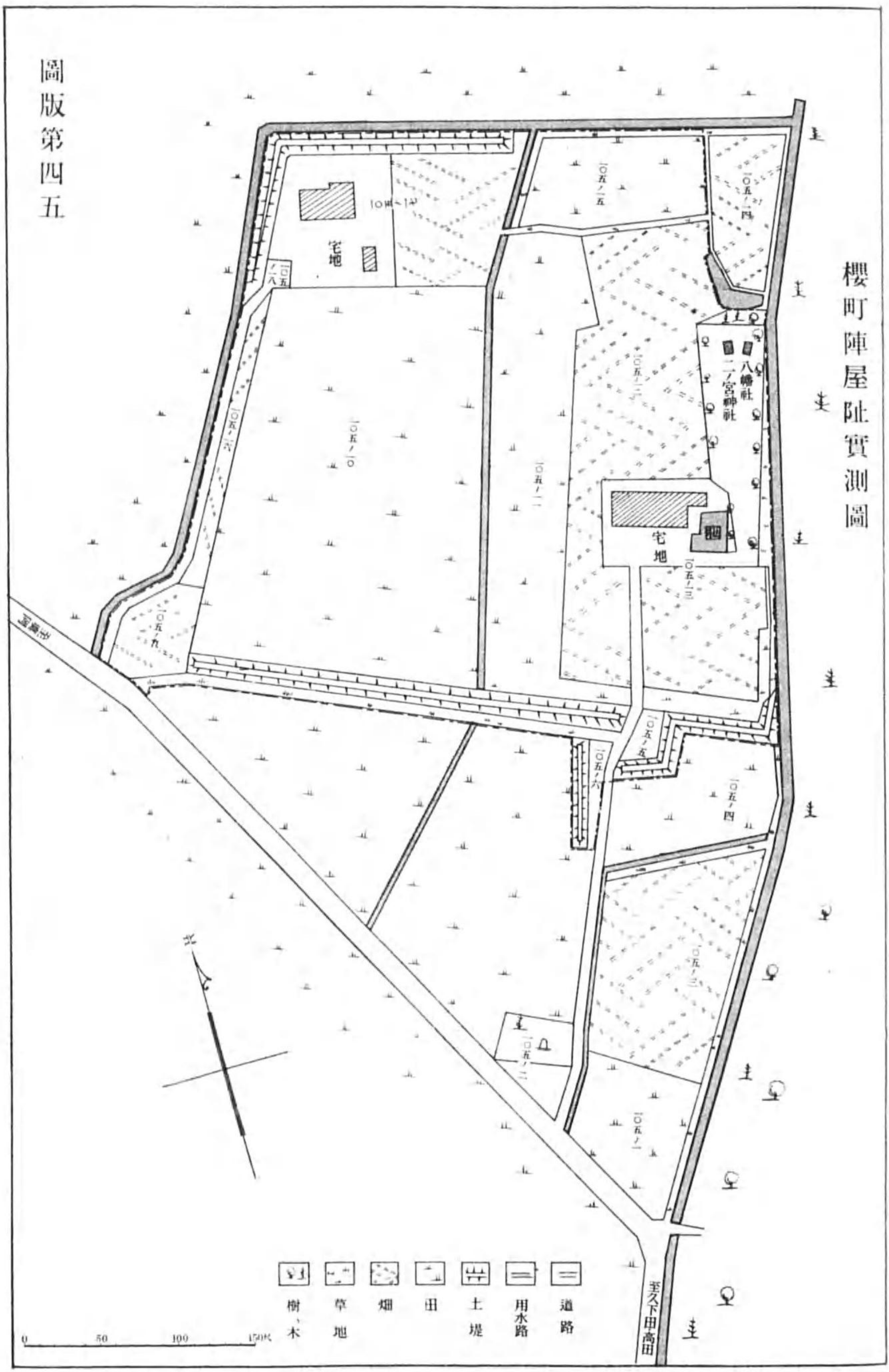
置位跡屋陣町櫻 ×
(圖形地一分萬五部量測地陸據)

抑も此地は元祿十一年小田原藩主大久保忠朝の三男教信出で、宇津氏を稱し、此地を知行するに及び、陣屋を置いた所である。後文政五年二宮尊徳藩主大久保忠眞の命を受け、宇津氏の家政整理に當る事となり、翌六年三月家を擧げて此陣屋に居住、領内の荒蕪地を開墾し水利を通じ報徳訓を弘め、住民を指導誘掖された所である。

陣屋趾として指定せし地積は民有十一筆一町一段八畝五歩で、此地域は東西北の三面には灌漑用の爲に作られた水路が繞らしてある。今東側の分を用水堀と云ひ西側の分を新堀川と稱してゐる。元はその水路に臨み土壘を繞らしてあつたが、東側の分は早く尊徳五十歳の時取り除き、地域を弘められたのである。北西側は明治維新後破壊され、今はその一部分を残すに過ぎない。然し南側即ち陣屋敷地としての正面に當る部分の土壘は、完全に保存され、その正面入口に當る部分の土壘は、鈎手に作られてゐる。要するに多少の變化はあるが、繞られた水路残された土壘等によつて當初の境界を明らかにし、陣屋敷地としての略々その全貌を窺ひ知る事が出来る。唯現在はその敷地内を耕地整理して、大部分を水田とせし爲、その際北々東の間に、元と略々三角形をなせる水路を一直線に改め、又敷地の中央に水路を通ずるなど、敷地内にも多少變更を來たしてゐる。而して敷地の東方に片寄つて建てられてあつた舊陣屋の建物は、尊徳在住當時よりは縮少されてはゐるが、幸ひその主要部分はいく原地に保存されてゐる。今存するところは、間口八間奥行四間の平屋造で、柱は四寸角の杉材、屋根は草葺の粗末なものである。座敷は八疊の間で床と押入があり、その押入の板戸には、尊徳の門人不退堂倉田耕之進の揮毫にかゝる、報徳の二大字及報徳訓が書れ

てある。座敷の前面は敷居境に四疊敷の次の間がある。又座敷の隣りは板戸を以て境せる十疊敷の間で、爰にも床と押入とがあり。その押入の板戸にも、同じく不退堂の揮毫せる天智天皇秋の田の和歌、天下泰平、はせ馬に鞭打ちいづる田植かなの俳句、その他報徳訓言が書かれてある。また座敷境の板戸は最近今市二宮神社の寶物となれる元の分を模して作られたもので、これに書れてある報徳訓言も、原品は不退堂の揮毫である。而して此十疊の部屋は實に尊徳居住の部屋と稱されてゐる。この部屋の前は敷居境に五疊敷の間がある。尙座敷及尊徳の居間とは、同じ高さの天井で、尊徳の部屋の天井板は百年祭の頃張り替へたものであるが、座敷は元のまゝで、板の幅約四寸位誠に粗末なものである。又座敷境の欄間は、竹の七八分長二尺許のもので、三本を隔て、一本短きものを立て、それを繰り返へし、平均一寸五六分位の間隔を取り、二條の細き横木を通し、之れ又質素な造作である。尊徳居住の部屋の隣りは、今張壁で境し、板敷六疊の間、その前面は四疊半の一室、更らに四疊半の前面は板敷で、玄關の體をなしてゐる。而して今板敷となれる六疊の間及四疊半の二室は、尊徳家族の居室であつたと傳へてゐる。尙尊徳居住室の前室のところから座敷にかけて鈎手に椽が繞らされ、別に座敷の右隣に椽を距て、便所と風呂場がある。

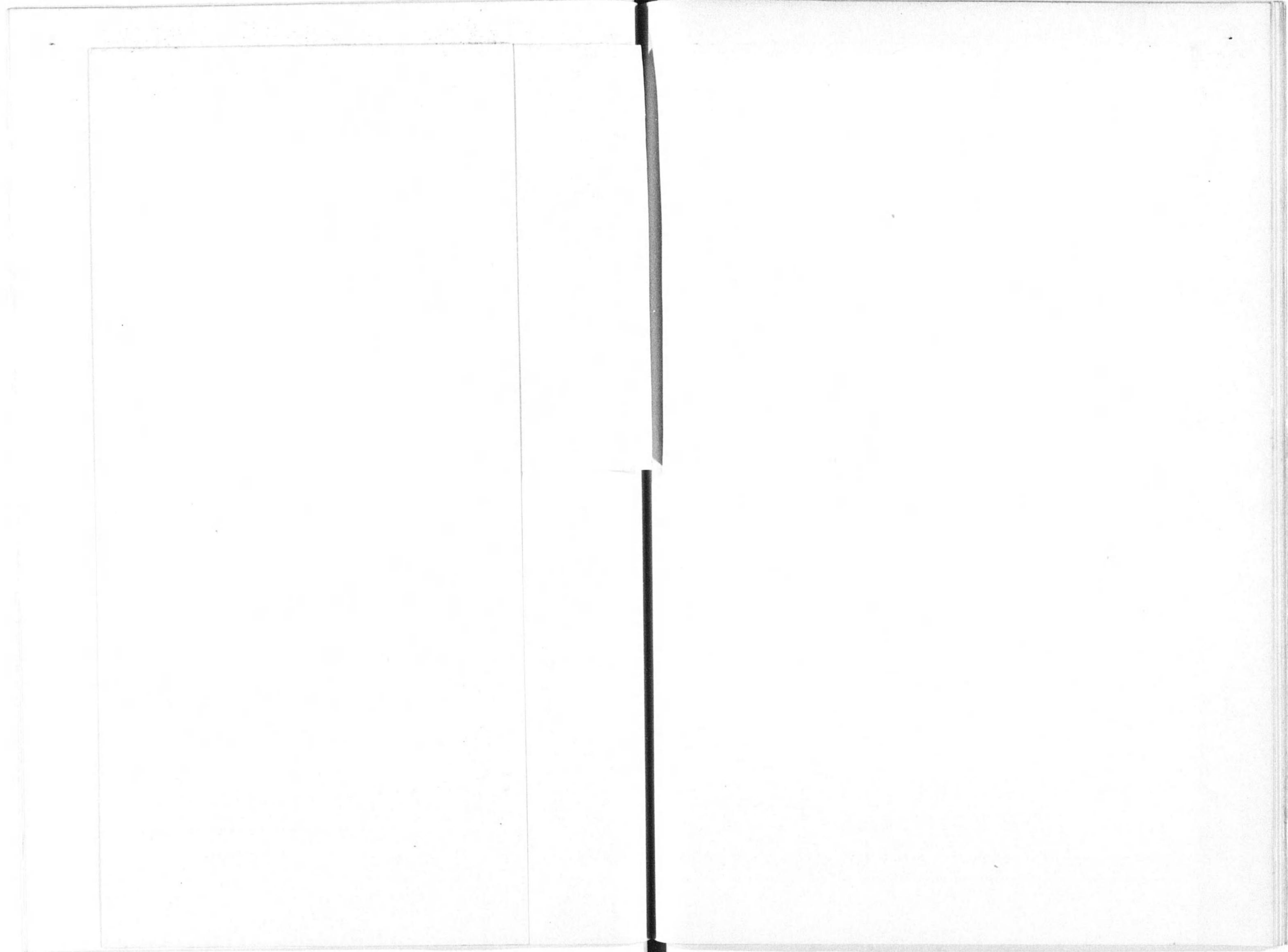
以上が現存の部分で、實に舊陣屋建物の約半分と云はれてゐる。尊徳居住時代の陣屋には、表玄關内玄關等附屬し、且つ尊徳家族の部屋であつたと傳へらるゝ六疊の間及四疊半の二室の右隣は、今土間となつてゐるが、こゝも又部屋の一部であつて、間口十三間、奥行四間、建坪五十三坪ありしと稱されてゐる。現存建物は今下野報徳本社所有である。



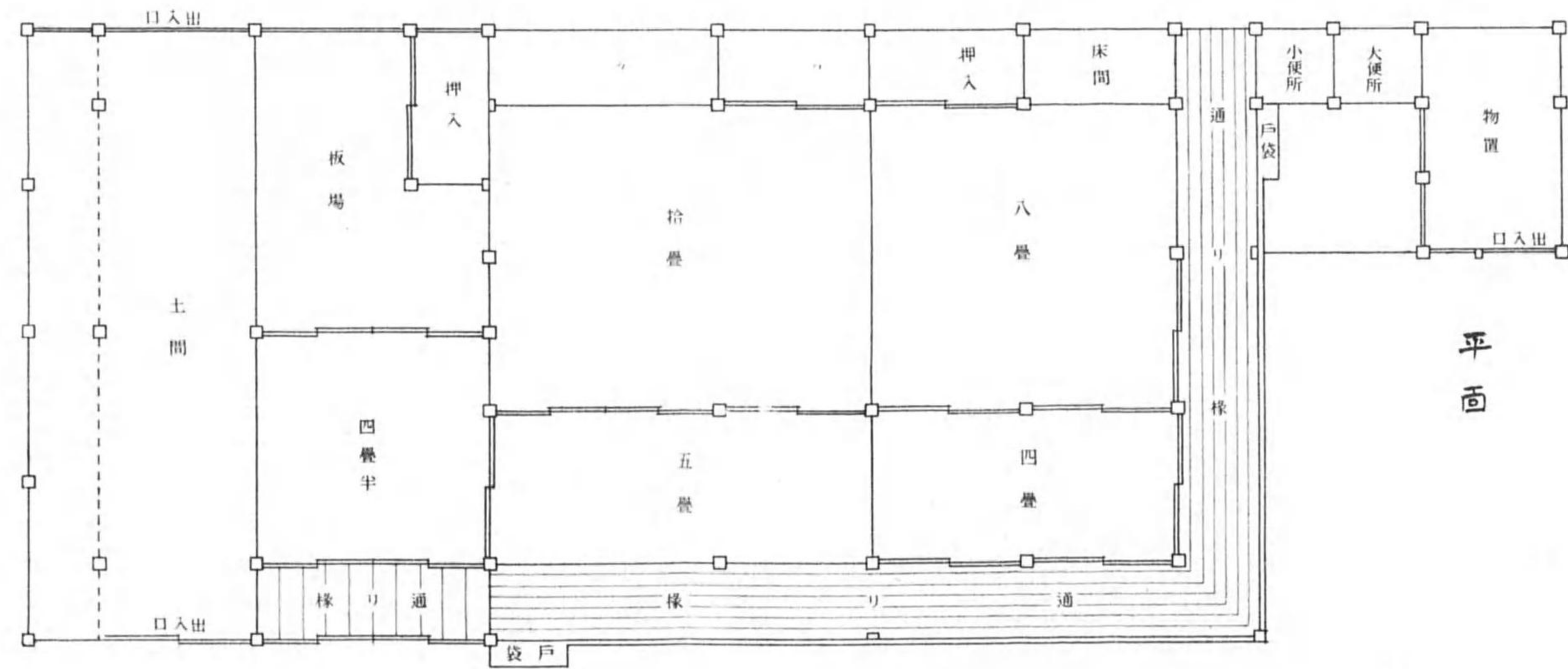
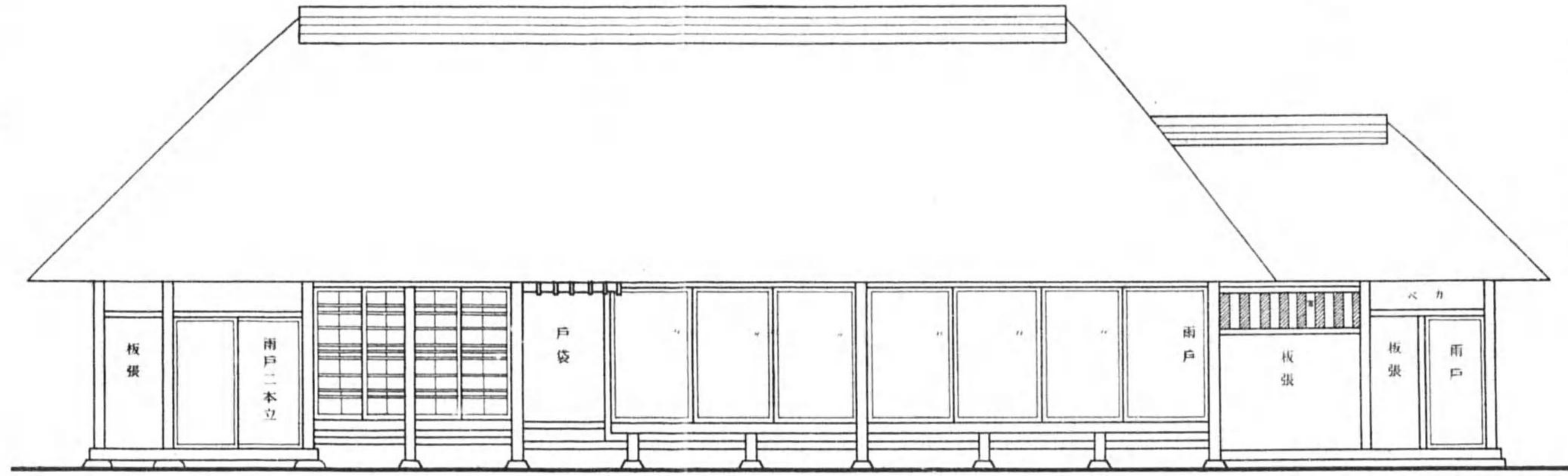
圖版第四五

尙現存してゐる建物の東寄に小池があるが、これは尊徳が足を洗つた池と稱し、又西寄の所に井戸があつて現用されてゐる。口碑には現存の建物の大部分は、元祿年間陣屋創置時代のもので、或る部分は尊徳居住時代に建増したものと稱してゐるが、外見だけでは到底識別する事は困難である。

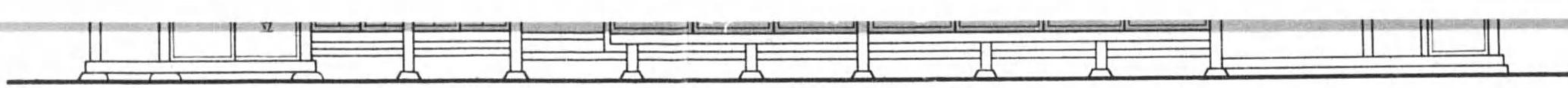
小田原藩の分封宇津家知行地で、陣屋としては元より小規模であるが、今に幸ひ舊敷地の境界明らかになり、且つ陣屋建物の一部分をも存し、舊規の見るべきものがあり、又その建物には二宮尊徳居住し、報徳教の體系を組み立て、その教を弘めた由緒があるので、保存要目史蹟の部第四によつて、昭和七年三月史蹟に指定された次第である。



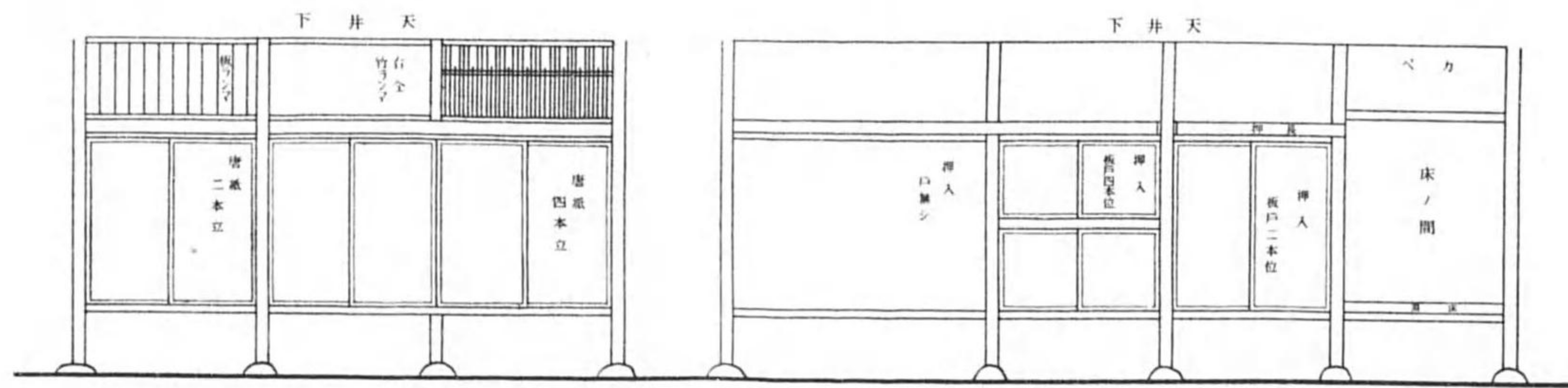
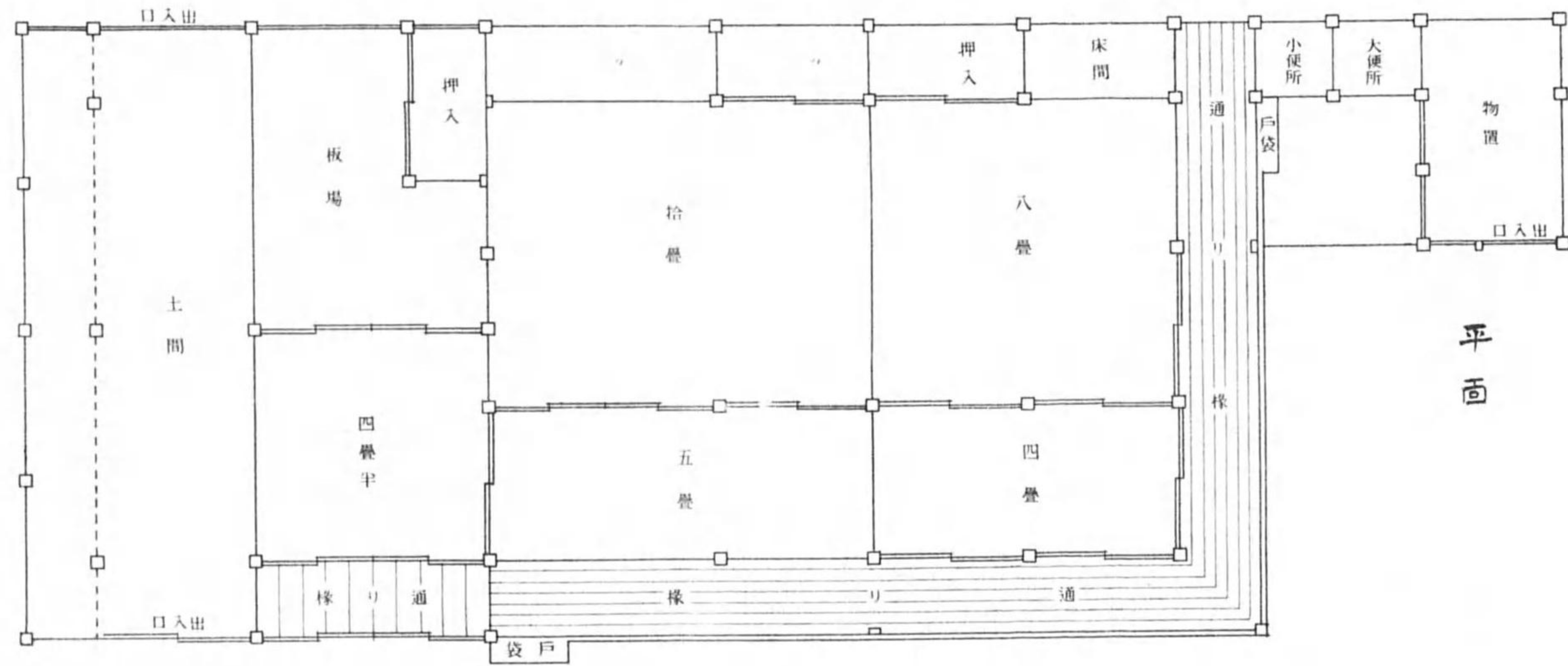
正面



平面

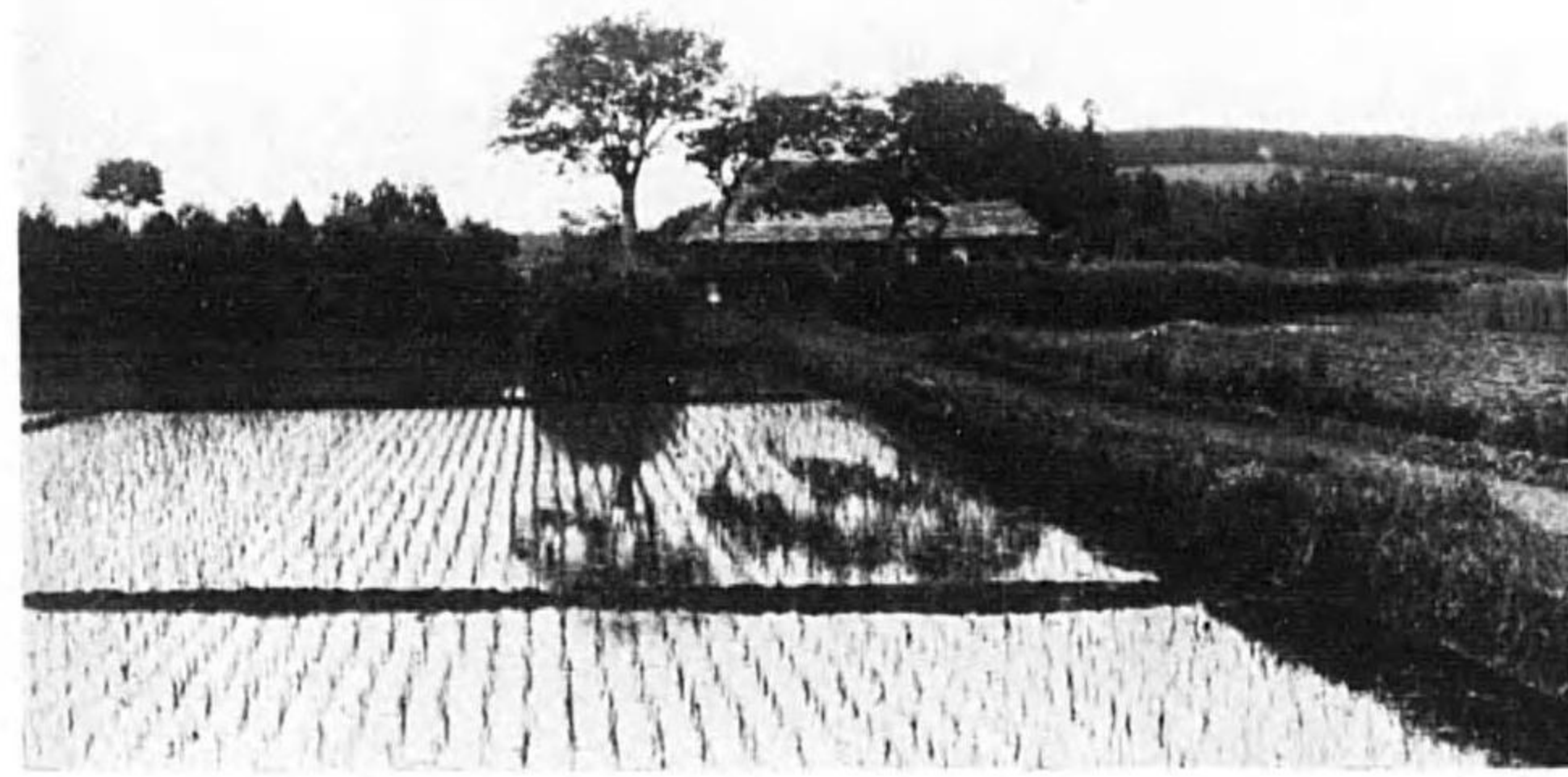


0 2 4 6 8 10尺



$\frac{1}{40}$ 割中 五拾四八 疊疊及疊疊

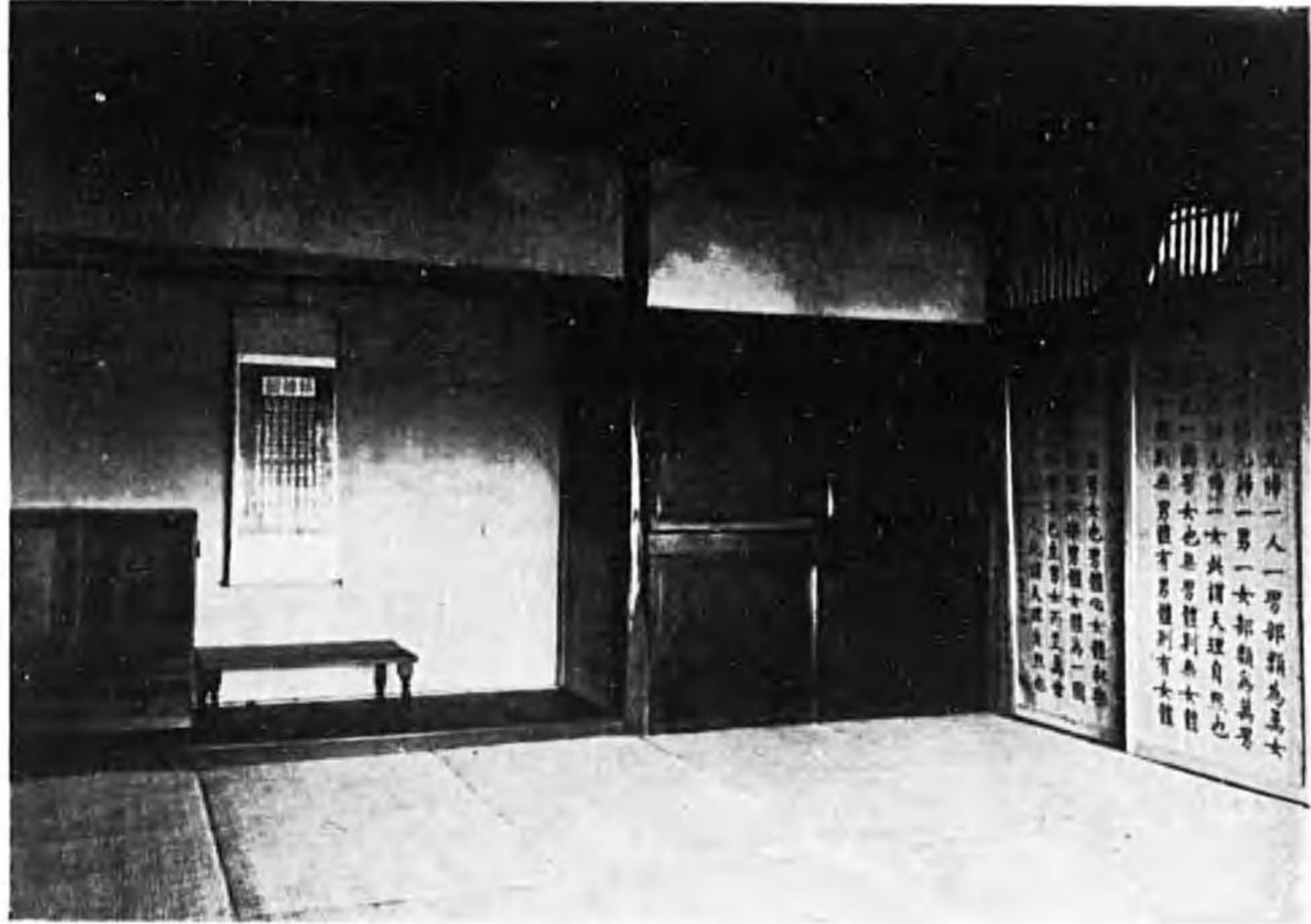
$\frac{1}{40}$ 面正疊拾及疊八



櫻町陣屋陸全景



同陣屋建物一部



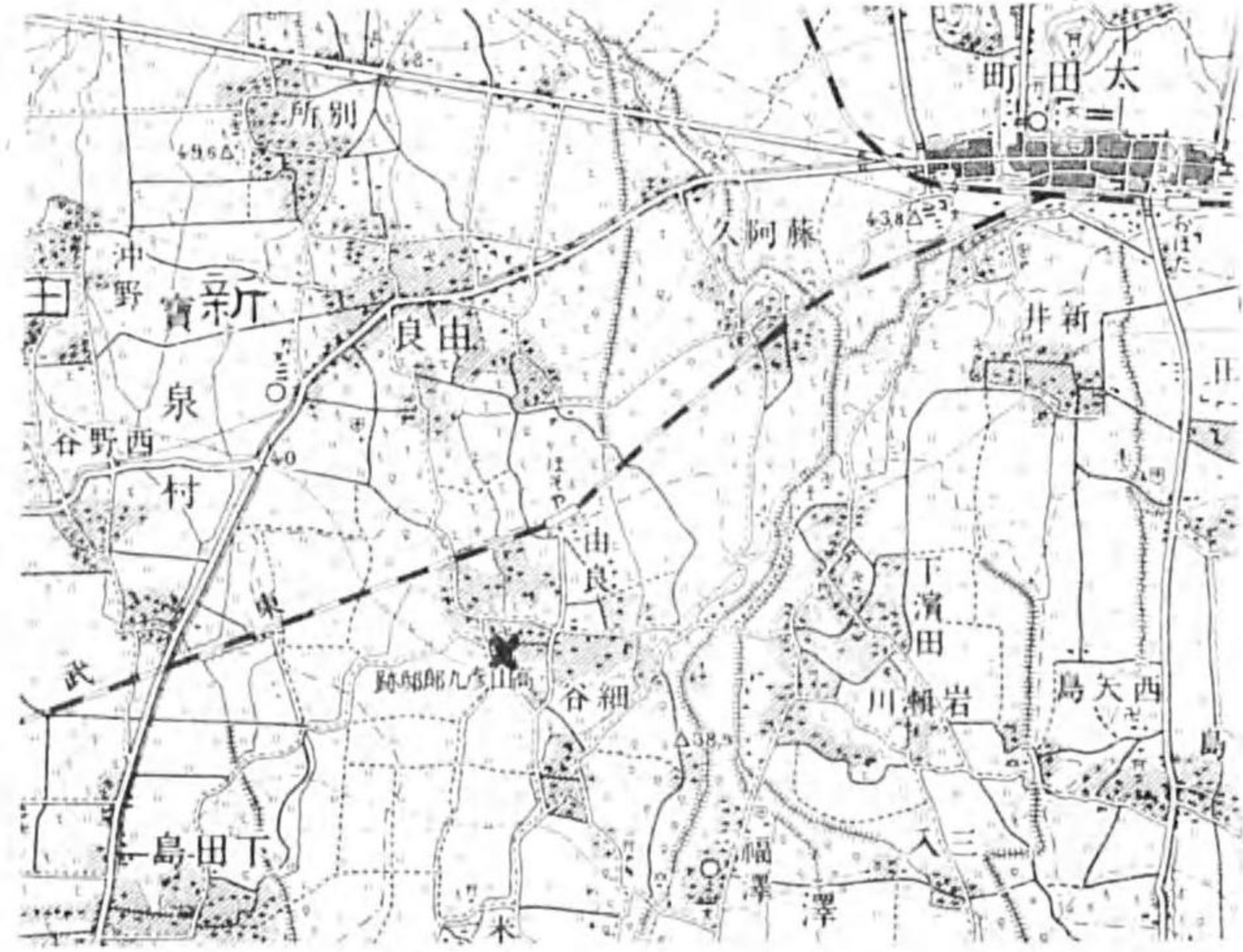
室居徳尊宮二同



(本複戸板換) 敷 座 同

群馬縣

高山彦九郎宅跡 附遺髮冢



(圖形地一分萬五部量測地陸據) 置位家髮遺附跡宅郎九彦山高×

群馬縣新田郡澤野村大字細谷字中にあり。宅跡として指定せし地域は民有五筆四段三畝二歩で、此區域は東北南の三方は道路により、又西側蓮沼家宅地一、三、二、四番の一地段には、幅約三尺程の溝があり、溝の向ひ側なる宅地の地域内に堤塘あり生垣をなし、その境界を明瞭にしてゐる。全體稍々長方形の一區劃で、居宅は取壊されて今は敷地のみであるが、南方の境界線に近く一の老槭樹あり、槭樹は目通り八尺、高一丈三尺、目通より一尺程上より二幹に分れ、左右に枝を張つて、その樹容如何にも元は庭木であつた事を偲ばしめる。又此槭樹の北方約十間の地點に、廢井を存し相俟て宅跡としての舊規を偲ぶ事が出来る。

彦九郎、姓は高山名は正之、字仲繩、延享四年五月八日新田郡細谷村なる此地に生る。而してその先は實に蓮沼新五右衛門政房の系に生づるもので、即ちその系圖によれば、政房高山繁久の女を娶て數子を生む、二男伊右衛門政重家を嗣ぎ、長男傳左衛門貞正出でて、母姓高山氏を稱す、之れ即ち彦九郎の祖父にして、此時指定地域に別家を營みたるものと傳へてゐる。その後蓮沼氏に統絶ゆる時は高山氏より入りてこれを嗣ぎ、高山氏に統絶ゆる時は蓮沼氏より出でて嗣ぎて今日に及ぶ從て高山蓮沼と姓を分ち竈を異にせるも、終始殆ど一家に等しかりしと稱してゐる。此地は寛文元年以來旗下の士筒井氏の所領なり、彦九郎正之の兄は專藏正晴で、寛政五年彦九郎自及の當時は筒井左膳正盈の配下として、當村の名主を勤めてゐた、口碑によれば、蓮沼高山兩家の盛時には、その年貢納の際は、此附近市をなし頗る盛況を極めたものと傳へてゐる。然るにさしも名高かりし高山家も彦九郎自及より後は、その家屋の如き變遷は不明に歸し、由來を徵する記録の傳ふるものなく、唯口碑には當時幕吏の調査追究嚴重を極め、里人恐るゝの餘り、居宅を無きものとせば幾分安堵し得らるべしとなし、密かに取拂ひ且つその噂に觸るゝを避けし結果とも云ひ、又同村鎮守村社冠稻荷社務所は、その居宅を移したものと傳へてゐる。

隣接蓮沼家は、昔より連綿として今日に及び、居宅田畠を所有せるも、高山氏は維新後又盛衰あり、現當主は籍を此地に有するも、田地居宅の所有するものなく、舊宅址は今蓮沼氏之れを所有してゐる。

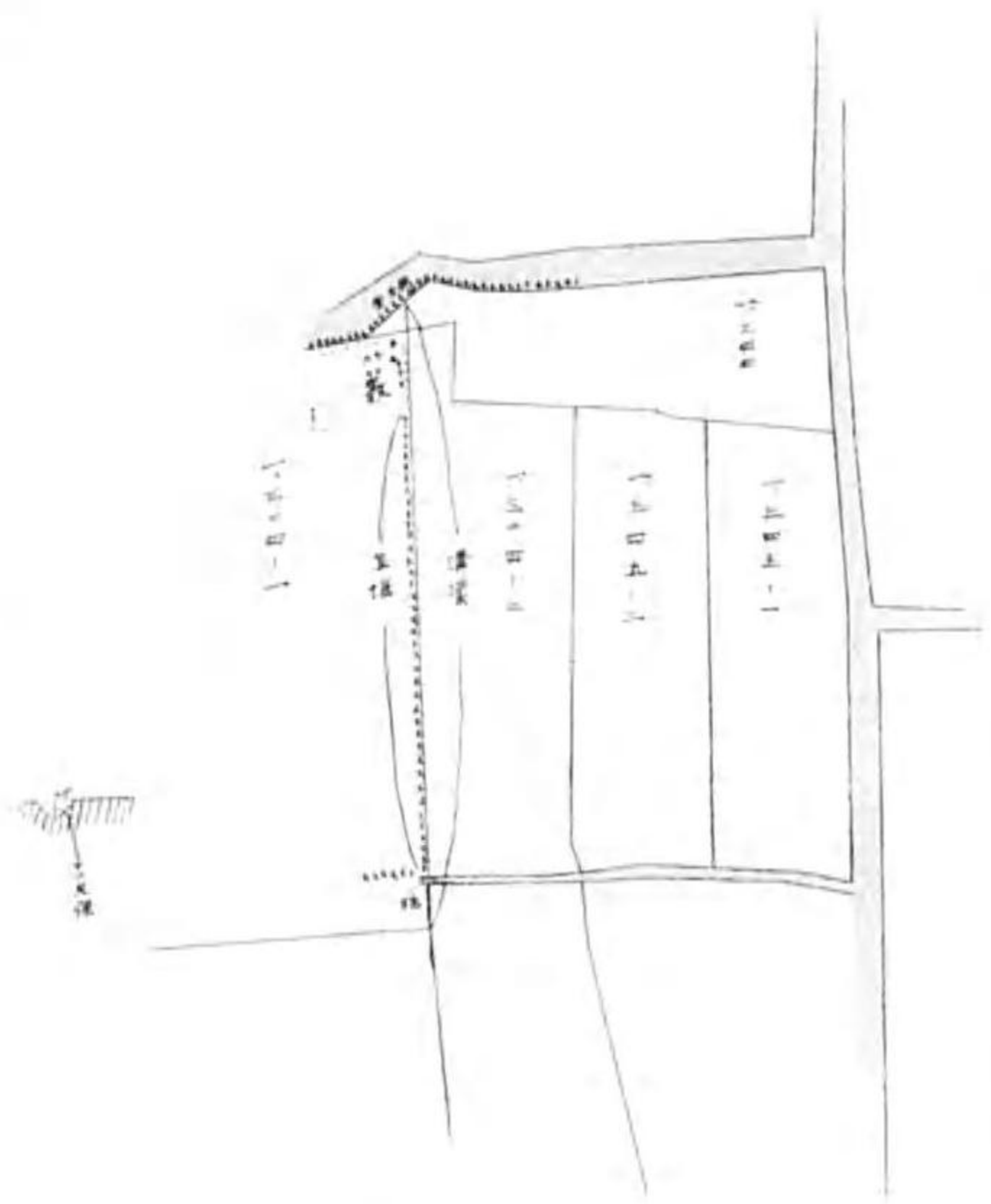
明治二年十二月朝廷彦九郎が勤王大義を唱へ、有志の徒を鼓舞せし功を追賞し、里門に旌表し子

孫に三人扶持を下賜された、その御沙汰書に添へた岩鼻縣の文言に、

右之通被仰出候間、即上州新田郡細谷村故高山彦九郎舊屋敷地、其曾孫石九郎ニ被下置、永ク其靈

追祀セシムル者也

とあり。曾孫石九郎は當時宗家蓮沼家に寄食の身であつた、更らに此地明治九年には現蓮沼家當主貞一の祖母は、まの所有にして、免租地であつた、恐らく明治二年追賞の御沙汰に端を發して、かゝる特殊の取扱ひをされてあつたものと思はれる。その後此の地域の顯彰保存に關し、明治三十三年には、彦九郎四代の孫守四郎記念碑を建つる計畫をなし、基礎



高山彦九郎宅址地圖

工事をなせるも、そのまゝ中止となり。

更らに明治三十七年又同様の計畫ありたるも、當時戰役の際とて、單に一、三、四、五番の二畑中に、コンクリートの基礎工事をなせるのみにて、又中止、明治四十一年又々同様の計畫をなしたるも、資金の募集充分ならざる爲中止、唯此時は三島中洲翁に囑して碑文の原稿のみを作れり、昭和三年には同村役場中心となつて、又計畫するところあつたが、財界の不況に災されてそのまゝとなり、以て今日

に及んでゐる。而して明治維新以來高山家の當主、財を顧る人なく、爲にこの地も幾度か所有者を異にしたが、何時も彦九郎由緒の地として、最もその家との關係深き人々の手によつて保管せられ、郷黨隣人亦よくその保存に力を致し、かくて大正十三年以來宗家蓮沼氏に於て其所有權を確保し、以て今日に及んでゐる。

尙此宅趾の西方道路を距て、蓮沼高山兩家の墓地がある。その地域内には彦九郎の父母並祖母の墓石あり、その墓石の間に彦九郎の遺髮冢がある。元とは「躑躅」を植ゑて標としたので、今尙その「躑躅」の灌木を存し、而して今はその前面に

正面に贈正四位高山正之君瘞髮冢側面に、

「君以寛政癸丑六月廿八日客死筑後郡葬其地家人得遺髮瘞焉代瘞展拜今茲明治壬辰當一百周年忌辰玄孫守四郎更建石表之紀元二千五百五十二年八月五日從四位源朝臣作樂誌」

と刻せる碑石が建てられてある。即ち彦九郎は寛政九年筑後久留米の森嘉膳が家にありて自刃したので、その墓は同市寺町遍照院にあり、墓石題して正面に松陰以白居士寛政五癸丑年六月廿七日側面に「生國上州新田郡細谷村」と刻してある。

彦九郎の母は明和二年七月に、父は同六年七月に死去し、墓石は彦九郎遺髮冢の後方にあり。正面に法名側面に終焉の年月日及孝子高山正晴謹建介子正之謹助と刻してある。又父母に次いで彦九郎が最も長く恩育を受けたる、祖母りん女の墓石は同じく彦九郎父母の墓に並び、正面には慶壽院秋岸照阿大姉と刻してある。

抑も此の墓域は、天明六年祖母死去の際彦九郎叔父正藏正業と計り小屋を構へ、三年の喪に服した處で、此の服喪中に記された、墓前日記今に存し、その敬虔の態度を見るべく、由緒深き土地である。

高山彦九郎宅趾は、今は敷地のみであるが、幸ひその區域は溝、土手、道路等によつて區劃され、當時その庭前にありしと認めらるゝ、老槭樹廢井等の存するあり、舊規を偲び得られ、殊に宗家蓮沼家と地を接し、今は由緒の記録を缺くと雖も、周圍の狀況及蓮沼家の由緒等より、その地域の由來等を確認し得らるゝを以て、幕末勤王の大義を唱へ有志の徒を鼓舞せしめたる彦九郎生誕生育の舊宅趾として、且つその西方にある遺髮冢を併せ保存要目史蹟の部第三及第八により昭和六年十一月史蹟に指定された次第である。



高彦九郎宅陸(樹)

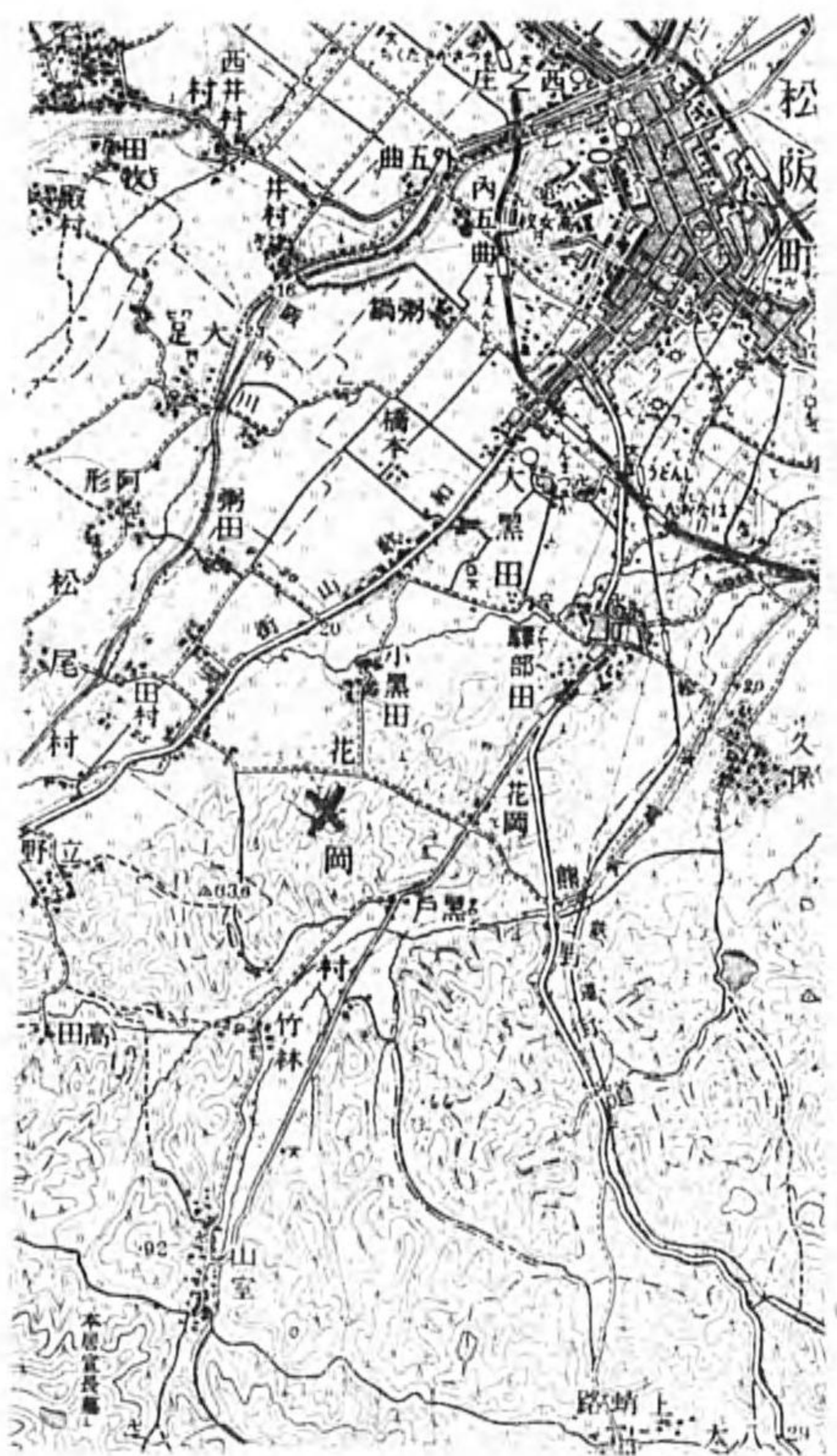


高彦九郎遺髮家

三重縣

寶塚古墳

三重縣飯南郡花岡村大字小黒田字花岡にあり、場所は松阪市の西方で、熊野街道と和歌山街道と



× 寶塚古墳位置
(陸地測量部五萬分一地形圖)

の中間にあつてゐる。寶塚古墳所在地は數個の起伏する丘陵の中間に挟まれた、獨立せる小丘陵上に營まれてゐる。此丘上並に周圍一帶には、多數の古墳が群集してゐたのである。

あるが、近年開墾の爲小形の分は殆ど破壊されて、今は僅かに俚稱寶塚と呼ぶ此二塚を残されてゐるのみで、二塚は南北相對して築かれてある。

南塚は前方後圓型で、主軸は正東に面し、その全長三百十三尺五寸、後圓部の直径百七十八尺二寸、高四十二尺九寸、前方直径百二十二尺一寸、高三十三尺ある。頂部は軍隊演習の爲に塹壕等を作られて、破壊葺石埴輪破片等の散亂するを見るも、他の部分は幸によく保存され、舊規の見るべきものがあり。而して周邊には埴輪圓筒を繞らした痕跡がある。三重縣調査報告には、埴輪は三段に配



寶塚出土埴輪破片

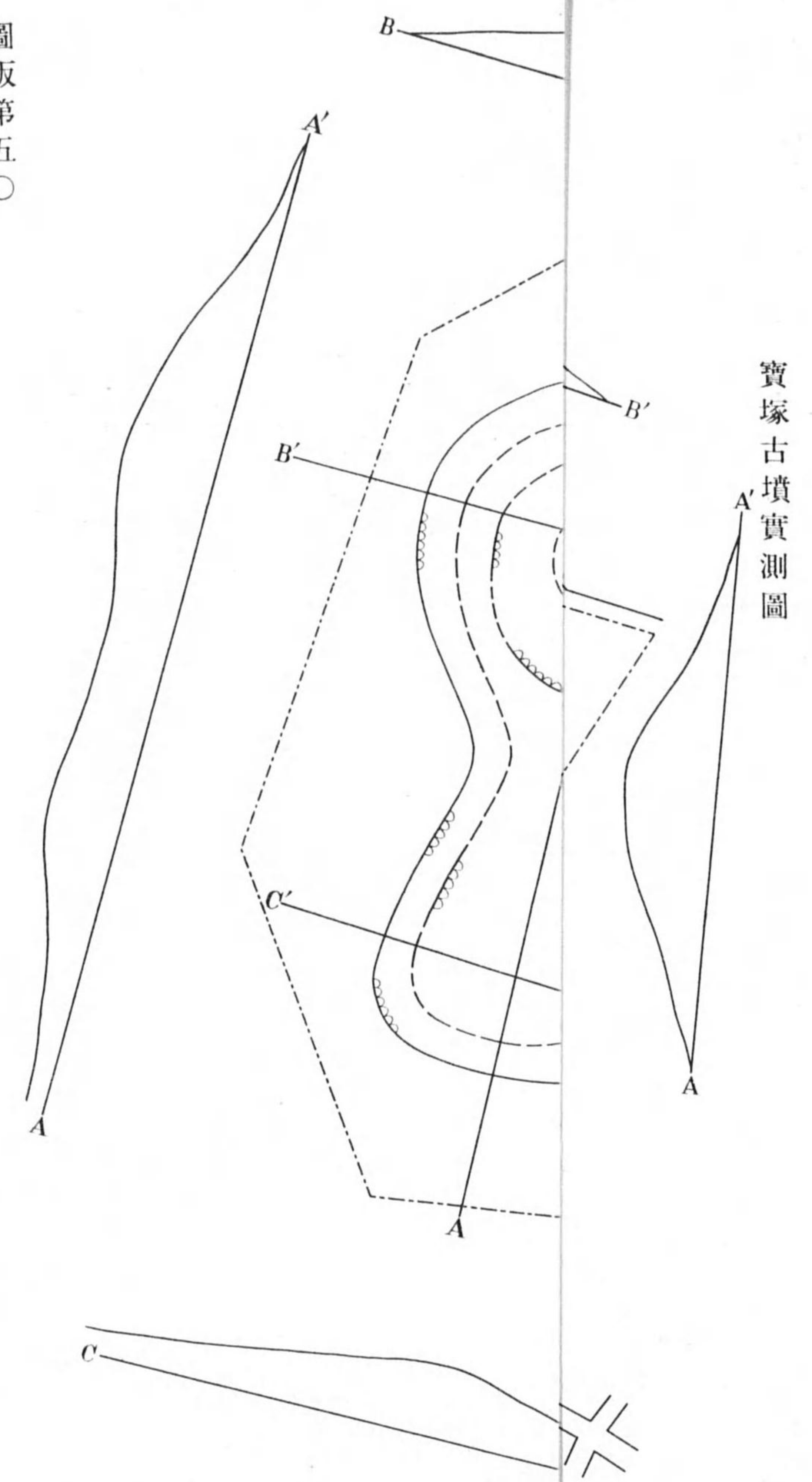
置されたとして、その正列の圖までも作られてゐるが、それは部分々々の所在を基礎として推定作成されたものである。尙前方部頂部より約十二尺下なる地點に埋没しありし分に就き、調べしところその圓筒は徑九寸乃至一尺のものであつた。

北塚は圓形塚で、南塚の北方約二十間程距だてた地點に築かれてある。而して所在の地盤も此の方は一段低くなつてゐる。塚は直径二百一尺三寸、高三十九尺六寸、頂部は南塚と同じく多少破壊されてゐるが、他の部分は完全に保存されてゐる。此分にも又周邊に埴輪圓筒を繞らした痕跡が認められる。三重縣調査報告には、同じく三段に繞らされた事になつてゐるが、その事情は前者同様である。

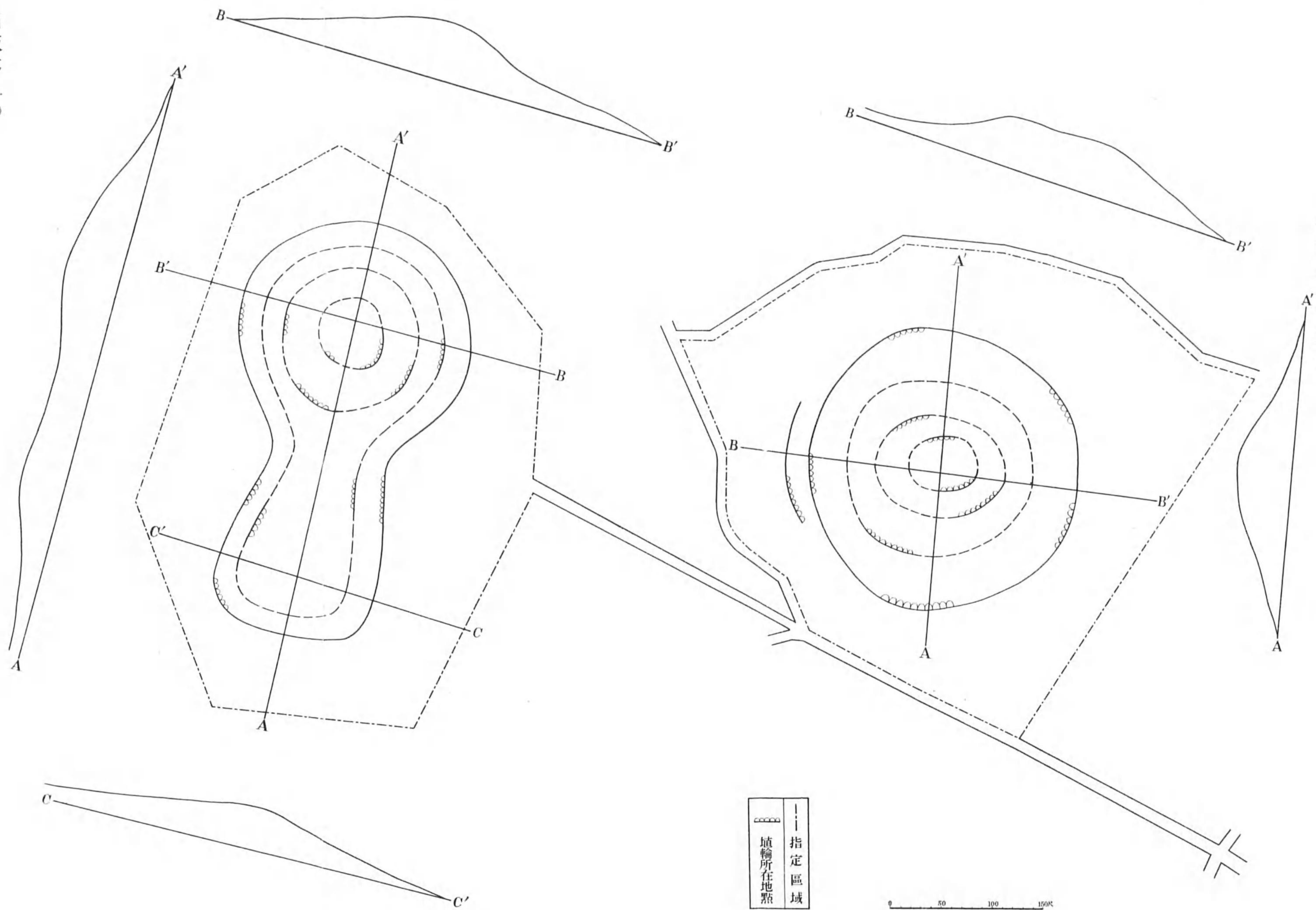
北塚の北方約八丁を距て、和歌山街道に面するのであつて、此街道より南方に此の二塚をよく望見し得らるゝのである。

此兩古墳はその雄大な點に於ては、此の地方代表的のもので、且つ一部分破壊された他、封土幸ひに完存するので、昭和七年七月史蹟として指定せられた次第である。

圖版第五〇



寶塚古墳實測圖



寶塚古墳實測圖



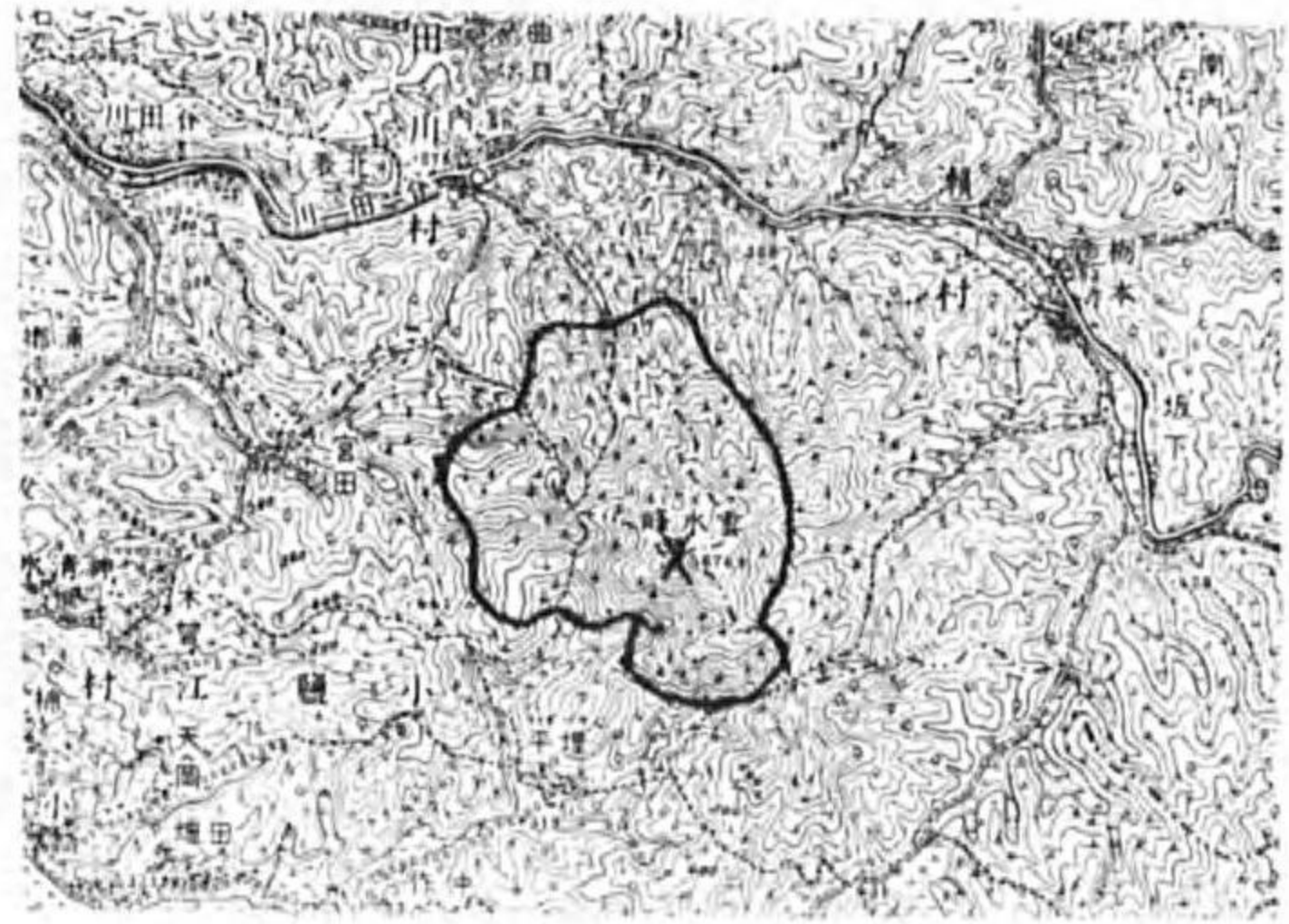
(塚南) 墳 古 塚 寶



(塚北) 同

福島縣

宇津峰



宇津峰位置は黒線内指定区域
(陸地測量部五萬分一地形圖)

福島縣石川・田村兩郡界に屹立してゐる一峰巒で、今は専ら雲水峰と稱してゐるが、古くは宇津峰又埋峯の文字を用ゐてゐる。同じ縣内にある靈山、隣縣茨城縣眞壁郡にある關大寶の兩城と共に、關東に於ける吉野朝時代の重要な南軍根據地として人口に膾炙せるところである。

史蹟として指定した範圍は、福島縣田村郡谷田川村大字谷田川、同郡二瀬村大字栃本、及同石川郡小鹽江村大字鹽田の二郡三ヶ村に互る地域の内、國有一筆二千九百七十一坪、民有二筆百八十八町四段六畝五歩で、城隍として重要な地點と認むべき部分を含める地域である。

宇津峰城は、一に星ヶ城と稱し、その最高海拔二千二百三十尺、山上は南北に狭く東西に長く、山地は平均約三十六度の傾斜角をなせる懸崖状態にあり、誠に要害堅固、所謂自然の城郭の地である。登り路は西麓の鹽田、南麓の小倉、共に石川郡北麓の谷田川、東麓の栃本、共に田村郡の四道があつ

て今は普通谷田川口から登る事になつてゐる。殊に近年新道を開鑿したので、見た割合には登りよいため、春秋二季には多數の登山者がある。

谷田川聚落を過ぎ、縣道から右折爪先上りの道を行く事數町、馬場ヶ平と稱する、稍々平坦な場所がある。こゝに近年鳥居を建て雲水峰神社の扁額を掲げ、登山口の道しるべとしてゐる。即ち此鳥居の所より眞の山路となるので、これより右曲左折胸突く道をたどり、して頂上に達するのであるが、頂上は安達、安積、岩瀬の平野を眼下に望み得られ、展望の佳なると共に、誠に戦時に於て要害の地たる事を窺はれる。

城構としての遺蹟は、主として中腹以上のところに存し、頂上は馬背の如くにしてその西端に近く、高約六尺の土壘を以て圍める方約十間の平坦なる地域がある。俗に千人溜と稱し、山上重要な場所である事が觀取される。俚俗には宇津峯宮の籠らせ給へる所に擬し奉るのである。今城内に三箇の石造小祠があり、俗に雲水峰權現と稱し、所謂雲水峰神社の奥宮に擬してゐる。而して此三祠を今は、一を後村上天皇、一を後龜山天皇、一を守永親王を祀ると稱してゐる。後村上、後龜山の二帝は、此山城と直接の御關係はあらせざるも、吉野朝廷天子にましますを以て祭祀し奉れるもの、守永親王は、里人此山に籠らせ給へる、所謂宇津峯宮に擬し奉る爲である。

石川郡小鹽江村と田村郡谷田川村との郡の境界線は、此千人溜土壘の略中央を西北部より入りて東北部に貫通してゐる。而して此土壘の東方に續く地域を俗に、長平城、又長子城と稱し、その東端に面せる俚俗東乙森と稱する地點に空濠の跡を存し、前方に連なる山丘との連絡を切斷し、且

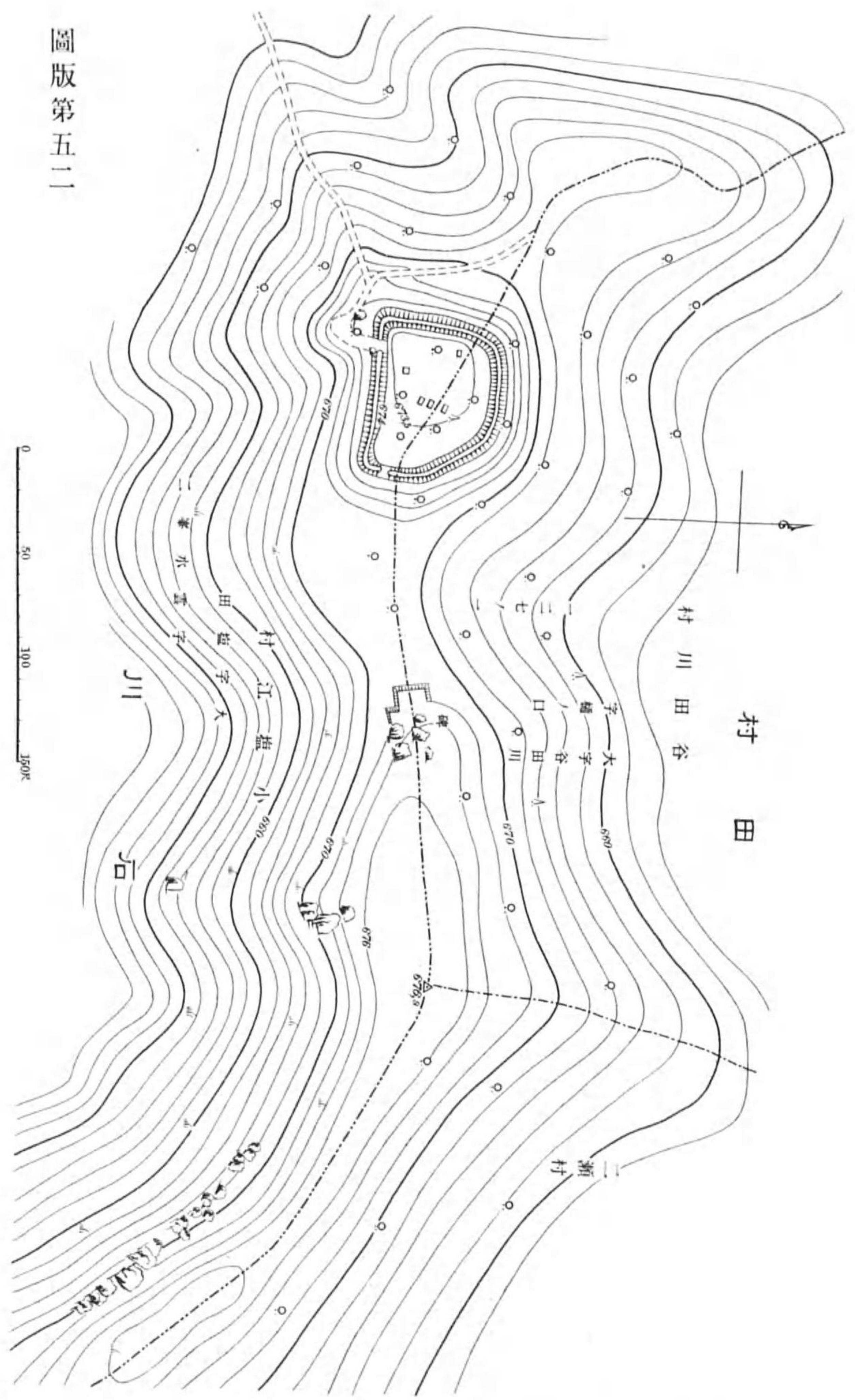
つ此濠の東側には、階段的に半腹を削り作られた數層の平地がある。又千人溜土壘の西北約六十尺ばかり下方に鐘撞堂の名を残せる小平地がある。何れも重要な構を設けられた所と察せられる。又山の中腹に近く、谷田川村字樋ノ口、石川郡小鹽江村鹽田祖母ヶ懐、同村内ヶ谷同郡二瀬村大字栃木に御井戸澤の名を存し、字樋ノ口の方は今に清泉の湧出せるのを見る。

抑も此地は興國元年六月より正平八年五月四日迄十三ヶ年間に互り、北畠顯信父子が宇津峯宮を奉じ、奥羽の義故に號令し死守した遺蹟であるが、重なる交戦事項を摘記すると、

- 興國元、五、一六 北畠親房代人を派するに當り書を結城親朝に與へ、護送して宇津峯に至らしむ
- 同 六、二九 將軍顯信此地に至る乎
- 同 五、四、一二 石塔義元宇津峰の南軍を撃たんとして、相馬親胤伊賀盛光に書を送る
- 同 四、二二 石塔義元相馬親胤に宇津峯攻の光鋒を命ず
- 正平二、七、二一 吉良富山、石塔等兵を發し、藤田河原家山宇津峰を連下す
- 同六、一〇、二二 宇津峯宮伊達山村諸氏を率て、吉良貞家を名取郡廣瀬河に破る
- 同 七、八、七 尊氏の黨吉良貞家、石川兼光、伊賀光長、國魂隆秀等を率ゐる宇津峯城を圍む
- 同 八、正、二八 尊氏隆興の諸將をして宇津峰城を攻めしむ
- 同 四、五、又一、五 結城朝常等宇津峯を攻む
- 同 五、四 宇津峰陷る

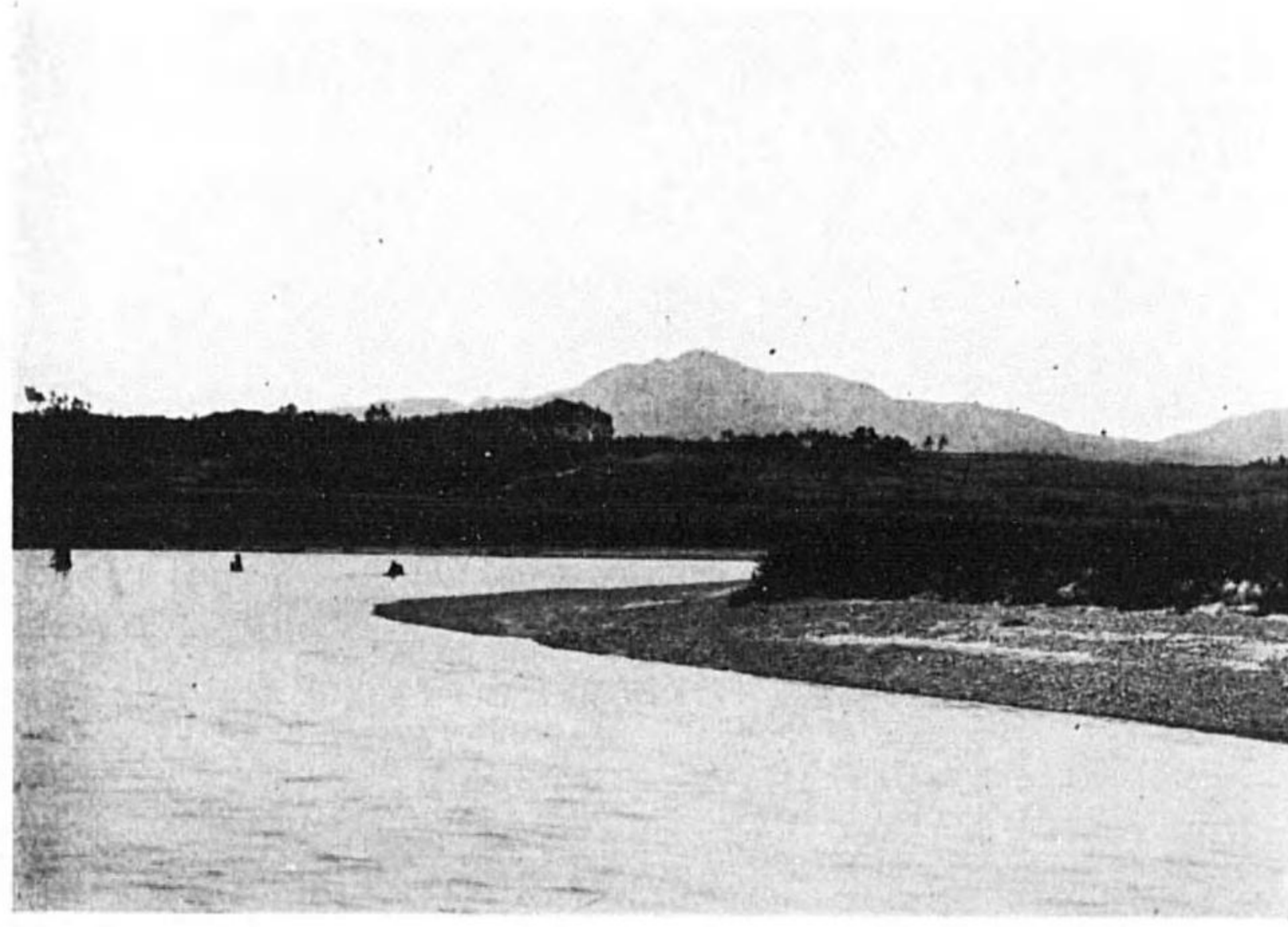
即ち正平八年四月に入りて、尊氏の黨、こゝを攻むる事甚だしく、遂に五月四日に陥りて以後廢城と

なり、以て今日に及んだのである。然し、壘濠其他に、尙當時の規模の見るべきものがあるので、保存要目史蹟部第四によつて、昭和六年七月史蹟に指定されたのである。

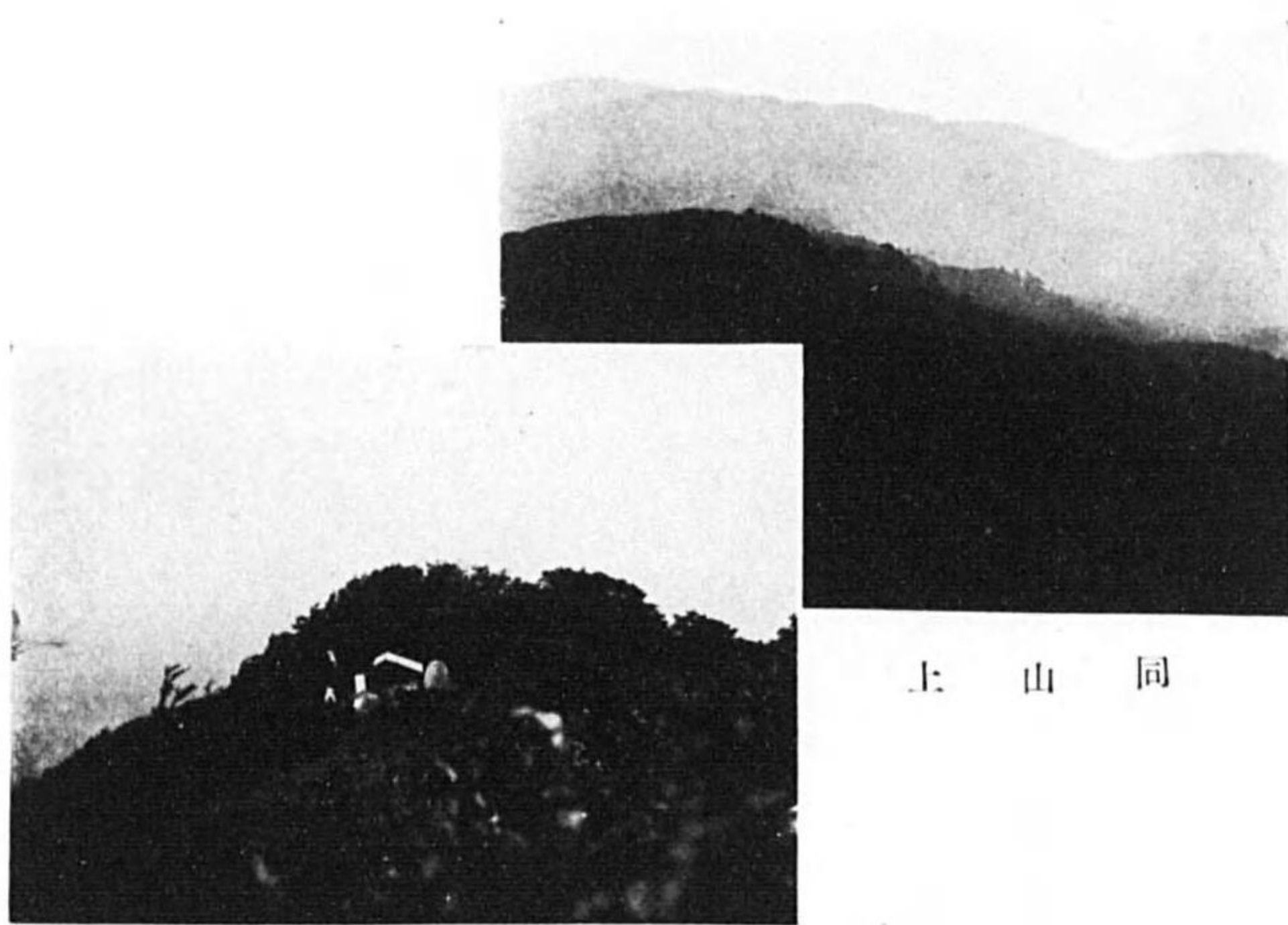


宇津峯山上實測圖

圖版第五二

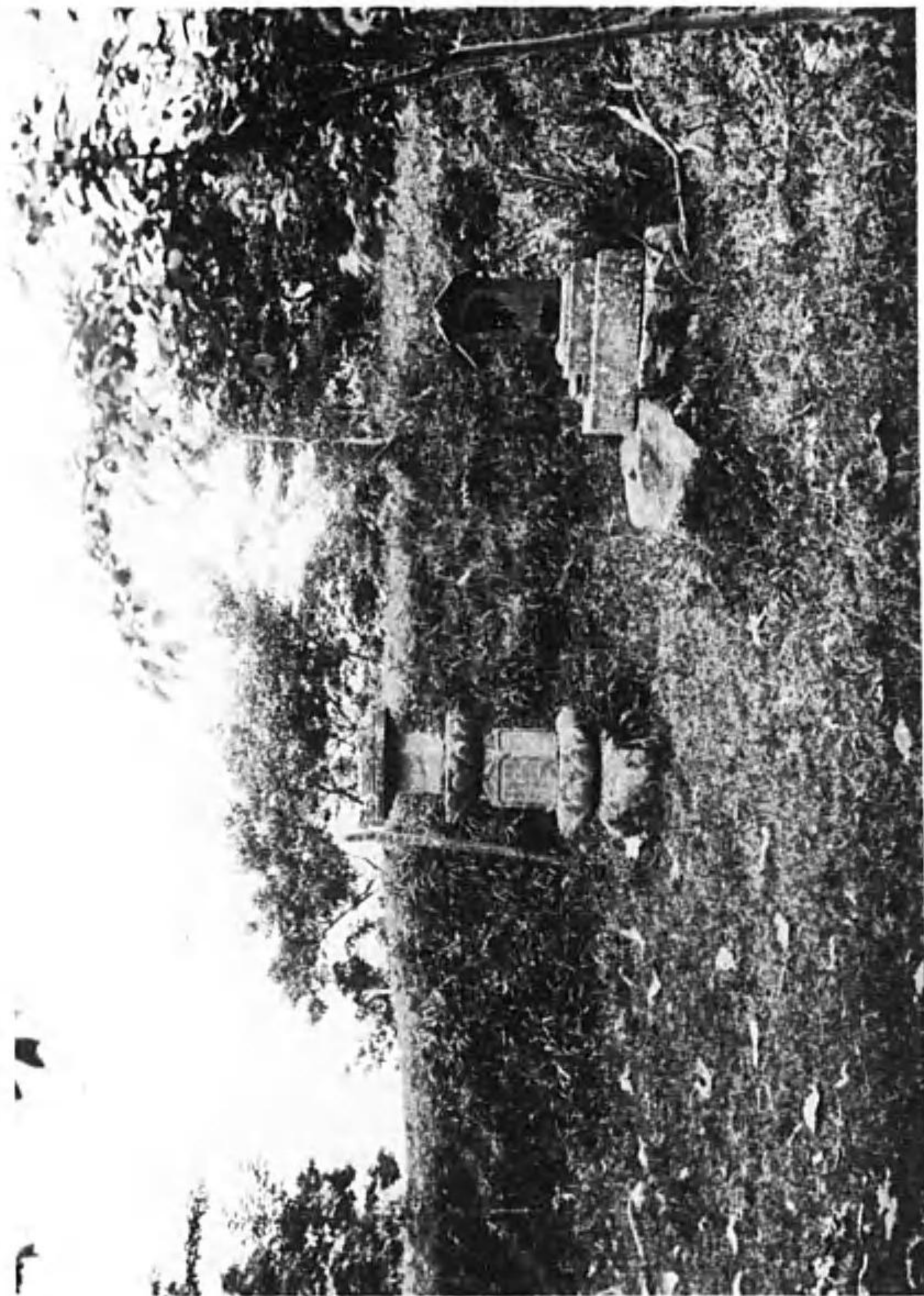


宇津峰遠望



同山

同



同 山上土壘 (留人千穉俗)

和歌山縣

明惠紀州遺蹟卒都婆

梅尾高山寺の明惠上人辨高がその生國紀伊國有田郡石垣村にある誕生地を始め經廻練行の地を顯彰せんが爲に門弟の建てられたもので嘉禎二年高足喜海が記せる卒都婆銘記によれば、白上前峰・白上・後立・吉原・糸野・星尾・神谷・崎山の八ヶ所が數へられてゐる。而して指定せしは崎山を除く七ヶ所で、その所在地は

- 白上前峰今西白 和歌山縣有田郡田栖川村大字栖原字苺一、四六八番ノ二指定地積實測面積五十八坪六合九勺
- 白上今東白 同縣同郡同村大字同字同一、四六八番ノ一指定地積實八十一坪四合二勺
- 後立 同縣同郡石垣村大字歡喜寺字西原一、一〇三番指定地積實一畝一畝歩
- 吉原今歡喜寺と云 同縣同郡同村大字同字中越一七九番指定地積實八歩
- 糸野 同縣同郡生石村大字糸野字上人谷指定地積一坪
- 星尾 同縣同郡保田村大字星尾字辨財天六六番ノ二指定地積一段一畝二十三歩
- 神谷 同縣同郡田殿村大字船坂七九三番指定地積二坪

(一)白上前峰は、田栖川村字栖原なる施無畏寺背後にある、高さ百八十餘米なる、白上山を云ふので、卒都婆記の所謂前峰とは、今は西白上と呼べる、地點で、卒都婆は山上稍々平坦の地を選び建てられてゐる。脚下斷崖絶壁、栖原灣に臨み、碧海鏡の如く、黒島・鷹島・毛無島・苺島・蘆島點在し、古來郡中風



(圖形地一分萬五部量測地陸陸) 置位姿都卒蹟遺州紀憲明 x



む望を灣原栖に下脚りよ上頂上白西

光第一の地と呼ばれ眞に佳景の地である。卒都婆は御影石を以て作られ別に臺石の設なく、直ちに地上に建てられ、地上寶珠迄五尺一寸三分、幅八寸五分、厚約七寸、表面に、文字の排列他の分と同じ今便宜改む

建久之比遁本山高尾來草庵之處
梵字文珠師利菩薩
嘉禎二年丙十一月十九日造立之
比丘喜海謹記

左側に願主沙彌□□右側に安倍氏六之女又裏面に、
嘉禎年中所立木卒都婆圍園之間
勸進一族以石造立之依之圍園園

因園園同令成就二世願望者也
康永參季甲九月十九日勸進園園園園
と刻してある、但し石面蘚苔に侵され荒れはて、今文字の明瞭ならざるものあり。

□を加へしものそれにして、□内は東白上星尾等にある分等に参照して、補字したのである。
(二)白上 白上前峰を西白上と稱するに對し今は東白上と呼んでゐる。卒都婆の所在地點より東方約二十間程にて山脈は終り、南方は一段低く傾斜して今蜜柑が栽培されてゐる。西方は田村浦を望見し、望海の視界狭けれども又風光明眉の地である。卒都婆は峰の頂點にあり、御影石を以て作られ、大さ又前者に等しく、且つ同じく臺石なく直ちに地上に建てられて、その表面には、

建久之比蟄居修練 十一月十九日造立之

梵字金剛藏菩薩

之間文珠浮空 嘉禎二年丙

中現形之處 比丘喜海謹記

左側に願主藤原宗貞又裏面には前者と同一の銘文が刻されてある。喜海の記せる上人の傳記を案ずるに、明恵が高雄より此の白上に來つて草庵を結びしは、建久六年の秋で、翌々八年の頃まで此山上にあり、同九年再び高雄より遁れ此山に登るとあつて、前後二回の止住地である。而して初め西白上に庵を結びしも、此の處眼下栖原の濱に近く、漁捕の業眼を遮ぎり、海人の燥音耳を驚かし、靜座修道の妨げとなつたので、東白上に居を移されたと今に郷人間には傳へてゐる。

(三)筏立 は吉原の誕生地の東南十數町奥に當つて、宇西原の地にあり。南方有田川に臨み、前方垣山を望む景勝の地である。卒都婆は丘陵の中腹南面して、臺石なく地上に直ちに建てられてある。此の分は享和二年再建のもので、地上寶珠迄高四尺二寸、幅八寸五分、厚七寸、表面に、

建久末比製

華嚴唯心觀

梵字功德林菩薩

行式并隨意

別願文之處

左側に

右側に

嘉禎二年丙

嘉禎年中所立之碑

十一月十九日造立

古損之間造立之

比丘喜海謹記

享和二年 九月十九日

と刻してある。而して此の卒都婆後方は一段高く崖をなして上に、楊梅の大樹及應永四年在銘の供養石塔婆、同六年在銘の寶篋印塔とがある。續紀伊風土記によれば、古建久寺華嚴院といふ寺あり、年を経て坊舎破壊、今畑となるとあり。此の處明恵建久九年再び高雄を遁れて白上に住せしも、樵蘇の往反の音閑室に聽え、禪念の勤に障あるを以て、伯父湯淺宗光が所領中、人里を離れた此の地に草庵を結ばれたのであると云はれ、卒都婆の西北三十間ばかり離れた地點に、御廟平坊屋敷と稱する平地があつて、上人の關係地神祕の場所として郷人手を觸れる事をさへ恐れてゐる。

(四)吉原 今單に歡喜寺と稱してゐる。こゝは上人誕生の地で、場所は歡喜寺の南方一町、周圍水田で圍まれてゐる。卒都婆は南面して建てられ、此の分も御影石で作られ、臺石なく、地上寶珠迄五尺四寸五分、幅八寸五分、厚五寸八分、表面に、

承安二年 巳癸

十一月十九日造立之

梵字普賢菩薩

正月八日辰時 嘉禎二年丙

上人誕生之處 比丘喜海謹記

とあり、又裏面には康永三年比丘弁透一族を勧誘建立の由來の刻文があつたのではないかと思はれるが、如何にも甚だしく石面蘚苔に被はれて浸蝕剝落して文字の有無を確むる事が出来ない。こゝは元來平重國の邸宅の階で、紀伊國風土記には「周十二間芝地に梅を植ゑ云々」とあるが現在は非常に狭ばめられてゐる。

(五)糸野 卒都婆は成道寺の背後、丹生池の東方稍々傾斜をなせる段畑の小徑の側にあり。此地西北は八伏山を以て圍まれてゐるが、南東の間開け、殊に香部谷より有田川を距て、御靈村愛宕山を望むあたり風光は誠に明媚である。卒都婆は同じく御影石を以て作られ、此の分には臺石を有し、寶珠迄の高五尺一寸九分、幅八寸五分、厚五寸五分、臺石は高六寸七分、長徑二尺一寸八分、短徑一尺八寸、その正面には、

建仁二年 十一月十五日造立之

梵字毗盧庶那如來

付淨覺上人 嘉禎二年丙

入壇灌頂處 比丘喜海謹記

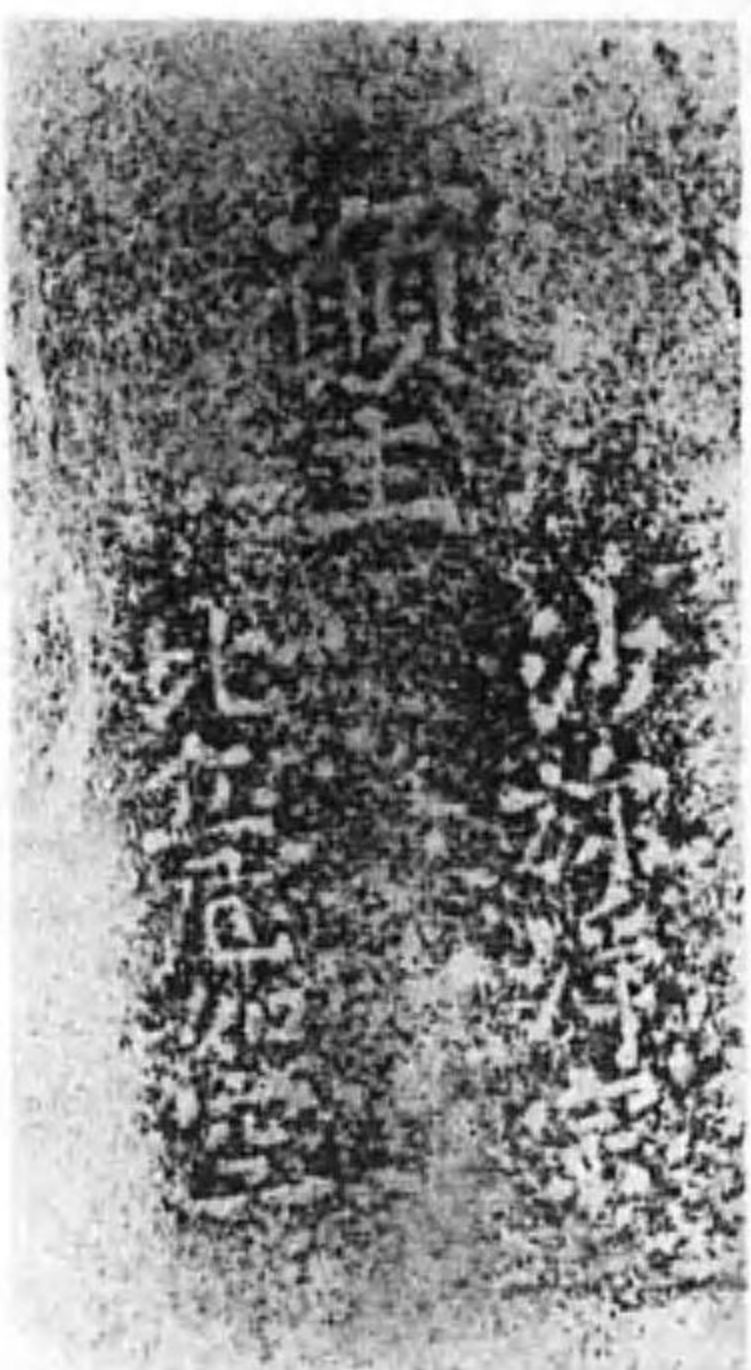
左側には願主等僧并結緣衆の刻銘あり、又裏面には弁透再興の記文が刻された痕跡を止めてゐる。此地は上人建仁元年石垣庄地頭職違亂の事あつて、後立を逐はれた時、伯父湯淺宗光が草庵を作り與へたところと云はれてゐる。

(六)星尾 卒都婆は神光寺の飛地境内で、門前に通ずる道路の傍樟林の中に建てられてゐる。こゝは東南は星山の阜丘に圍まれ、西北の間開けて遠く、明神嶽、大平嶺に面し、又頗る景勝の地である。

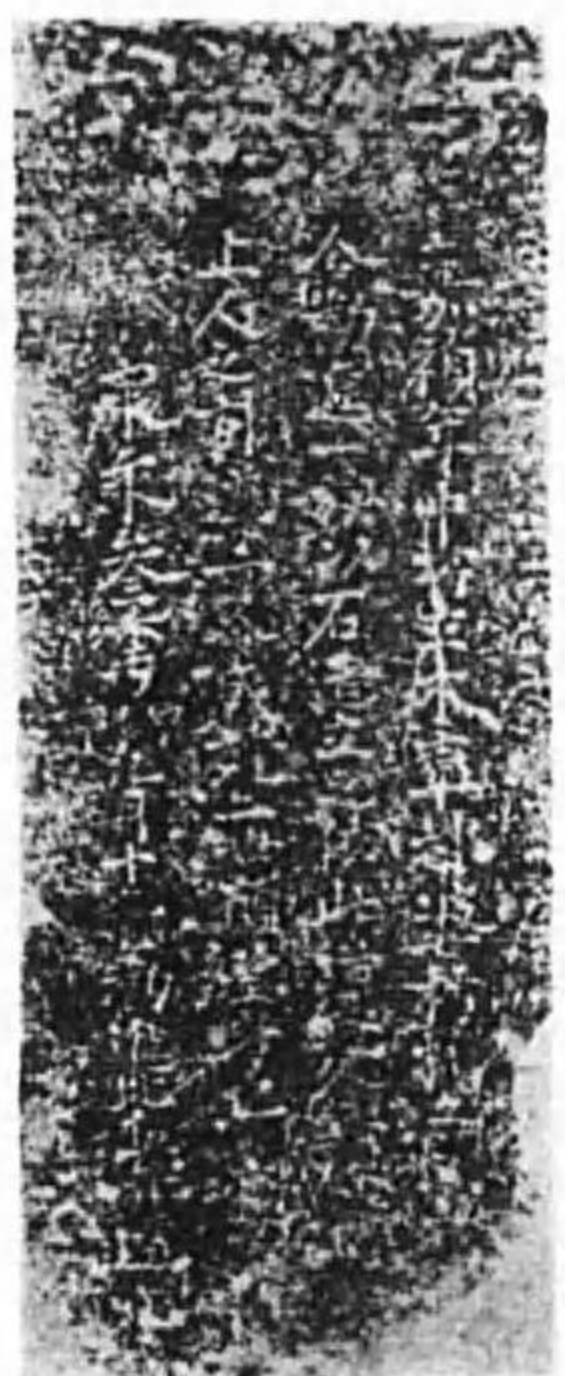
明惠紀州遺蹟卒都婆銘文星野の分(表面)



同側面



同側面



卒都婆は同じく御影石で作られ、糸野の分と同じく臺石を存し、寶珠は缺失してゐる。高四尺八寸、幅八寸五分、厚五寸八分、石面甚だしく龜裂を生じてゐる。臺石は高八寸五分、長徑二尺一寸八分、